

平成 29 年 第 1 回 (定例)
須 恵 町 議 会 会 議 録

平成 29 年 3 月 1 日

平成 29 年 3 月 6 日

平成 29 年 3 月 8 日

平成 29 年 3 月 16 日

議 会 事 務 局

目 次

第 1 号 (3 月 1 日)

| | |
|----------------|----|
| 議 事 日 程 | 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 2 |
| 出 席 議 員 | 3 |
| 欠 席 議 員 | 3 |
| 議会事務局職員出席者 | 3 |
| 説明のため出席した者 | 3 |
| 開会・開議宣言 | 5 |
| 会期の決定について | 5 |
| 会議録署名議員の指名について | 6 |
| 町 長 諸 報 告 | 6 |
| 議 会 報 告 | 10 |
| 議案第 1 号 | 16 |
| 議案第 2 号 | 16 |
| 議案第 3 号 | 17 |
| 議案第 4 号 | 18 |
| 議案第 5 号 | 19 |
| 議案第 6 号 | 20 |
| 議案第 7 号 | 22 |
| 議案第 8 号 | 23 |
| 議案第 9 号 | 25 |
| 議案第 10 号 | 26 |
| 議案第 11 号 | 27 |
| 議案第 12 号 | 29 |
| 議案第 13 号 | 29 |
| 議案第 14 号 | 30 |
| 議案第 15 号 | 31 |
| 議案第 16 号 | 32 |
| 議案第 17 号 | 33 |
| 議案第 18 号 | 34 |
| 議案第 19 号 | 35 |
| 議案第 20 号 | 36 |
| 議案第 21 号 | 39 |
| 議案第 22 号 | 41 |
| 議案第 23 号 | 41 |
| 議案第 24 号 | 42 |
| 議案第 25 号 | 43 |

| | |
|--------|----|
| 議案第 3号 | 45 |
| 議案第 4号 | 45 |
| 散 会 | 46 |

第 2 号 (3 月 6 日)

| | |
|-------------|----|
| 議 事 日 程 | 47 |
| 本日の会議に付した事件 | 47 |
| 出 席 議 員 | 48 |
| 欠 席 議 員 | 48 |
| 議会事務局職員出席者 | 48 |
| 説明のため出席した者 | 48 |
| 開 議 宣 言 | 49 |
| 議案第 1号 | 49 |
| 議案第 2号 | 49 |
| 議案第 5号 | 51 |
| 議案第 6号 | 51 |
| 議案第 7号 | 55 |
| 議案第 8号 | 56 |
| 議案第 9号 | 57 |
| 議案第 10号 | 58 |
| 議案第 11号 | 59 |
| 散 会 | 60 |

第 3 号 (3 月 8 日)

| | |
|--------------|----|
| 議 事 日 程 | 61 |
| 本日の会議に付した事件 | 61 |
| 出 席 議 員 | 61 |
| 欠 席 議 員 | 61 |
| 議会事務局職員出席者 | 61 |
| 説明のため出席した者 | 61 |
| 開 議 宣 言 | 62 |
| 14番 議員 今村 桂子 | 62 |
| 1番 議員 児玉 求 | 72 |
| 2番 議員 世利 孝志 | 80 |

| | |
|-------------|-----|
| 6番 議員 田ノ上 真 | 84 |
| 3番 議員 白水 勝元 | 89 |
| 7番 議員 松山 力弥 | 93 |
| 散 会 | 101 |

第 4 号 (3 月 16 日)

| | |
|------------------|-----|
| 議 事 日 程 | 102 |
| 本日の会議に付した事件 | 102 |
| 出 席 議 員 | 103 |
| 欠 席 議 員 | 103 |
| 議会事務局職員出席者 | 103 |
| 説明のため出席した者 | 104 |
| 開 議 宣 言 | 105 |
| 議案第 12号 | 105 |
| 議案第 13号 | 106 |
| 議案第 14号 | 107 |
| 議案第 15号 | 108 |
| 議案第 16号 | 111 |
| 議案第 17号 | 112 |
| 議案第 18号 | 112 |
| 議案第 19号 | 113 |
| 議案第 20号 | 114 |
| 議案第 21号 | 117 |
| 議案第 22号 | 118 |
| 議案第 23号 | 119 |
| 議案第 24号 | 120 |
| 議案第 25号 | 120 |
| 委員会の閉会中の継続調査について | 126 |
| 閉 会 | 126 |

議事日程(第1号)

平成29年3月1日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 1号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 2号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 3号 工事請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第 4号 工事請負契約の変更について
- 日程第 9 議案第 5号 町営路線の認定について
- 日程第10 議案第 6号 平成28年度須恵町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第11 議案第 7号 平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第 8号 平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第 9号 平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第10号 平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第11号 平成28年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第12号 須恵町立図書館協議会条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 須恵町表彰条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第15号 須恵町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第16号 須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第17号 須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第22 議案第18号 須恵町文化会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正す
る条例
- 日程第23 議案第19号 須恵町カルチャーセンターの設置及び管理運営に関する条例の一
部を改正する条例
- 日程第24 議案第20号 平成29年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第25 議案第21号 平成29年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第26 議案第22号 平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第27 議案第23号 平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について

- 日程第 28 議案第 24 号 平成 29 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
- 日程第 29 議案第 25 号 平成 29 年度須恵町水道事業会計予算の提出について
- 日程第 30 議案第 3 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 31 議案第 4 号 工事請負契約の変更について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 1 号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 2 号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 3 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第 4 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 9 議案第 5 号 町営路線の認定について
- 日程第 10 議案第 6 号 平成 28 年度須恵町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 11 議案第 7 号 平成 28 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 12 議案第 8 号 平成 28 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 9 号 平成 28 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 議案第 10 号 平成 28 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 議案第 11 号 平成 28 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 議案第 12 号 須恵町立図書館協議会条例の制定について
- 日程第 17 議案第 13 号 須恵町表彰条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 14 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 19 議案第 15 号 須恵町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 20 議案第 16 号 須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 21 議案第 17 号 須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 22 議案第 18 号 須恵町文化会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 23 議案第 19 号 須恵町カルチャーセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第24 議案第20号 平成29年度須恵町一般会計予算の提出について
 日程第25 議案第21号 平成29年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
 日程第26 議案第22号 平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
 日程第27 議案第23号 平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
 日程第28 議案第24号 平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
 日程第29 議案第25号 平成29年度須恵町水道事業会計予算の提出について
 日程第30 議案第 3号 工事請負契約の締結について
 日程第31 議案第 4号 工事請負契約の変更について

出席議員(14名)

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 児 玉 求 | 2番 | 世 利 孝 志 |
| 3番 | 白 水 勝 元 | 5番 | 三 角 栄 重 |
| 6番 | 田 ノ 上 真 | 7番 | 松 山 力 弥 |
| 8番 | 猪 谷 繁 幸 | 9番 | 田 原 重 美 |
| 10番 | 合 屋 伸 好 | 11番 | 原 野 敏 彦 |
| 12番 | 三 上 政 義 | 13番 | 柴 田 真 人 |
| 14番 | 今 村 桂 子 | 15番 | 三 角 良 人 |

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|-----|---------|-----|-------|
| 局 長 | 吉 松 良 徳 | 係 長 | 白 水 誠 |
|-----|---------|-----|-------|

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 町 長 | 中 嶋 裕 史 | 副 町 長 | 平 松 秀 一 |
| 教 育 長 | 安 河 内 文 彦 | 理事(会計管理者) | 今 泉 俊 裕 |
| 総 務 課 長 | 満 行 誠 | まちづくり課長 | 櫻 木 幹 夫 |
| 都市整備課長 | 安 河 内 久 人 | 地域振興課長 | 安 河 内 隆 |
| 上下水道課長 | 石 井 浩 二 | 健康福祉課長 | 小 林 は つ み |

| | | | |
|---------|-----------|---------|---------|
| 住 民 課 長 | 梅 野 猛 | 税 務 課 長 | 甲 能 裕 和 |
| 子ども教育課長 | 御 手 洗 文 生 | 社会教育課長 | 川 津 政 文 |
| 総務課参事 | 平 山 幸 治 | 総務課課長補佐 | 諸 石 豊 |
| 監 査 委 員 | 百 田 清 二 | | |

午前10時00分開会

○議長（三角 良人） おはようございます。

このところは、二、三日は暖かくなりましたが、その前は真冬日と春日が来たような温度変化が激しゅうございました。また週末には寒くなるそうでございます。2週間の長期の議会になりますので、皆さん、体調を崩さんように、ひとつよろしくお願ひします。

開会前に、広報特別委員会より会期中の議場内写真撮影の申し出があつており、許可したいと思ひますので、よろしくお願ひします。

ただいまから平成29年第1回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員会の経過報告を求めます。7番、松山力弥議員。

○議会運営副委員長（松山 力弥） おはようございます。

平成29年第1回定例会、議会運営委員会の協議結果を報告します。

2月22日午後1時30分より議会運営委員会を開催し、平成29年第1回定例会の運営について協議、検討いたしました。

今回提出された議案は25件、町長諸報告5件、閉会中の組合議会報告3件でございます。

会期は、本日3月1日から3月16日までの16日間としております。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会11件、文教厚生委員会7件、予算審査特別委員会7件で、議案第20号から議案第25号までの平成29年度当初予算については一括議題といたします。また、議案第3号、議案第4号は、本日、全ての提案理由の説明後、総務建設産業委員会で審査し、本会議再開後、採決するようにいたしております。

次に、日程についてですが、中本会議を3月6日午前10時から、終了後、全員協議会、7日は午前9時から工事現場視察、終了後、各常任委員会、一般質問は8日午前9時から行います。

3月16日が最終本会議で、終了後に広報特別委員会を開催いたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第1回定例会の会期を、本日から3月16日までの16日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第1回定例会の会期を、本日から3月16日までの16日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、12番議員、13番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（三角 良人） 日程第3、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） おはようございます。

3月議会を招集いたしましたところ、原野議員も元気に出てこられましてほっとしておるところで、全員おそろいで何よりも思っております。

それでは、諸報告を申し上げます。

平成29年度一般会計予算について

順番がちょっと変わりますが、まず、平成29年度の一般会計予算から申し上げたいと思います。

平成29年度一般会計歳入歳出当初予算の総額は83億5,000万円で、前年度当初予算に比較いたしますと7億1,000万円の減額でございます。伸び率はマイナス7.8%でございます。これは、アザレア認定こども園の建設が終わったということも入るといふふうに思います。

まず、歳入歳出予算でございますが、歳入について申し上げますと、町税につきましては、個人町民税は1.8%の増、法人町民税は5.3%の減、固定資産税につきましては4.7%の増となっております。町税全体といたしましては、1.9%の増、5,900万円余りの増収を見込んでおるところでございます。

国家予算の約2割を占めます地方交付税でございますが、平成29年度の地方財政計画においては、地方交付税の出口ベースの交付額は、28年度に比しまして2.2%の減の見込みとして計上されておりますことから、本町の交付額は19億円ほど見込んでおります。

また、国庫支出金におきましては、本年度は臨時福祉給付金がございますので、25.9%の減の8億7,000万円程度を見込んでおります。

このような状況から、町債につきましては、臨時財政対策債を6.5%増の3億3,000万円計上いたしております。

その他、第三学童保育所施設整備事業、旅石地区の水路改良事業、それから道路改良事業、城山防災館、これは仮称でございますが、建設事業の財源などで、合計5億4,770万円計上いたしております。

なお、歳入歳出予算収支不足の財源措置といたしましては、財政調整基金から繰り入れとして5億1,000万円に対応いたしております。

次に、歳出予算でございますが、まず義務的経費の人件費でございますが、先に職員数の状況を報告いたしますと、28年度の退職者が8人、採用職員は28年9月に1人、29年1月に1人、4月8人として、職員数は前年度比2人増の148人となっております。

一般会計におきましては、平均年齢は前年度から1歳若返りまして38歳でございます。平均給与月額7,566円上がっております。

扶助費が、児童手当、障害者福祉費の毎年の増加によりまして予算額を押し上げる要因となっております。特に、障害者支援費、自立支援給付費は5,556万円、15%増となっております。

次に、施設整備、基盤整備事業の、いわゆる普通建設事業費でございますが、旅石地区水利改良に1億5,000万円、第三学童保育所整備事業2,090万円、国の社会資本整備総合交付金を活用しての道路橋梁の改良事業は、1億3,250万円を計上いたしまして、交通の安全の確保、あるいは生活環境の維持、向上を図ってまいります。

また、城山防災館建設事業につきましては、8,730万円を計上いたしております。城山区からの寄附金、交付金措置のある起債を活用して、城山地区の防災活動の拠点として整備いたします。

最後に繰出金でございますが、公共下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険広域連合ほか、消防とかごみとかあるわけですが、繰出金など合わせて13億8,100万円を計上いたしております。

以上、平成29年度の一般会計当初予算の報告でございますが、「不要」「不急」の予算は削減いたしまして、必要とされる施策や事業につきまして積極的に取り組んだ予算編成となったものと思っております。

町民一人一人が誇りと愛着を持って、生きがいを実感できる、安全で安心な、魅力あるまちづくりに邁進してまいりますので、今後とも、議員各位を初めとする町民皆様の御理解と御協力をいただきますことをあわせてお願い申し上げます。

平成29年度国民健康保険特別会計予算について

次に、国民健康保険特別会計当初予算についてでございます。次に、平成29年度国民健康保険特別会計当初予算でございますが、予算総額は38億1,600万円、前年度と比較して1.1%、4,300万円の増額となっております。

国保の被保険者数は、後期高齢者医療制度への移行、あるいは社会保険への加入などによりまして、この1年で約380人が減少し、現在、6,500人ほどとなっております。

しかし、1人当たりの医療費は増加しており、医療費総額におきましても増加傾向が続いております。このような状況を踏まえまして、平成29年度は医療費関連予算を増額した予算編成を

しております。

具体的には、歳出におきましては、保険給付費を1,000万円、高額な医療費を県内で調整する共同事業拠出金を3,400万円増額しております。歳入におきましては、昨年12月議会で承認いただきました税率の改定による国保税約1,800万円、国庫支出金及び共同事業交付金で約1億9,000万円を増額いたしております。

平成29年度は、県が国保財政運営主体となる国保制度改革前の最後の1年となるわけでございます。

保健事業の充実を初め、より一層、収支両面にわたる効率的かつ効果的な取り組みに努めてまいりたいと思っておりますので、今後とも議員各位の変わらぬ御支援と御指導をよろしくお願い申し上げます。

平成29年度水道事業会計予算について

続いて、平成29年度水道事業会計予算でございますが、収益的収支予算の収入額は6億4,166万2,000円で、前年比4.1%の増、金額にして2,535万3,000円の増でございます。これは、水道使用料の増によるものでございます。支出額は5億5,514万4,000円で、前年比4.5%の減、金額にして2,610万円の減でございます。これは、減価償却費、第6次拡張事業で整備を行いました機械及び装置の減価償却が終了したことによる減でございます。29年度の収支は、8,651万8,000円の利益剰余金が見込まれます。

次に、資本的収支予算の収入額は2億4,155万円で、前年比58.7%の増、配水施設改良に伴う企業債及び国庫補助金によるものでございます。支出額は3億9,177万6,000円で、前年比21.5%の増、配水施設改良費の増によるものでございます。不足する額1億5,022万6,000円は、損益勘定留保資金で補填するものでございます。

水源の汚染防止を図り、良質な水を安定的に供給できるよう、緊急時用連絡管布設工事を初めとする施設改良費を計上しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

まちづくり推進事業について

続いて、まちづくりの推進についてでございます。平成29年度のまちづくり推進のための事業といたしまして3つの事業を行ってまいります。

まず第1に、プレミアム商品券及びプレミアム付き住宅リフォーム券の販売事業でございます。

住宅リフォーム等を対象とした須恵町プレミアム付き住宅リフォーム券及びプレミアム商品券を、どちらもプレミアム率といたしまして20%で、昨年に引き続き、発行総額1億7,400万円を、町指定金融機関であります西日本シティ銀行須恵支店を窓口、商工会主催で販売してまいります。

町外からの現金獲得による経済的効果は多大なものがあると確信いたしており、平成28年度

リフォーム券による工事額、約1億8,000万円が町内へ消費喚起されており、国税と法人住民税を合わせますと約1,500万円の税額効果を見込んでおります。町内で事業を営んでおられる方々の、稼ぐ力の潤滑油となる事業といたしまして、大きな期待を寄せているところでございます。

第2に、須恵町のPR事業でございます。

昨年度行いました須恵町のPR事業におきまして、郷ひろみさんの関係者の方を招いての職員研修や3コミュニティで行われました夏祭りなどのイベント会場において、郷ひろみさんのディナーショーチケット抽選会を行ったところでございます。今年度におきましては、商工会のイベント開催時に抽選券を発行するなど、イベント参加者数拡充も考慮いたしまして、郷ひろみさんのコンサートに町内外の方50組を招待し、広く須恵町をアピールすることといたしております。

最後に、オープンイノベーション戦略推進事業でございます。

須恵町の総合戦略の効果をさらに加速化させるために、須恵町オープンイノベーション戦略推進事業に取り組んでまいります。

28年度におきましては、企業の代表の方や商工会、農業関係者の方々数名で、具体的にワーキンググループを行いながら、実現のためのディスカッションを重ねてまいりました。

さらに、センター事業運営と喫茶等の機能を有した、戦略推進事業の拠点となりますオープンイノベーションセンターを、加速化交付金を利用いたしまして、須恵中央駅前に建設することに至っております。

町内外の事業者間による新しい事業の創出により、稼ぐ力を培っていただき、商工業や農業にもその効果が波及していくようなまちづくりのための一役となることを目的といたしております。

須恵町の繁華街のへそとなる場所として成長していくための、その呼び水となる一矢となることを大いに期待をしておるところでございます。

これから、須恵町は、税金や交付金のみに頼ることなく、稼ぐ力を身につけていくことが、これからの厳しい時代を乗り越えていくための必須条件となることと真摯に受けとめており、今後もさらに努力してまいりたいと思っております。

民設民営認定こども園仮称「明道館」建設について

次に、民設民営による認定こども園でございますが、子ども・子育て支援新制度が開始されて3年目を迎えます。新制度と同時に保育所入園要件が緩和され、保育所待機児童数が著しい増加をいたしました。

待機児童解消に向けた対策として、れいんぼー幼児園、そしてアザレア幼児園の建設を行い、ハード面の整備を行ってまいりましたが、転入者の急増に伴い、待機児童解消には至っておりません。さらに、幼稚園においても待機児童が出るほどに教育、保育のニーズが高まっている状況

にあります。

地理的環境に加え、須恵町が目指すゼロ歳から義務教育終了までの行き届いた教育施策のあらわれではないかと思っております。

この状況を踏まえ、町内の篤志の方による保育事業参入の申し入れがあり、認定こども園の建設計画が出されました。これを受けまして、町といたしまして待機児童解消につながるものと考え、また早急に必要な施設であることから支援することといたしました。

そして、県の事業であります、安心こども基金の補助金交付申請がなされ、1月に交付決定がなされております。この交付決定により、平成28年度事業として幼保連携型認定こども園園舎の整備が開始されます。そして、本年11月に開園予定となっております。この施設ができることで、可能な限りゼロ歳児から3歳児までの児童受け入れをお願いすることで、さらに待機児童が減少することを見込んでおります。

あわせて、先ほど申し上げました幼稚園の待機児童の解消策については、緊急ではありましたが、平成29年度4月から幼稚園教諭の確保を行うことによつて、幼稚園3園の3歳児の定数を4、5歳児と同じように25人から35人に改めまして、待機児童を減らすこととなると見込んでおります。

今後とも、須恵町の将来を担う子どもたちの育成に努めてまいり所存でございますので、議員の御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

以上で、諸報告を終わります。

○議長（三角 良人） これより、町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。9番、田原議員。

○議員（9番 田原 重美） 今の町長から、何ですか、来期からですか、3歳児が25人から35人になるとは。期日はいつからになつとうとですか。

○町長（中嶋 裕史） 4月。

○議員（9番 田原 重美） 来年の4月から。

○町長（中嶋 裕史） 今年。

○議員（9番 田原 重美） 今年の4月。そうですか。ありがとうございます。

○議長（三角 良人） ほかに。——これにて質問を終結します。

日程第4. 議会報告

○議長（三角 良人） 日程第4、これより議会報告に入ります。

なお、組合議会報告につきましては、議案審議内容を簡単に御報告させていただきますよう

お願いします。

まず、閉会中に北筑昇華苑組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。

8番、猪谷繁幸議員。

○議員（8番 猪谷 繁幸） 北筑昇華苑組合議会報告をさせていただきます。

平成29年2月8日に古賀市役所会議室において、第1回定例会が開催されました。

日程第6、第1号議案北筑昇華苑組合情報公開条例の制定については、北筑昇華苑組合が保有する行政情報について、情報公開をより一層推進するため、情報公開に関する条例を定めるものである。

日程第7、第2号議案北筑昇華苑組合個人情報保護条例の制定については、北筑昇華苑組合が保有する個人の情報適正な取り扱いの確保のため、個人情報の保護に関する条例を制定するもので、いずれも全員賛成で可決されました。

続きまして、日程第8、第3号議案北筑昇華苑組合北筑昇華苑条例の一部を改正する条例の制定については、葬祭場の使用の時間及び使用料を変更するもので、全員賛成で可決しました。

日程第9、第4号議案平成28年度北筑昇華苑組合会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,395万1,000円を増額し、歳入歳出それぞれ2億7,088万円とするものです。決算見込みによるもので、全員賛成で可決されました。

日程第10、第5号議案平成29年度北筑昇華苑組合会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,278万5,000円と定めるもので、前年度予算比414万4,000円の減で、主な要因は、議会費における費用弁償及び施設整備総合計画策定等の委託料の減額によるもので、全員賛成で可決されました。

日程第11、第6号議案北筑昇華苑組合会計監査委員の選任について、従前の監査委員からの組合議会議員が選任した監査委員の任期が、平成28年11月29日をもって満了したことに伴い、地方自治法第196条第1項の規定により、北筑昇華苑組合議会議員のうちから因辰美氏が選任され、全員賛成で同意しました。詳細につきましては、議員控室に置いておりますので御参照ください。

以上で、北筑昇華苑組合議会の報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を求めます。10番、合屋伸好議員。

○議員（10番 合屋 伸好） 須恵町外二ヶ町清掃施設組合定例会の報告でございます。

去る2月21日、平成29年第1回須恵町外二ヶ町清掃施設組合定例会が開催されました。議事日程につきましては、お手元に配付している資料のとおりでございます。

議長が、議案のみを簡単にということでございますが、必要性を感じまして組合長の諸報告を

若干させていただきます。

まず、し尿処理施設関連につきましては、4月から本年1月までの10カ月間で1万1,713.3キロリットルのし尿を処理しています。前年同期と比較しますと、約2.85%減少しております。本年度も主処理工程の負荷対策として実施しております週休運転方式で、管理経費の削減が見込まれております。今後も状況に応じた対策、修繕を行いながら、処理業務を行ってまいりたいということでございます。

次に、クリーンパークわかすぎの運営管理についてでございますが、RDF施設及びリサイクルプラザ、両施設とも順調に稼働いたしております。

RDF施設では、4月から本年1月までの10カ月間で約3万5,700トンの可燃ごみを処理し、約2万1,000トンのRDFを大牟田リサイクル発電所へ搬出しております。

また、リサイクルプラザでは、同じく10カ月間に2,187トンの不燃・資源ごみ等を処理しており、資源有価物の売却により約2,400万円の収入がっております。

大牟田リサイクル発電事業関係につきましては、昨年12月27日に第1回大牟田リサイクル発電事業運営協議会が開催され、平成34年度をもって事業期間を延長せず、大牟田リサイクル発電事業を終了する提案に全員一致で賛成しております。

また、30年度以降34年度までの5年間の長期事業計画につきましては、変更がございません。

平成29年度RDF処理委託料単価は、平成28年度と同じ、トン当たり1万500円となっております。

それから、事業稼働延長に係る地元対策事業でございますが、本年度から3カ年で終了する予定で進んでおります、との報告がございました。

それでは、議案でございます。今回の付議事件は2件でございます。

まず、議案第1号平成28年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入予算の補正につきましては、主なもので、構成町3町分担金及び2町受託費の減で9,520万6,000円の減額になっております。うち、須恵町分担金は2,247万9,000円の減額で、内訳といたしましては、ごみ処理分が1,591万2,000円の減、し尿処理分が656万7,000円の減となっております。

歳出予算補正の主なものについては、し尿処理施設運営管理費で、消耗品費、燃料費、修繕料、決算見込みにより1,128万7,000円の減額、また、ごみ処理施設運営管理費で、燃料費、薬品費、消石灰、活性炭、並びに決算見込みにより6,865万4,000円の減額になっております。

リサイクルプラザ運営管理費で、不燃ごみ処理委託料、宇美町最終処分場負担金など、1,380万7,000円の減額になっています。それから、篠栗町地元対策負担金4,490万8,000円の繰越明許費の設定をしています。

全員賛成で可決をしています。

続きまして、議案第2号平成29年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を21億2,616万6,000円と定めるものでございます。前年度と比較いたしまして、3億5,836万2,000円の減になっています。構成町3町分担金が15億1,821万8,000円で、うち須恵町の分担金は4億6,588万8,000円となっており、3町分担金総額の30.69%となっています。

ここで、当初予算の主な増額要因でございますが、施設稼働延長計画分の修繕費及び篠栗町地元対策負担金などが主になっています。また、減額要因ですが、主なものは公債費の減額によるものとなっております。

全員賛成で可決をいたしております。

なお、議案書及び平成29年度予算書につきましては、議員控室に置いておりますので御参照をお願いします。

以上です。

○議長（三角 良人） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。9番、田原重美議員。

○議員（9番 田原 重美） 粕屋南部消防組合報告をさせていただきます。

平成29年2月27日に粕屋南部消防本部において第1回定例会が開催されましたので、報告いたします。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第1号粕屋南部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布されたため、職員の給与月額及び扶養手当等の改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

議案第2号粕屋南部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、重大な消防法違反のある建物、いわゆる違反対象物をホームページにて掲載し公表する違反対象物の公表制度が平成30年4月1日から開始されることに伴い、条例の一部を改正するもので、全員賛成で可決しました。

議案第3号福岡市と粕屋南部消防組合との消防通信指令事務の委託に関する協議については、消防通信指令業務の共同運用を実施するに当たり、共同指令センターとなる福岡市に当該事務を委託するため提出するもので、全員賛成で可決しました。

議案第4号平成28年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算(第2号)は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,990万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億9,462万8,000円とするものです。

主なものとして、歳出の消防費において、福岡都市圏消防通信指令業務共同運用負担金の減額と車両更新の入札減及び助成金の交付決定されたことに伴い、同様に歳入において地方債が減額となっております。なお、28年度分の須恵町の分担金については、825万2,087円の減となっております。

全員賛成で可決しました。

議案第5号平成28年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計補正予算(第1号)については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ872万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,461万1,000円とするものです。これは、前年度決算額における繰越金の決定による増、及び年度末における決算見込みによる減額となっております。

賛成多数で可決しました。

議案第6号平成29年度粕屋南部消防組合一般会計歳入歳出予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億9,839万円と定めるもので、前年度と比べ3億6,960万7,000円の増となっております。これは、議案第3号にあった福岡都市圏消防通信指令業務の委託料、及びそれに伴うシステム整備の共同運用負担金、並びに西出張所に新規配備するタンク車の購入などが主なものとなっております。29年度分の須恵町の分担金は、2億8,297万8,718円となっております。

全員賛成で可決しました。

議案第7号平成29年度粕屋南部消防組合中南部休日診療所事業特別会計歳入歳出予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,586万8,000円と定めるもので、前年度と比べて2万2,000円の減となっております。

全員賛成で可決しました。

一般質問では、志免町寺田議員より、南部消防署でドクターカー、ドクターヘリの出動を要請されたことがあるか、の質問がなされました。南部消防署では、ドクターカー、ドクターヘリの要請をしたことはないが、青洲会病院がラピッドカーを所有しており、青洲会病院で医師が在駐している場合、要請することは可能との答弁がありました。

なお、須恵町の平成28年火災・救急・救助状況は、火災が7件、救急1,148件、救助6件となっております。

また、同日、全員協議会が開催され、策定された第五次粕屋南部消防組合消防力整備計画について協議がなされました。

この整備計画は、消防本部設立時の基本計画を基調とし、4次にわたり消防力整備計画の策定がなされてきましたが、平成27年度には西出張所の開設、また組合を取り巻く人口の動態、都市構造等、著しく社会環境も変化し、本格的な高齢化社会を迎えています。このような社会情勢を踏まえ、災害の多様化、特殊化、大規模化、救急業務の高度化など、消防に対するニーズに応えるべく、消防行政需要の変化に適切に対応した行政施策の着実な推進を図り、国が示す消防力の整備法指針に基づき、地域住民が安心して安全に暮らせる災害に強いまちづくりをさらに目指すため、人員、施設、車両等の整備について策定されたものです。

質疑等では、平成29年度から運用開始される福岡都市圏消防通信指令業務共同運用について、参加する各消防本部間での要請について、救急はできないが、火災については可能とのことや、29年度に予算計上しているタンク車の購入について、西出張所に配備されれば、それに伴う人員の確保が必要となるため、新規採用により6名の人員確保を行っており、11月には配置できるとの報告がありました。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いてありますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上、粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

○議長（三角 良人） その他、閉会中の活動につきましては、議席に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

ここで、篠栗町外一市五町財産組合議会の報告ですが、組合議員の三上議員に不幸ごとがあり、議会に出席されなかったため、報告するわけにはいきませんので資料配布のみにさせていただきます。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか。

——質問なしと認めます。

これより議事に入りますが、議案第3号、議案第4号は、議会運営委員会報告にもありましたように、工事契約、工期の関係で、本日、提案理由の説明後、委員会審査を行い、日程を追加し、本日採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、本日採決することに決定しました。

次に、一括議題についてお諮りします。議案第20号から議案第25号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第5. 議案第1号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第1号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課長。

○総務課長（満行 誠） 議案書は1ページをお願いします。

議案第1号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

提案理由といたしましては、平成28年8月8日の人事院勧告に基づき、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正に伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

内容の説明につきましては、3ページの新旧対照表をお願いいたします。

ここでは、要介護者の文言の整理を次の4ページの中ほどまでいたしまして、その4ページの第4項では、要介護者のある職員の時間外勤務の制限規定を設けたものを追加するものでございます。

2ページに戻っていただきまして、附則で、この条例は平成29年1月1日から適用するものです。

以上のとおり、よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第1号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第6. 議案第2号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第2号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課長。

○総務課長（満行 誠） 議案書は5ページをお願いいたします。

議案第2号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

提案理由といたしまして、平成28年8月8日の人事院勧告に基づき、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

内容の説明につきましては、8ページの新旧対照表をお願いいたします。

まず、目的、第1条では、条の追加を行っておりますが、その根拠法であります育児休業法の

育児短時間勤務職員に係る条文の追加をいたしまして、改正後の第2条の2は新たな追加で、育児休業法の育児休業の承認規定、第2条第1項に基づきまして、養育里親となっている職員の子を本条例で定めるものでございます。

次に、第2条の3は、改正前の第2条の2の繰り下げでございます。

第3条は、原則、育児休業は、子が3歳に達するまで1回とることができますが、ここでは、その例外、特別の事情を定めるものでございます。

9ページをお願いします。

右側改正前を改正後のように2号立てにしまして、さらに、その第2号のイを追加するものです。ここでは、特別養子縁組及び養子縁組が成立しない場合を新たに設けるものでございます。

第10条では、第3号と同じ内容を育児短時間勤務職員について規定したものでございます。

10ページをお願いします。

第18条では、部分休業につきまして、介護時間をとる場合、部分休業2時間からその分を減じるものとするものです。

7ページに戻っていただきまして、附則で、この条例は公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用するものです。

以上のとおり、よろしくをお願いします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第2号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第7. 議案第3号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第3号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。櫻木まちづくり課長。

○まちづくり課長（櫻木 幹夫） 議案書11ページをお開きください。

議案第3号工事請負契約の締結について。

下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、須恵東中学校大規模改造工事、契約方法、指名競争入札、請負金、2億2,572万円、請負者、因・吉松建設工事共同企業体、代表者、福岡県糟屋郡粕屋町大字江辻68番地2、因建設株式会社代表取締役因善一、契約保証の方法、契約保証金2,257万2,000円、条件、

工期は契約の効力が生じた日から平成29年9月29日まで、となっております。

以上、審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 因・吉松の共同企業体ですけども、下請に須恵の業者のほうは入らないのでしょうか。

○議長（三角 良人） それは議案に関係ありませんから。

ほかに。——これで質疑を終結します。よって、議案第3号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号工事請負契約の締結についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第8. 議案第4号

○議長（三角 良人） 日程第8、議案第4号工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） 議案書の12ページをお願いします。

議案第4号工事請負契約の変更についてでございます。

下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

変更前、工事名、公共下水道事業新原地区9工区管渠築造工事、契約方法、指名競争入札、請負金、6,750万円、請負者、福岡県福岡市博多区光丘町1丁目2番30号、株式会社才田組代表取締役才田善之、契約保証の方法、契約保証金（銀行の保証）、675万円、条件、工期、契約の効力が生じた日から平成29年3月10日でございます。

変更後は、工事名、契約方法の変更はございません。請負金、6,721万5,960円。請負者、契約保証の方法、条件の変更はございません。

今回の変更は、計画路線及び舗装復旧面積の減工によるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第4号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号工事請負契約の変更についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第9. 議案第5号

○議長（三角 良人） 日程第9、議案第5号町営路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。安河内都市整備課長。

○都市整備課長（安河内久人） 議案書13ページをお願いいたします。

議案第5号町営路線の認定についてでございます。

道路法第8条第2項の規定により、別紙、町営路線を認定したいので、本議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、町営路線網の整備を図るため、町営路線の認定の必要性が生じたので提案するもので、今回、路線の認定は6路線でございます。

議案書14ページをお願いいたします。

図面番号1番、路線番号その他683号、路線名、佛の浦・芋堀線、起点が旅石字佛の浦115番522地先から、終点、旅石字芋堀70番16地先まで、延長258.4メートル、最大幅員が7.5メートル、最小幅員5メートル。認定理由は、一般公共道路として新規認定のためでございます。ほか5路線の認定につきましては、議案書記載のとおりでございます。図面番号1番につきましては、旧福岡印刷団地組合所有道路の寄附、図面番号2番から6番につきましては、開発行為により新設された道路の帰属によるものでございます。路線図を15ページから20ページに添付いたしております。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第5号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号町営路線の認定についてを総務建設産業委員会に付託します。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。休憩に入ります。

午前10時57分休憩

午前11時09分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10. 議案第6号

○議長（三角 良人） 日程第10、議案第6号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課長。

○総務課長（満行 誠） 議案書は21ページをお願いします。

議案第6号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第5号）について。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めらるるものでございます。

内容につきましては、別冊の平成28年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

別冊の1ページをお願いいたします。

平成28年度須恵町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億6,300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億1,028万2,000円とするものです。

第2項では、第1表で歳入歳出予算補正を、続く第2条では、第2表地方債補正で変更を、第3条では第3表繰越明許費補正で追加をいたします。

次の2ページをお願いいたします。

第1表の歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主なところを申し上げます。

6款1項地方消費税交付金は、福岡県からの交付決定通知により5,820万8,000円の減額です。

9款1項地方交付税は、普通交付税決定額に合わせまして1億692万9,000円を減額補正しております。

13款1項国庫負担金1,042万6,000円の減額は、児童手当分の減額1,300万円を含んでおります。

2項国庫補助金3億72万9,000円の減額は、歳出でも減額補正しておりますが、臨時福祉給付金に対します国庫補助金と社会資本整備総合交付金をそれぞれ減額補正しております。

14款2項県補助金1,184万5,000円の減額は、主に重度障害者医療など、いわゆる公費医療費県補助金の減額でございます。

16款1項寄附金358万5,000円の増額は、ふるさと応援寄附金の増額補正でございます。

17款1項繰入金は、歳出予算の不用額の減額によりまして、800万円の減額をしております。

20款1項町債7,300万6,000円の減額は、第2表地方債補正のところで御説明をいたします。

次の3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

ほとんどの款におきまして、年度末の決算見込みから予算執行残の減額を今回行っております。主だったところを御説明いたします。

2款1項総務管理費2,669万円の減額は、電算管理費のサーバー業務委託料ハード補修及び使用料の減額です。

3款1項社会福祉費2億9,405万3,000円の減額は、歳入の国庫補助金のところで申しました、臨時福祉給付金給付事業費2億4,654万7,000円の減額でございます。

4款1項保健衛生費2,866万1,000円の減額は、予防接種等の委託料、個別及び集団健診委託料などの減額でございます。

2項清掃費5,694万5,000円の減額は、主に3町清掃施設組合負担金の減額です。

8款2項道路橋梁費1億337万円の減額は、歳入の国庫補助金のところで申しました、社会资本整備総合交付金を財源とします町道の改良工事及び舗装改良工事の減額です。

5項下水道費873万7,000円の減額は、公共下水道事業特別会計への一般会計からの繰出金の減額です。

9款1項消防費772万3,000円の減額は、粕屋南部消防組合負担金の減額です。

10款教育費4,628万7,000円の減額を総じて申し上げますと、臨時雇用の賃金、中学校ランチサービス事業等の委託料、須恵中外壁改修工事、エアコンほか備品購入などの減額を積み上げたものでございます。

続きまして、5ページをお願いします。

第2表地方債補正でございます。

歳入の補正予算20款の町債にありました減額7,300万6,000円の内容です。

1件目は臨時財政対策債、2件目がアザレア幼児園建設事業債、最後に道路改良事業債、以上3件の起債について、その限度額を変更しまして減額するものです。起債の方法等に変更はございません。

次の6ページ、第3表繰越明許費補正におきましては、新たに3件の事業を追加しております。

1件目は2款1項の地方公共団体情報システム機構負担金206万1,000円、2件目は3款2項の保育所等整備事業費補助金6,028万8,000円で、この2件はこの3月議会に補

正予算を提出しておるものでございます。

3件目は、当初予算で提出しております、9款1項の福岡県防災行政無線設備再整備事業費負担金353万3,000円でございます。

ここでは、歳出予算に計上しております予算が、その性質上、年度内にその支出を終わらない見込みがあるため、あらかじめ議会の議決をいただきまして、翌年度に繰り越して使用するための補正でございます。

以上のとおり、本議会に必要となります補正予算を提出いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第6号を議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第5号）を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので報告します。

委員長に今村桂子議員、副委員長に田ノ上真議員であります。

日程第11. 議案第7号

○議長（三角 良人） 日程第11、議案第7号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野住民課長。

○住民課長（梅野 猛） 議案書の22ページをお願いいたします。

議案第7号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

地方自治法の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の平成28年度歳入歳出補正予算で説明いたします。

補正予算書の43ページをお願いいたします。

平成28年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出の予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,542万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を39億5,004万6,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしておりま

す。

次のページの44ページをお願いいたします。

まず、歳入からです。

1款1項国民健康保険税120万円の減額は、29年1月末の調定額及び収納率により算定しました決算見込みによる補正でございます。

3款国庫支出金から6款の県支出金までは交付金等の申請及び交付決定通知による増減補正でございます。

8款1項他会計繰入金60万5,000円の増額は、保険基盤安定繰入金の増額、財政安定化繰入金の減額によるもので、国への報告額、県からの通知額によるものです。

10款諸収入669万9,000円の増額は、延滞金、第三者納付金等の収入済み額により補正をしております。

続いて45ページ、歳出です。

1款総務費91万円の減額は、需用費、役務費の決算見込み額によるものです。

2款保険給付費1項療養諸費、2項高額療養費は、それぞれ一般被保険者分を減額し、同額を退職者被保険者等分に増額しましたので、差し引き補正額はゼロ円となっております。

3款後期高齢者支援金から6款介護納付金までは、社会保険診療報酬支払基金からの確定通知による増減補正で、7款共同事業拠出金は国保連合会からの確定通知による減額補正でございます。

8款1項特定健康診査等事業費341万6,000円の減額は、決算見込みによる補正を、9款1項償還金及び還付加算金1,292万円の増額は、療養給付費等国庫負担金の返還金で、国の確定通知による補正でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第7号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を文教厚生委員会に付託します。

日程第12、議案第8号

○議長（三角 良人） 日程第12、議案第8号平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野住民課長。

○住民課長（梅野 猛） それでは、議案書の23ページをお願いいたします。

議案第8号平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

地方自治法の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の平成28年度歳入歳出補正予算で説明いたします。

補正予算書の62ページをお願いいたします。

平成28年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,060万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次のページ、63ページをお願いします。

まず、歳入からです。

1款1項後期高齢者医療保険料880万円の増額は、29年1月末の調定額及び収納率により算定をしました決算見込みによる補正でございます。

3款1項他会計繰入金169万2,000円の減額は、事務費繰入金及び広域連合から通知されました保険基盤安定繰入金の補正です。

4款1項繰越金1,322万9,000円の増額は、前年度の保険料繰越金1,184万7,000円を含めたところの補正です。

5款諸収入26万6,000円の増額は、決算見込みによる補正です。

次に、歳出です。

64ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費21万6,000円減額は、不用となったシステム改修業務委託料を、2項徴収費30万円の減額は需用費の決算見込みにより補正をしております。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金2,206万9,000円の増額は、歳入予算の保険料、前年度保険料繰越金などの合計で、福岡県後期高齢者医療広域連合へ納付します負担金の補正となります。

3款1項償還金及び還付金50万円の減額は1月末の支出済み額を、4款予備費は全額を減額しております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

よって、議案第8号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を文教厚生委員会に付託します。

日程第13. 議案第9号

○議長（三角 良人） 日程第13、議案第9号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） 議案書の24ページをお願いします。

議案第9号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の73ページをお願いします。

平成28年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,615万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億1,624万円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は第2表地方債補正により御説明いたします。

74ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正の歳入です。

主なものは、1款1項負担金、補正額2,400万円は、決算見込みにより受益者負担金を増額補正しております。

2款1項使用料、補正額100万円も決算見込みにより増額補正しております。

5款1項他会計繰入金、補正額マイナス873万7,000円は、一般会計繰入金の収支調整による減額でございます。

8款1項町債、補正額マイナス7,250万円は下水道事業債で、これは町工事量の減及び水道補償費の減並びに落札残等に伴う減額補正でございます。

75ページお願いします。

歳出でございます。

1 款 1 項総務管理費、補正額 1,889 万 9,000 円は、委託料、負担金補助及び交付金等の執行残で 407 万円を減額し、下水道施設整備基金積立金 2,296 万 9,000 円を計上し、これらを差し引きした補正でございます。

2 款 1 項下水道事業費、補正額マイナス 7,505 万 4,000 円は、委託料、工事請負費、負担金等の落札残及び保障補填及び賠償金の不用額を減額補正するものでございます。

76 ページをお願いいたします。

第 2 表地方債補正でございます。

1、変更。起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額 3,390 万円を 2,540 万円に変更。これは、平成 28 年度流域下水道建設費の確定に伴う減額補正でございます。次に、多々良川流域関連公共下水道分、限度額 2 億 9,400 万円を 2 億 3,000 万円に変更。これは、町工事量の減及び水道補償費の減、落札残等による減額でございます。

起債の方法、利率、償還の方法等の変更はございません。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 9 号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 9 号平成 28 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第 14. 議案第 10 号

○議長（三角 良人） 日程第 14、議案第 10 号平成 28 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） 議案書の 25 ページをお願いします。

議案第 10 号平成 28 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 28 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の 85 ページをお願いします。

平成 28 年度須恵町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ60万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,647万3,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

86ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入です。

第1款第1項分担金、補正額409万9,000円は、決算見込みにより受益者分担金を増額補正しております。

2款1項使用料、補正額マイナス13万円は、決算見込みによる減額補正でございます。

3款1項他会計繰入金、補正額マイナス456万9,000円は、一般会計繰入金の収支調整による減額でございます。

87ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款1項農業集落排水事業費、補正額マイナス60万円は、委託料の執行残でございます。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第10号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第15. 議案第11号

○議長（三角 良人） 日程第15、議案第11号平成28年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） 議案書の26ページをお願いします。

議案第11号平成28年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の92ページをお願いします。

第1条、平成28年度須恵町の水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

初めに、収入。

第1款第1項営業収益、補正額2,000万円は水道使用料及び手数料の決算見込みによる増額でございます。

支出。

第1款第1項営業費用、補正額マイナス639万5,000円。主なものは原浄費及び配給費の委託料、材料費、路面復旧費、受水費等の決算見込みによる減額でございます。

次に、第2項営業外費用、補正額マイナス65万円。主なものは前年度に借り入れた企業債の利率の確定に伴う減額でございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

初めに、収入。

第1款第1項負担金、補正額マイナス2,000万円は移設補償費に伴う工事負担金の減額でございます。

第2項企業債、補正額マイナス1,620万円は緊急時用連絡管布設工事に伴う企業債の減額でございます。

次に、支出。

第1款第1項改良費、補正額マイナス3,000万円は、配水管等施設改良に伴う工事請負費の工事量の減による減額でございます。

第3条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,638万9,000円は、損益勘定留保資金で補填するものでございます。

93ページをお願いします。

第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正するものでございます。

起債の目的、水道事業債、変更前限度額8,810万円を変更後7,190万円に緊急時用連絡管布設工事に伴う企業債の減額でございます。

起債の方法、利率、償還の方法等の変更はございません。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

よって、議案第11号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号平成28年度須恵町水道事

業会計補正予算（第3号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第16. 議案第12号

○議長（三角 良人） 日程第16、議案第12号須恵町立図書館協議会条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。川津社会教育課長。

○社会教育課長（川津 政文） 議案書の27ページをお願いいたします。

議案第12号須恵町立図書館協議会条例の制定についてでございます。

須恵町立図書館協議会条例の制定について、別紙のとおり提出する。

提案理由。図書館法第14条第1項に規定する図書館協議会を設置し、必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要があるため提案するものでございます。

次のページをお願いいたします。

要旨につきまして、説明させていただきます。

須恵町立図書館協議会条例。

この協議会を設置することにより、図書館に対する意見を幅広く取り入れ、指導、助言等により、図書館運営並びに図書サービスの充実を図り、図書館の振興、発展につなげたいと考えております。

協議会の定数は6名以内とし、学校教育、社会教育関係者、家庭教育に資する関係者、学識経験者の中から教育委員会が任命し、任期は2年を考えています。

附則として、この条例は平成29年4月1日から施行するものであります。

以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第12号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号須恵町立図書館協議会条例の制定についてを文教厚生委員会に付託します。

日程第17. 議案第13号

○議長（三角 良人） 日程第17、議案第13号須恵町表彰条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課長。

○総務課長（満行 誠） 議案書は29ページをお願いいたします。

議案第13号須恵町表彰条例の一部を改正する条例について。

提案理由としまして、固定資産評価審査委員会委員を本条例第5条に規定します功労表彰の対象とするために、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

内容の説明につきましては、31ページの新旧対照表をお願いいたします。

改正前の体育指導委員会会長を削りまして、人事議案として議会の同意をいただいております固定資産評価審査委員会委員を追加するものでございます。

30ページに戻っていただきまして、附則で、この条例は平成29年4月1日から施行するものです。

以上のとおり、よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第13号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号須恵町表彰条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第18. 議案第14号

○議長（三角 良人） 日程第18、議案第14号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課長。

○総務課長（満行 誠） 議案書は32ページをお願いします。

議案第14号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

提案理由としまして、級別標準職務分類表の4級及び5級に定める職員の見直しに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

内容の説明につきましては、34ページの新旧対照表をお願いします。

改正前は5級に所長補佐、園長補佐と、所長、園長を職づけしておりましたが、改正後は保育所長補佐、幼稚園長補佐を4級へ見直すものでございます。

33ページに戻っていただきまして、附則で、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上のとおり、よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第14号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第19. 議案第15号

○議長（三角 良人） 日程第19、議案第15号須恵町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。甲能税務課長。

○税務課長（甲能 裕和） 議案書の35ページをお願いいたします。

議案第15号須恵町税条例等の一部を改正する条例です。

提案理由です。地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）等が平成28年3月31日に公布され、平成29年4月1日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要があるため提案するものです。

議案書43ページから59ページをお願いいたします。

新旧対照表を添付しております。これにより説明させていただきます。

43ページをお願いします。

第1条関係です。第36条の2で、法律改正に合わせ特定認定、特定非営利活動法人に名称の変更の規定を整備しております。

44ページをお願いいたします。

附則で、第7条の3の2、住民税における住宅ローン控除制度の適用年限の延長を行っております。

その下、第16条、軽自動車税の税率の特例は、法律改正に合わせて規定の整備となっております。

46ページをお願いいたします。

2条関係です。第18条の3では、現行軽自動車税を種別割に名称を変更するものと文字の訂正となっております。

第19条は、法律改正に合わせ規定の整備となっております。

47ページをお願いいたします。

第34条の4、法人税割の税率は、法律改正に合わせ税率を引き下げることに伴う規定の整備となっております。

その下、第80条、軽自動車税の納税義務者等から、54ページ、第91条、電動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付までは、環境性能割の規定と現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備となっております。

55ページ、お願いいたします。

2条関係の附則で、第15条の2で軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例。

15条の3で、軽自動車税の環境性能割の減免特例。

15条の4、環境性能割の納付申告の特例。

第15条の5で、軽自動車税の環境性能割に係る徴収取り扱い費の交付についての規定。

第15条の6で、軽自動車税の環境性能割の税率の特例について、法改正に合わせて規定の整備となっております。

54ページをお願いいたします。

第16条については、法改正に伴い、種別割の特例の規定の整備となっております。

58ページをお願いいたします。

3条関係になります。附則で、第6条でも現行の軽自動車税を種別割に名称を変更する等の整備を行っております。

ページ戻りまして、42ページをお願いいたします。

改め文の附則として、第1条で施行期日を定め、この条例は平成29年4月1日から施行します。

ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行いたします。

第1号。第1条中、須恵町税条例附則第7条の3の2、第1項の規定、公布の日から施行いたします。

第2号。第2条及び3条の改正規定並びに次の条及び附則第4条の規定は、平成31年10月1日から施行します。

今回の改正内容につきましては、さらに委員会で説明させていただきたいと思います。

以上となっております。審議よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第15号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号須恵町税条例等の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第20、議案第16号

○議長（三角 良人） 日程第20、議案第16号須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。川津社会教育課長。

○社会教育課長（川津 政文） 議案書 60 ページをお願いいたします。

議案第 16 号須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例。

須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由。須恵町スポーツ公園の位置表示を整理するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

62 ページの須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例新旧対照表をお願いいたします。

現在、名称としてスポーツ公園、卓球場、弓道場と別々に明記しておりますが、同一場所に施設が設置されており、この3つの施設をまとめてスポーツ公園と呼称をいたしております。今回、このことから施設条例につきましても、スポーツ公園のみの明記とし、位置につきましては総合的な受け付けや管理を行っております卓球場の位置に統一するものでございます。

61 ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は平成 29 年 10 月 1 日から施行するものでございます。

以上であります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 16 号を文教厚生委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 16 号須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第 21. 議案第 17 号

○議長（三角 良人） 日程第 21、議案第 17 号須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。川津社会教育課長。

○社会教育課長（川津 政文） 議案書 63 ページをお願いいたします。

議案第 17 号須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例。

須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由。須恵町スポーツ公園及び須恵町立旅石広場の使用料及び使用者区分の改定を行うため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

65、66 ページの須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例新旧

対照表をお願いいたします。

別表1、第9条関係。須恵町社会体育施設使用料でございます。

現在、スポーツ公園におけるテニス場、卓球場、弓道場につきましては、町内、町外者の使用金額が同額でございます。新たに使用者区分、金額におきましても町内利用者の方を最優先に考え、町外料金を新設するものでございます。

また、旅石広場につきましては、幼稚園の催しや町内クラブチーム、地元の行事を最優先に考え、主要区分の町外利用者区分を削除いたしております。

64ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は平成29年10月1日から施行するものでございます。

以上であります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第17号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第22、議案第18号

○議長（三角 良人） 日程第22、議案第18号須恵町文化会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。川津社会教育課長。

○社会教育課長（川津 政文） 議案書67ページをお願いいたします。

議案第18号須恵町文化会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例でございます。

須恵町文化会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由。須恵町文化会館の使用料の改定を行うため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

69、70ページの須恵町文化会館設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をお願いいたします。

別表1でございますが、第9条関係、須恵町文化会館使用料。

現在、アザレアホールは、ホール及び舞台以外の施設である楽屋、研修室、リハーサル室、大会議室、和室、茶室につきましては別表のとおり、冷暖房の利用期限が限定されております。今

回、利用者の方より期間外の冷暖房の使用要望があり、別表のとおり冷暖房の期間を限定することなく年間を通じて使用できるように使用料金を改定するものでございます。

68ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は平成29年10月1日から施行するものでございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第18号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号須恵町文化会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第23. 議案第19号

○議長（三角 良人） 日程第23、議案第19号須恵町カルチャーセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。川津社会教育課長。

○社会教育課長（川津 政文） 議案書71ページをお願いいたします。

議案第19号須恵町カルチャーセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由。須恵町カルチャーセンターの使用料の改定を行うため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

73ページの管理運営に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をお願いいたします。

第7条関係、須恵町カルチャーセンター使用料でございませぬ。

現在、カルチャーセンターの大会議室、研修室、和室につきましても、冷暖房の使用期間が別表のとおり限定されております。今回、アザレアホールと同様に、新たに別表のとおり冷暖房の期間を限定することなく、年間を通じて冷暖房が使用できるように使用料金を改定するものでございませぬ。

72ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は平成29年10月1日から施行するものでございませぬ。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第19号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号須恵町カルチャーセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

ここでお諮りいたします。昼食休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、昼食休憩といたします。

再開を13時といたします。休憩に入ります。

午後0時02分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第24. 議案第20号

日程第25. 議案第21号

日程第26. 議案第22号

日程第27. 議案第23号

日程第28. 議案第24号

日程第29. 議案第25号

○議長（三角 良人） 日程第24、議案第20号平成29年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第25、議案第21号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第26、議案第22号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第27、議案第23号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、日程第28、議案第24号平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、日程第29、議案第25号平成29年度須恵町水道事業会計予算の提出について、以上6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まず、議案第20号について、満行総務課長。

○総務課長（満行 誠） 議案第20号平成29年度須恵町一般会計予算についてでございます。

議案書では74ページでございますが、別冊の平成29年度一般会計歳入歳出予算書の1ページからお願いいたします。

平成29年度須恵町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ83億5,000万円と定める。第2項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算により説明いたしま

す。

第2条の地方債は第2表地方債により、第3条の債務負担行為は第3表債務負担行為により説明をいたします。

第4条におきましては一時借入金、第5条におきましては歳出予算の流用を規定いたしております。

それでは、3ページの第1表歳入歳出予算をお願いいたします。

まず、歳入でございます。このページと、前年度比較をあらわしております11ページになりますが、総括表をあわせてごらんいただければ、わかりやすいかと思えます。

では、歳入の主な構成比、対前年度比較をしながら申し上げてまいります。

1款町税は、歳入全体の33.4%、対前年度比較は5,098万2,000円、1.9%の増収を見込んでおります。

2款地方譲与税から10款交通安全対策特別交付金までは、平成29年度の国の地方財政計画における対前年度伸び率に基づいて計上をしております。

6款地方消費税交付金は、歳入全体の5.3%を占めております。これは、平成26年4月から消費税が引き上げられました、その消費税が28年度から収入されておまして、29年度の消費税交付金につきましては、対前年度比較で6,600万円の減額、率にしまして13.1%のマイナスとしております。

9款地方交付税は、歳入全体の22.8%を占めております。国の地方財政計画では、対28年度比2.2%の減収と見込まれておりますが、本町の当初予算では、財源保留額を見込みまして、マイナス9.3%で計上いたしております。

次の4ページをお願いします。

13款国庫支出金は、歳入全体の10.4%を占めております。前年度は臨時福祉給付金2億7,000万円余りの国庫補助金がございましたので、対前年度比較では、減額の3億366万3,000円、マイナスの25.9%と大幅な減少を示しております。

14款県支出金は、歳入全体の6.5%を占めております。国保の基盤安定負担金及び障害者自立支援に係る県負担金が増額しまして、対前年度比較では増額の2,143万7,000円、4.1%の増としております。

16款寄附金は、対前年度比較は3,569万円の増額です。これは、仮称ですが、城山防災会館建設に係ります寄附金3,000万円の計上を含んでおります。

17款繰入金は、歳入全体の6.1%を占めております。財政調整基金からの繰り入れを5億1,000万円、現時点では予定しております。

19款諸収入、対前年度比較1億627万7,000円の減額は、前年度行いましたプレミア

ム付き商品券の販売事業を、29年度は商工会へ委託しますので、その販売収入1億1,500万円が減額となっております。

20款町債は、歳入全体の6.6%を占めております。前年度の町債には、アザレア幼児園建設に係る多額の起債がございましたので、対前年度比較では減額の7,420万円、マイナスの11.9%としております。

以上が主な歳入でございますが、1款の町税から9款の地方交付税までの、地方の安定的な財政運営に必要な財源、いわゆる一般財源の割合は60.1%で、前年度に比べ相対的に0.6ポイント、わずかですが、前年度に続き低くなっております。

次に、6ページをお願いします。歳出でございます。

歳入と同様、対前年度比較をあらわした総括表が12ページにございますので、あわせて御参照ください。

まず、2款総務費は歳出全体の10.4%、前年度当初予算には、1項総務管理費にプレミアム付き商品券の販売事業1億4,800万円、4項選挙費には、参議院議員通常選挙の費用がございましたので、対前年度比較は18.6%のマイナスとしております。

3款民生費は、歳出全体の39.7%、前年度当初予算には1項社会福祉費で、臨時福祉給付金2億7,000万円余り、2項児童福祉費で、アザレア幼児園建設事業費に3億1,000万円ほどございましたので、対前年度比較では、12.4%のマイナスとしております。

4款衛生費は、歳出全体の11.9%、2項清掃費で、3町清掃施設組合負担金に6,000万円弱の減額があり、対前年度比較はマイナスの8.7%としております。

6款農林水産業費は、歳出全体の3.9%、1項農業費で、旅石地区水路改良工事1億5,000万円を計上しているため、92.3%の増としております。

7ページ、8款土木費は、歳出全体の8.8%、2項道路橋梁費では、社会資本整備総合交付金を充当しての、道路改良費の事業費の減額、4項都市計画費では、須恵中央駅前用地取得費5,000万円弱を計上、5項下水道費では、公共下水道事業特別会計への操出金2億9,748万円余りを計上してしております。全体の対前年度比較では、5.7%のマイナスとしております。

9款消防費は、歳出全体の5%、粕屋南部消防組合への負担金を2億8,300万円、仮称ですが、城山防災会館建設工事に8,500万円を計上してしております。

10款教育費は、歳出全体の11.2%、2項小学校費では、1,000万円余りの増額、3項中学校費では、前年度は須恵中学校校舎外壁改修などございましたので、29年度は1,000万円弱の減額、5項社会教育費では、前年度アザレアホールの空調工事が終了しておりますので、4,000万円余りの減額となり、教育費全体の対前年度比較では、13.5%のマ

マイナスとしております。

12款公債費は、歳出全体の6.8%、前年度は据置期間終了の元金の償還開始により、8年ぶりに増額となりましたが、29年度は対前年度比較5.6%のマイナスとしております。

次に、8ページの第2表地方債をお願いします。

起債の目的を、限度額の大きなものから申し上げますと、まず、臨時財政対策債3億3,000万円、次に、旅石地区水路改良事業債1億1,250万円ほか、ごらんとおりでございます。起債の方法は証書借入れ、利率は4%以内、償還の方法は記載のとおりでございます。

次に、9ページ、第3表債務負担行為でございます。

債務を負担する行為をすることができる事項としまして、オープンイノベーションセンター（仮称）内装ほかリースについて、期間を平成29年度から平成34年度まで、限度額を5,000万円の債務負担行為を設定するものでございます。

以上、平成29年度に必要といたします一般会計予算の概要説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 次に、議案第21号及び議案第22号について、梅野住民課長。

○住民課長（梅野 猛） 議案書の75ページをお願いします。議案第21号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出についてでございます。

地方自治法第211条の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の平成29年度特別会計歳入歳出予算書で説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出の予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38億1,600万円と定める。この予算総額は、前年と比較いたしまして、1.1%、4,300万円の増額となっています。国保の被保険者は380人ほど減少しておりますが、1人当たりの医療、及び医療費総額は増加しておりますので、それを反映させた予算編成となっております。2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとしてしております。

次のページ、3ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項国民健康保険税、5億3,810万2,000円、対前年度比較は3.6%の増です。税率改定後の数値で、昨年11月末現在を基準といたします被保険者数と、平成28年度中の所得により、試算を行っております。

3款国庫支出金、8億3,771万9,000円、4.8%の増です。1項国庫負担金は、国の補助率であります医療費の32%、2項国庫補助金では補助率9%で算定しております。

4款1項療養給付費交付金、9,910万1,000円、0.6%の減です。退職者被保険者の医療給付に対しまして、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものですが、退職者医療制度

は平成26年度をもって終了、それ以降の新規加入者はいません。この交付金は確実に毎年減少していく予算でございます。

5款1項前期高齢者交付金、8億4,308万8,000円、2.1%の減になります。当該年度の概算額と、前々年度の精算額により交付されるものです。

6款県支出金、2億1,220万8,000円、22.7%の減になります。県が、療養の給付費に要する費用の9%を基準に交付するものです。保険財政共同安定化事業の影響で減額となったものです。

7款1項共同事業交付金、9億2,344万9,000円、20.2%の増になります。これは、国保連合会が保険者から集めた拠出金を財源といたしまして、高額な医療費の一時的な支出に対して交付するものです。

8款1項他会計繰入金、3億6,080万7,000円、19.9%の減になります。法定外の一般会計繰入金、いわゆる赤字補填分につきましては、9,000万円の減額となっております。続きまして、4ページ、5ページをお願いいたします。

1款総務費、5,268万7,000円、対前年度比較は25.9%の増です。人件費とレセプト点検の委託料は主なものですが、今年は30年度の国保制度改革に係るシステム委託料が増額の要因となっております。

2款保険給付費、23億2,509万6,000円、0.4%の増になります。1項療養費、2項高額療養費が主なものですが、減少傾向の被保険者に対し、1人当たり及び医療費総額は増加すると見込まれます。

3款後期高齢者支援金と、次の4款前期高齢者納付金と、6款介護納付金は、社会保険診療報酬支払基金の算出基準に従いまして計上しております。

7款1項共同事業拠出金、9億1,883万8,000円、3.9%の増になります。平成25年度から平成27年度までの3カ年の医療費から算出されるもので、国保連合会へ拠出するものです。

8款1項特定健康診査等事業費、2,431万3,000円、3.1%の増になります。生活習慣病を中心とした疾病予防と、医療費の伸びを抑制する予算を計上しております。

ここで、7ページの歳入をお願いします。

予算総額に対する構成比を申しますと、一番多いのが7款共同事業交付金、これが24.2%。次に5款前期高齢者交付金、これが22.1%。3款国庫支出金が22.0%となっており、国民健康保険では4番目で、14.1%となっております。

次の8ページ、9ページをお願いします。

歳出では、2款の保険給付費、医療費のことですが、これが60.9%。次に大きいところが、

7 款の共同事業拠出金 24.1%で、この2つで国保会計の85%を占めていることとなります。
国民健康保険特別会計は以上です。

続きまして、議案第22号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出についてでございます。

議案書は76ページですが、このまま当初予算で説明させていただきます。

予算書の53ページをお願いします。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億1,200万円と定める。
前年度と比較しますと、11.0%、3,100万円の増額となっております。第2項歳入歳出の
款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとしております。

次のページ、55ページをお願いします。歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料、2億2,730万円、対前年度比較14.1%の増でございます。
これは、福岡県後期高齢者医療広域連合が試算いたしました額を計上しております。

3款1項他会計繰入金、8,464万2,000円、対前年度比較3.5%の増でございます。
人件費を含む事務に係ります繰入金と、保険料軽減分に相当いたします保険基盤安定繰入金を計
上しております。

次のページ、56ページをお願いします。歳出でございます。

1款総務費、560万9,000円、対前年度比較23.7%の減でございます。職員1人分の
人件費が主な予算でございます。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金、3億492万2,000円、対前年度比較12.0%
の増でございます。歳入の保険料、保険基盤安定繰入金などで収納いたしましたものを、広域連
合へ納付するものでございます。

以上、平成29年度後期高齢者医療特別会計の主な予算でございます。よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） 続いて、議案第23号から議案第25号について、石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） 別冊の特別会計歳入歳出予算書の81ページをお願いいたします。

議案第23号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計予算についてでございます。

平成29年度須恵町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億700万円と定めるも
のでございます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算により御説明いたします。
地方債第2条、地方自治法の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起
債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債により御説明いたします。

次の83ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算の歳入でございます。

主なものは、1款分担金及び負担金、1項負担金、1,796万9,000円、前年比25.9%の増は、供用開始面積の増によるものでございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、2億4,586万3,000円、前年比5.1%の増は、前年度実績による増、及び共同住宅の使用開始分を見込んでおります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1億2,800万円、前年度比4.1%の増でございます。

5款繰入金、1項他会計繰入金、2億9,748万7,000円、前年比0.4%の減でございます。2項基金繰入金、3,307万1,000円、前年度比4.7%の増は、平成25年度から28年度までの基金積み立てから、当該年度の29年度の基金へ繰り入れるものでございます。

7款諸収入、2項還付消費税、300万円、前年度と同額でございます。

8款町債、1項町債、3億8,160万円、前年比19.4%の減でございます。管渠築造工事等の減によるものでございます。

次の84ページをお願いいたします。歳出でございます。

主なものは、1款総務費、1項総務管理費、2億339万8,000円、前年比5.7%の増は、汚水処理量の増に伴う、維持管理負担金の増によるものでございます。

2款1項下水道事業費、4億4,137万2,000円、前年比17.3%の減は、実施設計業務委託料、及び管渠築造工事請負費、並びに水道管等移設補償費等の減によるものでございます。

3款1項公債費、4億6,155万6,000円、前年比2.4%の増は、償還元金の増によるものでございます。

次の85ページでございます。第2表地方債、起債の目的、下水道事業債。初めに多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額3,070万円、多々良川流域関連公共下水道分、2億1,490万円。資本費平準化債、公共下水道分、6,580万円。資本費平準化債、流域下水道分、2,330万円。特別措置分、4,690万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

続きまして、115ページをお願いいたします。

議案第24号平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

平成29年度須恵町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,900万円と定めるものでございます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算により御説明いたします。

地方債第2条、地方自治法の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債により御説明いたします。

次の117ページをお願いします。第1表歳入歳出予算の歳入でございます。

主なものは、2款使用料及び手数料、1項使用料、717万8,000円、前年比3.2%の減は、前年度実績による減を見込んでおります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、4,841万2,000円、前年比5.1%の増でございます。

6款町債、1項町債、2,340万円、前年比0.4%の減でございます。

次の118ページをお願いします。歳出でございます。

主なものは、2款1項農業集落排水事業費、1,459万9,000円、前年比6.1%の増は、施設修繕費及び2カ所の処理施設の植木剪定委託料の増によるものでございます。

3款1項公債費、6,301万6,000円、前年比2.7%の増でございます。償還元金の増によるものでございます。

次の119ページ、第2表、地方債でございます。起債の目的、下水道事業債。資本費平準化債、限度額2,340万円。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

続きまして、別冊の水道事業会計予算書の1ページ目をお願いいたします。

議案第25号平成29年度須恵町水道事業会計予算についてでございます。

第1条、平成29年度須恵町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。(1)給水戸数、1万367戸、前年比0.8%増の見込みでございます。(2)年間総給水量、267万1,353立方メートル、前年比0.9%増の見込みでございます。(3)年間有収水量、249万5,044立方メートル、前年比0.9%増の見込みでございます。(4)1日平均給水量、7,318立方メートル、前年比0.9%増の見込みでございます。(5)建設改良事業費、3億1,558万9,000円、前年に比べ、28.9%の増、これは、配水施設改良事業の増によるものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。まず、収入は第1款水道事業収益、6億4,166万2,000円、前年比4.1%の増、主なものは水道使用量の増によるものでございます。次に、支出は、第1款水道事業費、5億5,514万4,000円、前年比4.5%の減、主なものは、営業費用の減価償却費のうちで、機械及び装置の減によるものでございます。

次の2ページをお願いします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。まず、収入は第1款資本的収入、2億4,155万円、前年比58.7%の増、これは、配水管改良に伴う企業債借り入れ、及び国庫補助金の増によるものでございます。

次に、支出は、第1款資本的支出、3億9,177万6,000円、前年比21.5%の増、これは、配水施設改良費の増によるものでございます。

第4条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,022万6,000円は、損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第5条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、水道事業債、限度額1億5,220万円。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

次の3ページでございます。

第6条、次に掲げる経費の流用については、議会の議決を得なければならないものでございます。(1)職員給与費、9,431万円、前年比0.9%の減は、人事異動によるものでございます。(2)交際費、10万円、前年と同額でございます。

第7条、たな卸資産の購入限度額は、500万円と定める。これは、量水器の購入限度額でございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長(三角 良人) これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第20号から議案第25号については、先ほど設置しました予算審査特別委員会に付託し、審査することにしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、議案第20号から議案第25号は、予算審査特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

ここでお諮りします。提案理由の説明が終わりましたので、暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩することに決定しました。時間を総務建設産業委員会の審査が終わり次第とします。休憩に入ります。

午後1時33分休憩

.....

午後2時03分再開

○議長(三角 良人) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお諮りします。付議されました議案第3号、議案第4号については、休憩後、日程を追加することとなっておりますので、ここで日程を追加し、日程第30を議案第3号、日程第31を議案第4号とし、議題としたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、日程を追加し議題とします。

日程第30. 議案第3号

○議長（三角 良人） 日程第30、議案第3号工事請負契約の締結についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第3号工事請負契約の締結について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

工事名、須恵東中学校大規模改造工事、契約方法、指名競争入札、請負金額、2億2,572万円、請負者因・吉松建設工事共同企業体、代表者、福岡県糟屋郡粕屋町大字江辻68番地2、因建設株式会社代表取締役因善一、契約保証の方法、契約保証金2,257万2,000円、条件、工期は、契約の効力が生じた日から平成29年9月29日までとなります。

今回の工事につきましては、須恵町共同企業体運用要綱の規定に基づき、ジョイントベンチャー方式を採用し、第1グループ8社、第2グループ8社を指名いたしまして、1月11日に特定建設工事共同企業体を結成のための予備指名通知、1月25日に特定建設工事共同企業体の結成の申請、1月26日に特定建設工事共同企業体8企業体に、本指名通知及び仕様書の配付、平成29年2月23日に入札会を実施いたしました。その結果、因・吉松建設工事共同企業体が落札したものであります。落札率は95.69%、設計額に対する請負率は95.69%でございました。

質疑といたしましては、工期が間に合うのかの質疑に対しまして、非常に厳しいと、そのため、早く契約を終わらせて、特別室等の器具等の製作が間に合わないのでは、ということもありましたけども、何とか間に合うということでございました。また、トイレが和式をほとんど洋式に変え、和式も少しは残すとのことであります。

採決の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第3号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第3号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第3号工事請負契約の締結については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第31. 議案第4号

○議長（三角 良人） 日程第31、議案第4号工事請負契約の変更についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第4号工事請負契約の変更について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

工事名、変更ありません。契約方法、指名競争入札、変更なし。請負金額、変更前6,750万円、変更後6,721万5,960円。請負者、変更はありません。契約保証の方法、変更なし。条件、工期も変更ありません。この変更の理由につきましては、総工事延長の変更によるものでございます。前回の工事総延長、3.85メートル減でありまして、総延長が1,067.25メートルに変更されたものでございます。

採決の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第4号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第4号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第4号工事請負契約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本会議終了後、2時20分から議会運営委員会を開催しますので、委員の方は特別会議室に御集合願います。

次の本会議は、3月6日午前10時から行います。

本日は、これにて散会します。

午後2時08分散会

議事日程(第2号)

平成29年3月6日 午前10時00分開議

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 | 議案第 5号 | 町営路線の認定について |
| 日程第 4 | 議案第 6号 | 平成28年度須恵町一般会計補正予算(第5号) |
| 日程第 5 | 議案第 7号 | 平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第 6 | 議案第 8号 | 平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 7 | 議案第 9号 | 平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第 8 | 議案第10号 | 平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 9 | 議案第11号 | 平成28年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号) |

本日の会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 | 議案第 5号 | 町営路線の認定について |
| 日程第 4 | 議案第 6号 | 平成28年度須恵町一般会計補正予算(第5号) |
| 日程第 5 | 議案第 7号 | 平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第 6 | 議案第 8号 | 平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 7 | 議案第 9号 | 平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第 8 | 議案第10号 | 平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 9 | 議案第11号 | 平成28年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号) |

出席議員（14名）

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 児玉求 | 2番 | 世利孝志 |
| 3番 | 白水勝元 | 5番 | 三角栄重 |
| 6番 | 田ノ上真 | 7番 | 松山力弥 |
| 8番 | 猪谷繁幸 | 9番 | 田原重美 |
| 10番 | 合屋伸好 | 11番 | 原野敏彦 |
| 12番 | 三上政義 | 13番 | 柴田真人 |
| 14番 | 今村桂子 | 15番 | 三角良人 |

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|----|------|----|-----|
| 局長 | 吉松良徳 | 係長 | 白水誠 |
|----|------|----|-----|

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|-------|-----------|-------|
| 町長 | 中嶋裕史 | 副町長 | 平松秀一 |
| 教育長 | 安河内文彦 | 理事（会計管理者） | 今泉俊裕 |
| 総務課長 | 満行誠 | まちづくり課長 | 櫻木幹夫 |
| 都市整備課長 | 安河内久人 | 地域振興課長 | 安河内隆 |
| 上下水道課長 | 石井浩二 | 健康福祉課長 | 小林はつみ |
| 住民課長 | 梅野猛 | 税務課長 | 甲能裕和 |
| 子ども教育課長 | 御手洗文生 | 社会教育課長 | 川津政文 |
| 総務課参事 | 平山幸治 | 総務課課長補佐 | 諸石豊 |
| 監査委員 | 百田清二 | | |

午前10時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第1号

○議長（三角 良人） 日程第1、議案第1号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） おはようございます。それでは、議案第1号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書は1ページでございます。

人事院勧告に基づき、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が改正されたことから、それに伴い条例の改正を行うものです。

3ページの新旧対照表をお願いいたします。

第8条の2第2項及び4ページの第8条の3第4項中の「規定する要介護者」を「規定する日常生活を営むのに支障がある者」に改め、準用規定であります第4項の条文等を第3項に改めることにより、第2項も準用することにしたものです。

具体的には、第2項の「3歳に満たない子のある職員」を「要介護者のある職員」に読みかえて、その時間外勤務の制限規定を準用するものです。

2ページに戻っていただきまして、附則で、この条例は平成29年1月1日から適用するものです。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第1号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第1号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第1号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第2号

○議長（三角 良人） 日程第2、議案第2号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第2号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書5ページでございます。

この議案は、人事院勧告に基づく地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

8ページの新旧対照表をお願いいたします。

第1条では、育児休業法につきまして、育児短時間勤務職員に関する条文を追加するものです。

次に、第2条の2に新たな条文を追加しています。この条文は、育児休業法の承認規定である第2条第1項に基づき、養育里親となっている職員の子に対しても、育児休業をとることができる規定です。第2条の3は、改正前の第2条の2を繰り下げたものです。

第3条については、9ページでございますが、本来、育児休業は、子が3歳に達するまでの間、2回とることはできませんが、この条文に掲げる特別の事情がある場合は、例外とするものです。

改正前の第1号を第1号、2号に分け、第2号に特別養子縁組及び養子縁組が成立しなかった場合のイを追加いたします。第3号以下は、号の繰り下げです。

第10条は、第3条と同じ内容を、育児短時間勤務職員について規定したものです。

10ページでございます。

第18条では、2時間の部分休業をとる時、介護時間を合わせとる場合は、部分休業を2時間からその分を減じるとするものです。

7ページに戻っていただきまして、附則で、この条例は平成29年1月1日から適用するものです。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第2号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第2号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第2号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第5号

○議長（三角 良人） 日程第3、議案第5号町営路線の認定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第5号町営路線の認定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書13ページでございます。

提案理由につきましては、町営路線網の整備を図るため、町営路線の認定の必要が生じたものでございます。

14ページをお願いいたします。

表に記載のとおりでございます。図面番号1から6までの6路線の認定でございます。6路線の総延長は534.7メートルで、認定理由は、一般公共道路として新規認定のためでございます。

図面番号1につきましては、旧福岡印刷団地組合所有道路の寄附。図面番号2から6につきましては、開発行為による新設された道路の帰属によるものでございます。

路線図は15ページから20ページでございます。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第5号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第5号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第5号町営路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第6号

○議長（三角 良人） 日程第4、議案第6号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第6号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第5号）について、議長を除く議員全員によります予算審査特別委員会の報告をいたします。

別冊の歳入歳出補正予算書1ページをお願いします。

今回の補正は、決算見込みによる増減補正及び国の補正に伴う事業費が計上されております。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ5億6,300万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ91億1,028万2,000円とする。

2項、予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、補正後の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

繰越明許費の補正、第3条、繰越明許費の追加は、第3表繰越明許費補正による。

5ページ、第2表地方債補正、1限度額の変更です。

起債の目的、臨時財政対策債、限度額、3億1,000万円を、変更後2億8,809万4,000円に、2,190万6,000円の減額。

アザレア幼児園建設事業債2億2,890万円を2億2,530万円に変更。360万円の減額。

道路改良事業債8,000万円を3,250万円に変更。4,750万円の減額。

合計で7,300万6,000円減額するものです。

起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

6ページ、第3表繰越明許費の補正、1追加。

2款総務費1項総務管理費、事業名地方公共団体情報システム機構負担金、206万1,000円。

3款民生費2項児童福祉費、保育所等整備事業費補助金6,028万8,000円。

9款消防費1項消防費、福岡県防災行政無線設備再整備事業費負担金353万3,000円で、29年度へ繰り越して実施する3事業6,588万2,000円が設定されています。

7ページ、歳入補正予算の主なもの、6款1項地方消費税交付金は、福岡県からの交付決定通知により5,820万8,000円の減額。

9款1項地方交付税は、普通交付税決定額に合わせて1億692万9,000円の減額。

13款1項国庫負担金で児童手当国庫負担金1,300万円の減額。9ページ、2項国庫補助金3億72万9,000円の減額の主なもの、臨時福祉給付金給付事務費、事業費の国庫補助金2億4,977万4,000円の減額と社会資本整備総合交付金5,301万6,000円の減額です。

11ページ、14款2項県補助金1,184万5,000円の減額の主なもの、乳幼児医療費、重度障害者医療費、ひとり親家庭等医療費、県補助金の減です。

13ページ、16款1項寄附金358万5,000円は、ふるさと応援寄附金の増額です。

17款1項繰入金は、歳出予算の不用額の減額により800万円の減です。

15ページ、20款1項町債の減額は、地方債補正の限度額の変更によるものです。

歳出では、ほとんどの課において、年度末の決算見込みによる予算執行残の減額です。主なものは、2款1項総務管理費は、電算管理費のサーバー再構築業務委託料、ハード保守、ハード使用料の減で1,822万3,000円の減額。

21ページ、3款1項社会福祉費では、歳入の国庫補助金の臨時福祉給付金給付事業費2億4,654万7,000円の減などで、2億9,405万3,000円の減額。

29ページ、4款1項保健衛生費は、予防接種、個別検診、集団検診委託料などの減で2,866万1,000円の減額。31ページ、2項清掃費5,694万5,000円の減額は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金4,694万5,000円。ごみ袋製作費1,000万円の減です。

33ページ、8款2項道路橋梁費は、社会資本整備総合交付金を財源とする町道の改良工事舗装補修工事請負費などの減により1億337万円の減額。35ページ、5項下水道費では、公共下水道事業特別会計繰出金が873万7,000円の減です。

9款1項消防費は、粕屋南部消防組合負担金の減により772万3,000円の減額。

10款教育費4,628万7,000円の減額の主なものは、1項教育総務費で少人数指導教員賃金970万円の減。37ページ、2項小学校費エアコン購入費448万2,000円の減。3項中学校費で、中学校ランチサービス業務委託料1,296万3,000円の減。39ページ、須恵中学校校舎外壁改修事業費370万8,000円の減などの減額を積み上げたものです。

基金の状況は、28年度取り崩し予定が5億8,400万円となり、28年度末の見込みは、財政調整基金20億1,512万円と減災基金2億8,334万6,000円を合わせて22億9,846万6,000円となります。

審査内容、質疑として、ふるさと応援寄附金について、(仮称)須恵町多目的広場整備工事に伴う調査設計業務委託料の見積もり根拠について、臨時福祉給付金の減額について、ミニディサービス事業の教材費の減について、重度障害者・ひとり親家庭の個人番号独自利用電算総合運用テストの結果について、乳幼児医療費の減額について、県道35号線の拡張状況について、ごみ袋製作費の減額について、エアコン購入費の入札残について、中学校ランチサービス業務委託料について、保育所等整備事業費補助金について、保育士不足の現状・確保について、会議録調整手数料の増額理由についてなどの質疑が行われました。

討論では、マイナンバー関連の事業が入っていること、保育士確保のために保育士賃金の増額を望むなどの理由により反対するとの反対討論がありました。

以上、予算審査特別委員会、賛成多数で可決としております。

○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり

ませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。
児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 6号議案平成28年度一般会計補正予算について反対討論をいたします。

17ページを見てください。

2款総務費1項総務管理費13目電算管理費19節マイナンバー経費206万1,000円、地方公共団体情報システム機構負担金の支出であります。

マイナンバー制度は町民にとってほとんど利益にはならず、逆に不利益の多い制度であります。最大の狙いは国民の所得・資産を国家が委細漏らさず把握する仕組みを構築することにあります。

日本の納税は自己申告に基づく申告納税が原則ですが、これだけの資産があるのだから税金を納めなさい。また、という賦課課税をできるようにしたい。また、年収は低いけれども資産はあるのだからといった理由をつけて、社会保障の給付の抑制にも使いたいというのが、政府・財界の野望であります。

今後、銀行の預金口座や医療情報にもマイナンバーの利用を広げようとしております。このことは徴税を強化し、社会保障の給付を抑制しようという狙いがあります。

また、警察は刑事事件の捜査、その他政令で定める公益上の必要がある時の例外条項で、少年法、破防法等26項目について、マイナンバーを含む個人情報の取得ができるようになりました。警察への情報提供は本人には知らせず行われます。

2015年6月、日本年金機構より125万件による個人情報の流出。また、東京商工会議所の1万2,000件の会員企業の個人情報の流出等情報漏えい対策が確立できず、責任の所在も明確にならず、非常に危険な制度であり、町民のためにならず中止すべきと思います。

また、25ページを見てください。

3款民生費2項児童福祉費4目アザレア幼児園費7節賃金、臨時保育士幼稚園教諭賃金マイナス550万円。臨時調理員雇賃金マイナス80万円。5目れいんぼ一幼児園費臨時保育士雇賃金マイナス450万円。臨時調理員雇賃金マイナス100万円。両園で1,180万円のマイナスです。執行されておられません。13名採用予定が5名しか採用されておられません。

23ページをまた見てください。ごめんなさい、これは27年度の補正予算であります。アザレア幼児園費臨時調理員雇賃金がマイナス160万円。パート調理員雇賃金が100万円。れいんぼ一幼児園費臨時保育士賃金800万円。両園でマイナス1,060万円。これは両園で5名の採用不足であります。

アザレア幼児園が、昨年9月開園いたしました。先生たちが不足であれば、待機児童となります。採用をふやすためには、正規職を希望される先生には正規職で採用し、役場職員と同等の

待遇を、また、非正規を希望される先生には時給1,500円を支給できるように、経済面で保証する必要があると思います。待遇を改善して、幼稚園教諭、保育士の先生を早急に採用すべきです。

以上の観点から反対討論といたします。

○議長（三角 良人） 賛成討論はございます。

これにて討論を終結します。よって、議案第6号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第6号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第6号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第5号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第7号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第7号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第7号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

平成28年度補正予算書43ページをお開きください。

平成28年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,542万7,000円を減額し、それぞれ39億5,004万6,000円とするものです。

事項別明細46、47ページをお開きください。

歳入の主なものは、1款1項の国民健康保険税が決算見込みにより120万円の減。

3款1項国庫負担金5,610万8,000円の減。これは主に1目療養給付費等負担金の減によるものです。2項国庫補助金3,980万5,000円の増は、財政調整交付金の国への申請額によるものです。

4款療養給付費交付金722万5,000円の減。

5款前期高齢者交付金115万8,000円の増は、支払い基金からの決定通知額をもとに。

6款県支出金83万9,000円の増は、決算見込みによるものです。

8款1項1目一般会計繰入金は60万5,000円の増額。これは保険基盤安定繰入金の増額。財政安定化繰入金の減額によるもので、国への報告額及び県からの通知額によるものです。

10 款諸収入1 項延滞金加算金及び過料1 7 0 万円の増。3 項雑入4 9 9 万9, 0 0 0 円の増です。

5 4、5 5 ページをお開きください。

歳出の主なものは、1 款1 項総務管理費4 6 万円の減。2 項徴税費4 5 万円の減。

2 款1 項療養諸費、次ページの2 項高額療養費は、それぞれ一般被保険者分を減額し、同額を退職被保険者等分に増額しましたので、差し引き補正額はゼロ円となっております。

3 款後期高齢者支援等1 0 6 万4, 0 0 0 円の減。

4 款前期高齢者納付金2 万円の増。

6 款介護納付金2 4 万7, 0 0 0 円の減は、支払基金からの確定通知によるものです。

7 款共同事業拠出金2, 2 7 3 万円の減は、国保連合会からの確定通知による減額です。

8 款1 項特定健康審査等事業費3 4 1 万6, 0 0 0 円の減は、不用額を減額したものです。

9 款1 項償還金及び還付加算金1, 2 9 2 万円の増額は、療養給付費等国庫負担金の返還金で、国の確定通知による補正です。

文教厚生委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第7号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第7号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第7号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第8号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第8号平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第8号平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書62ページをお開きください。

第1条、歳入歳出の予算総額からそれぞれ2,060万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億円とするものです。

事項別明細書 65、66 ページをお開きください。

歳入、1 款 1 項後期高齢者医療保険料 880 万円の増は、決算見込みによるものです。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金は 169 万 2,000 円の減額で、1 節事務費繰入金は赤字補填。2 節保険基盤安定繰入金は、広域連合からの確定通知によるものです。

4 款 1 項繰越金は 1,322 万 9,000 円の増額補正です。

5 款 2 項 1 目保険料還付金 21 万円の増は、1 月末時点での支出額によるもの。4 項 1 目雑入 5 万 6,000 円の増は、収納率向上対策として、未納者への催告通知用の封筒への補助金です。

69、70 ページをお開きください。

歳出、1 款 1 項総務管理費 21 万 6,000 円の減額は、不用となったシステム改修業務委託料を減額しております。2 項徴税費 30 万円の減は、納付書や封筒などの単価が下がったためです。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 2,206 万 9,000 円の増額は、歳入予算の補正に伴う補正です。

3 款 1 項 1 目保険料還付金 50 万円の減額は、決算見込みによるもの。

4 款予備費は、全額を減額しております。

文教厚生委員会全員賛成で可決しました。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第 8 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 8 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第 8 号平成 28 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 9 号

○議長（三角 良人） 日程第 7、議案第 9 号平成 28 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第 9 号平成 28 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

別冊補正予算書の 73 ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,615万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億1,624万円とする。

第2条、地方債の変更は、第2表による。

76ページでございます。

地方債補正1の変更は、限度額のみの変更です。

起債の目的、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額変更前3,390万円を、変更後2,540万円に。建設費の確定により850万円の減額。同じく、多々良川流域関連公共下水道分、限度額、変更前2億9,400万円が、変更後2億3,000万円に。工事料、水道補修費の減額及び落札残による6,400万円の減となっております。

77ページ、事項別明細書の歳入ですが、1款分担金及び負担金、及び2款使用料及び手数料は、決算見込みによる増額。

5款繰入金は、収支調整のため減額となっております。

なお、8款町債は、地方債の変更による減額となっております。

続きまして、81ページ、歳出でございますが、1款総務費は、主に3目の下水道施設整備基金費の積み立てによる増額。

2款下水道事業費は、工事料の減、負担金の確定及び決算見込みによる減額となっております。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第9号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第9号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第9号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第10号

○議長（三角 良人） 日程第8、議案第10号平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第10号平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、総務建設産業委員会の審査報告いたします。

補正予算書の85ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ60万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,647万3,000円とする。

88ページ、事項別明細書の歳入ですが、1款、2款は決算見込みによる増額及び減額です。

3款繰入金は、収支調整のため減額となっております。

90ページ、歳出でございます。

2款農業集落排水事業費は、委託料の執行残による減額となっております。

以上、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第10号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第10号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第10号平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第11号

○議長（三角 良人） 日程第9、議案第11号平成28年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第11号平成28年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の92ページでございます。

第2条の収益的収支と第3条の資本的収支は、実施計画内訳書にて説明いたします。

93ページをお願いします。

第4条、起債の目的、水道事業債、限度額、変更前8,810万円が、変更後7,190万円に。工事料の減及び落札残による1,620万円の減となっております。

94ページ、第2条の収益的収支の収入は2,000万円を追加し、合計は6億3,630万9,000円です。水道使用料、手数料の増額となっております。

支出は、704万5,000円を減額し、合計は5億7,488万5,000円で、執行残及び決算見込みによる減額となっております。

96ページ、第3条の資本的収支の収入は3,620万円を減額し、合計は1億1,600万円で、工事負担金の減と93ページのとおり企業債が減額となっております。

支出は3,000万円を減額し、合計は2億9,238万9,000円で、工事料の減及び落札残並びに委託料の執行残となっております。

なお、資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額1億7,638万9,000円は、損益勘定留保資金で補填します。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第11号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第11号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第11号平成28年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本会議終了後、11時より全員協議会を開催しますので、議員の方は特別会議室にお集まりください。

次の本会議は、3月8日午前9時に再開します。

本日はこれにて散会します。

午前10時45分散会

平成29年 第1回(定例)須恵町議会会議録(第3日)

平成29年3月8日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成29年3月8日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員(14名)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 児玉 求 | 2番 | 世利 孝志 |
| 3番 | 白水 勝元 | 5番 | 三角 栄重 |
| 6番 | 田ノ上 真 | 7番 | 松山 力弥 |
| 8番 | 猪谷 繁幸 | 9番 | 田原 重美 |
| 10番 | 合屋 伸好 | 11番 | 原野 敏彦 |
| 12番 | 三上 政義 | 13番 | 柴田 真人 |
| 14番 | 今村 桂子 | 15番 | 三角 良人 |

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|----|-------|----|------|
| 局長 | 吉松 良徳 | 係長 | 白水 誠 |
|----|-------|----|------|

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|--------|-----------|--------|
| 町 長 | 中嶋 裕史 | 副町長 | 平松 秀一 |
| 教育長 | 安河内 文彦 | 理事(会計管理者) | 今泉 俊裕 |
| 総務課長 | 満行 誠 | まちづくり課長 | 櫻木 幹夫 |
| 都市整備課長 | 安河内 久人 | 地域振興課長 | 安河内 隆 |
| 上下水道課長 | 石井 浩二 | 健康福祉課長 | 小林 はつみ |
| 住民課長 | 梅野 猛 | 税務課長 | 甲能 裕和 |
| 子ども教育課長 | 御手洗 文生 | 社会教育課長 | 川津 政文 |
| 総務課参事 | 平山 幸治 | 総務課課長補佐 | 諸石 豊 |
| 監査委員 | 百田 清二 | | |

午前9時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。本日も大勢の傍聴の方が見えておられます。質問者は第2、第3の矢は傍聴者にわかるように、的確な質問にしてもらいたいと思います。

これから本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（三角 良人） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を認めます。14番、今村桂子議員。

○議員（14番 今村 桂子） おはようございます。14番議員、今村桂子です。インフルエンザの猛威もやっと落ち着いたようでございますが、きょうは大変寒くなっておりまして、小雪がちらついておりました。また、花粉等も飛んでおるようでございます。私もちょっと花粉症になりまして、聞きづらいとは思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

また、皆様におかれましては、健康に十分留意をしていただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして2問の質問をいたします。

1問目は、小中学校エアコン設置に関してですが、この件は以前同僚議員が同じような質問をされまして、町長が補助金がついたら設置するというふうに回答をされております。

志免町におきましては、小中学校エアコン設置工事補正予算が可決をされまして、29年9月末までに工事が終了する予定です。この工事におきましては、文部科学省の学校施設環境改善交付金として、8,838万7,000円の国からの補助を受けることが決定をいたしております。

須恵町でエアコンを設置するとなると、機器の購入、設置工事などで約2億6,000万円、毎年計上される電気代で年間に1,200万円が見込まれるところでございます。

また、機器の耐用年数によります取り替えも必要です。冷暖房によります子どもの健康面、また2学期制や地球温暖化など環境への影響も危惧されるところでございます。

しかしながら、近隣町でエアコンが設置される、またPM2.5の基準値超えなどの影響で窓をあけられないなどを考慮すると、また交付金が活用できることから、今後のエアコン設置の予定についてお尋ねをいたします。

志免町の状況を見ますと、全体の事業額に対して国の交付金が低額であることを考えると、須恵町ではエアコン設置による財政面での不安が残ります。

私は、保護者の方からエアコン設置を要望する声を聞きますと、須恵町の財政面、エアコン設置にかかる費用、毎年計上される電気代などを説明しております。保護者の方からは、費用がそんなにかかることがわかっていなかったということで、「そんなにかかるんだったら、毎年計上される電気代の一部として、エアコンを使用した月は使用料として一月1人100円程度なら払

ってもいいのではと思います。」と「そのかわり早くエアコンを設置してほしい。」との声も聞かれております。

財政面での理解を求め、エアコン使用料などの受益者負担や小中学校の保護者にPTAを通してエアコン設置に関するアンケートをとることなど、町長のお考えをお聞かせください。

2問目につきましては、久我美術館についてお尋ねをいたします。

12月24日の夜、クリスマスコンサートが久我美術館で行われました。会場は満員で、入館された皆さん楽しまれておりました。会場内外の飾りつけ、受け付け、駐車場の誘導など、久我美術館の美術部員の方々が計画を立て、当日もいろんな役をされておりました。

何よりびっくりしたのは、夜のイベントにもかかわらず朝から準備をされていて、頭が下がりました。何と藤浦区側の駐車場から美術館の間に電灯がないために、電線を引いたり、道路脇にはろうそくの明かりを灯したりして事故が起こらないように、訪れた方々の安全確保に努められておりました。

藤浦区側の駐車場から久我美術館までの電灯設置は安全上、また防犯上必要だと思います。電灯設置についてお尋ねをいたします。

また、当日は駐車場をイノシシが荒らして穴だらけとなっており、駐車場の整備もしなくてはならず、大変だったと聞いております。駐車場をコンクリートにするか、せめて砂利を敷くなどのイノシシ対策をしていただきたいと思いますが、今後の駐車場整備についてお尋ねをいたします。

また、美術館を持っている町は珍しいです。こんな大切な宝をぜひ活用しやすく、整備していただきたいと思います。

また、久我美術館をもっと多くの方に活用していただきたいと思います。今後の美術館の取り組み、活用についてお尋ねをいたします。

○議長（三角 良人） 安河内教育長。

○教育長（安河内文彦） 済いません。私がまず答えます。

おはようございます。まずは、本日県内で公立高校の入試があつております。須恵町中学生の健闘を願っているところでございます。

それでは、お答えいたします。

空調設備については、たびたび一般質問がなされ、今回で3回目となります。近隣市町でも設置または設置の方向で検討されているところがあり、関心が高いのではないかと感じております。

前回の町長答弁にあつたように、基本的には設置の方向で考えているわけですが、設置の根拠となるものは気象状況によるものだけではなく、大気汚染等による環境の変化によって整備対応が必然的に起こるのであれば、優先的にやっていかなければならないと考えております。

質問1の交付金を活用したエアコン設置の計画については、学校施設環境改善交付金の中の対象として、大規模改造工事の補助メニューの一つに、学校施設の質的整備、いわゆる新たに設置するという意味ですが、空調設置があります。

本町における小中学校の大規模改造時には、補助金を得ることができると考えています。しかし、補助金が採択されるかどうかは、国の財政事情によるということも聞いておまして、必ずつくということでもないみたいでございます。

設置の方向が決まれば、大規模改造にあわせた空調の整備を行うのか、あるいは小中学校全体で一気に行うのか、あるいは学校に順番をつけて第一小、第二小、第三小と、そういった形で空調設備を行うのかなど、基本的には財政事情が先ほどからも議員さん申しておられるように、厳しい中でございますので、財政事情も考慮して計画的に施設整備を検討したいと考えているところでございます。

使用料の徴収についてでございますが、使用料の受益者負担については、計画策定の段階でPTAと検討したいと思っているところでございます。

保護者に対するアンケート調査につきましては、現段階でのアンケート調査は必要ないと考えております。アンケート調査の時期は、設置する方向を町として決定した段階で、必要に応じて実施したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 続いて、中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 補足としてエアコンについてでございますが、交付金が出るということでございますが、100%出るならすぐやれるわけでございますが、3割程度でございますので、残りは自主財源ということです。これから10年ぐらいで考えていきますと、教育委員会だけの予算で110億円から130億円ぐらい大規模改修、あるいは新築も含めて考えますとかかるわけでございます。

それらの基金をためていかなければならないということで、現在20億円ぐらいの財調しかありませんので、大体財調の3倍、ということは60億円しかできないわけです。60億ぐらいためないと、いわゆる今後の対策としてできない。今まで60億円も財調でたまったことないわけでございます。大体25億円から27億円ぐらいが最大限にたまった状態でございます。

前の町長が町長になられたときには、財調の積み立てがゼロに近い状態であったわけですが、私が引き継いだときが27億円ぐらいあったわけでございます。現在24億円、昨年度92億円の当初予算を掲げましたので、やれるところ平成17年から22年、ずっと町民の方が辛抱してありましたので、たまにはそういうふうなことの事業をやろうということで、思い切った予算を組ませていただいたわけですが、今回は90億円以内でおさめたというような状況の中で将来を

考えますと、してやろうと。

それは、してやりたいことはやまやまでございますが、必要頻度と申しますか、必要の順位を決めさせていただいて、五、六年ぐらい扇風機をつけてなるわけですけれども、それで対応していただきたいと。

今、粕屋町と志免町がやろうという、粕屋町は一斉にやっておりますが、あそこは財調の積み立てがすごいものを持っておりましたので、できるわけでございますが、今はうちと変わらんぐらいに財調積み立てが下がっているんじゃないかというふうな状況があるわけです。

志免は、順位を決めて小学校から先にするのか、中学校を先にするのか、各1校ぐらいで何年かをかけて整備していこうという考えでございます。

久山、それから篠栗、宇美は当面やらないという結論でございますが、うちのほうはやる方向で考えております。それは、先ほど教育長が申しましたように、気象条件だけじゃなくて、大気汚染の問題が今あります。PM2.5とか、花粉症の問題とかいろいろありますので、それらを考えますと、その費用と病院代の費用といえますか、それと対比しますとそちらのほうに投資的に出したほうがいいんじゃないかという結論に達しまして、将来をつけていると。

今、大規模改修をずっとやっております。大規模改修時にやったほうが、確かにいいわけですが、予算の効率が。うちの下水道工事なんかは、篠栗なんかは3億円、5億円ぐらいの工事をぼんと1本で出す。そのほうが財政的には効率がいいわけでございますが、うちはそういうことができませんので、小さく分けて1億円未満ぐらいでずっと分けてやっていっていると。それが下水道にしても時間がかかっているという状況でございますが、それはそれぞれの町、あるいはそれぞれの家庭においても言えるように、財政と協議しながらやっていくべきではなかろうかというふうなことを考えております。

それも長い将来ということじゃなくて、近い将来に希望の多いエアコン、これについても考えていかなければならないというふうには思っておりますが、今のところそういった近々に要るお金が相当額ありますので、若干辛抱してもらおうという方向でいっております。

それから、久我美術館の件でございますが、久我美術館の利用時間というのは、通常10時から5時でございます。夜間に利用させたというのは、例外的にやらせたわけで、年2回ぐらい美術クラブのほうやっておるわけでございます。

例外でございますので、夜間利用することはないということで、あそこには夜間照明がないと、道路照明ですか、それがないということでございます。

それと、上須恵側のほうに15台ぐらい、それから藤浦側から上ってくるところに20台ぐらいの駐車場があります。それが正規の駐車場で、そのときはいわゆる公園内の広場に仮駐車場ということでそれを貸したわけございまして、あそこには桜とかいろいろ木を植えておるわけで

ございまして、通常は広場として利用するというところでございまして、そこを舗装をするということは考えておりません。

今もうちょっとしますと、つくしんぼとかが生えてきますので、つくしんぼをとるとか、そういう人たちが来られます。藤浦区と上須恵区の区長さんのほうからも要望でございまして、あそこに深夜徘徊といいますか、若い人たちがたむろするというふうなことでございまして、照明があればなおさらたむろするのではなかろうかということで、照明をつけないという方向で今いております。

それと、イノシシの被害が、これはもう頭を悩ませているところでございまして、久山の町長も一番頭が痛いところでございまして、みんなから言われまして、久山から新宮に逃げてくるとか、あるいはイノシシは相島まで行きよると。篠栗も久山から逃げてきよるといような話で、久山の町長はかわいそうだなと思っておりますが、うちも久山から来よるっちゃなかろうかと思っております（笑声）久山が年間100頭ぐらい殺しております。

新たな住宅地に近いわけでございますので、箱わな何かかけてですね、とるということでございまして、山の作業員さんのほうで週に一度ぐらいと思っておりますけれども、ずっと見回っていたいて、イノシシの被害とかシカの被害とかを調査されておりますけれども、なかなか簡単にかかないと。

当時は、やっぱり犬の放し飼い、野犬が非常に多かったから、イノシシがおりてこなかったんじゃないかろうかというような意見もあるわけですが、なんか野犬を野放しにしておくと、イノシシとどっちが危ないかというような問題もありますので、それは放し飼いにするっていうことはできませんが、イノシシの被害でどこも頭を痛めておるところでございまして、何か駆除対策も考えなければならぬと思っておりますが、若水荘の跡もすごいですね。

だから、ああいうふうな実のなる木とか植えますと、またそこに来るし、今からもうタケノコがありますので、タケノコなんかもう50センチぐらいイノシシが掘って食べておるわけですね。だからそれがどこがわかるのかなというふうなことも考えておるわけですが、イノシシ対策については被害が出ておらないからいいわけですが、十分に検討を加えていく必要があるというふうに思っております。

以上です。

○議員（14番 今村 桂子） 済いません、美術館の取り組み。

○議長（三角 良人） もう一つなかった。

○議員（14番 今村 桂子） 取り組み。

○議長（三角 良人） 美術館をもっと活用する方法は何かあるかと。

○町長（中嶋 裕史） 美術館の活用については、九州造形短期大学ですか、そこと数年前から検

討しております、学生さんについては無料で貸し出してあります。

一般の人については、軽微なお金で貸し出しをしておるわけですが、議員おっしゃるように、町で持っているのはもう珍しいわけですが、それでいわゆる若手の登竜門、若い人たちが市内のギャラリーを借りてするまでお金もないというようなことで、久我美術館を借りてしたいということをしてありますが、現代アートとかいうのはちょっとわかりませんで、ちょっとごみか何か鉄くずかわかりませんで、それを私どもが危ないからと思ってちょっと動かしたら、新聞沙汰になろうごと芸術を冒瀆したというような言い方もされたわけですが、そういうことは非常に難しい問題があるわけですが、ただ若い人たちに貸し与える程度というふうなことでございますし、現在の利用状況は27年度の延べ利用者数が年間で5,682名、月平均500名は来ておるということで、非常に寂しいところ、不便なところでございますけれども、利用というか、そういう芸術を志す人たちがここを借りてやりたいというニーズは非常に高いものを持っておるところでございます。1日当たり大体40名ぐらいになるわけでございます。

それで、先ほど言いました九州造形短期大学と提携をしてやっていこうということでございます。それで、私が担当しておるころは2年待ちぐらいでしたね、展示会をすると。1回するのが1週間とか2週間と、よそではギャラリーは普通1週間しか借りられませんけれども、うちは長く2週間を貸すとか、そういうことをやっておりましたので、2年待ちぐらいの状況でございました。

それで、あそこにコーヒー飲むところもないからということで、現在はコーヒーをお金を出して飲めるというような状況も整備しておるところでございます。

以上です。

○議長（三角 良人） 今村議員。

○議員（14番 今村 桂子） エアコンの設置について、まず2問目の質問をいたします。

交付金を活用して補助金が出るかどうか、まずはわからないということでございましたが、先日、国会議員の方々との話し合いを何名かで持っております。そのときに環境のPM2.5の講義がございまして、その中で学校のこの環境改善の交付金しか今のところ出てないので、もうちょっと環境面のほうから交付金が出ないのかなというような話もみんなですしております。

その中で、国のほうも検討はいたしますと。その補正予算の年末に補助金、補正予算があるときに出すと補助金は出やすいというようなお話も出ておりましたし、その中でも今いろんな大規模改修がある中で、効率がいい方法もあるということでございます。

ただ、私も思いますに、現在の須恵町の財政を考えると非常に難しいのかなというのはわかっておりますが、小中学校の保護者の方から言わせると、早い段階でつけていただけるなら、受益

者負担も構わないということで、これが遅い段階になりますと、よその町では受益者負担をしてもらっていないということもございますので、その辺の検討もあるのかなと思っております。

それで、第一小学校のほうですかね、前回なんかアンケートを保護者の方にとられまして、クーラー、エアコン等をどういう希望があるかというアンケートをとられたそうでございますが、その中ではエアコン設置を希望する声が非常に多かったということで、早急につけてほしいというお願いが多分町のほうに来ているのではなかろうかと思っております。

それで、今の段階でいきますとやるにはやると。ただし、早い方向でやりたいとは考えているけれども、財政的に厳しいということであろうと思います。それであるならば、やっぱり毎回PTAの方たちは早くつけてほしいという要望が出るわけでございますので、せめてPTAとの話し合い等があると思います。PTAの役員さんとのですね。そのときに、町の状況とか方向性というのを話すような会議といいますか、そういうものをもっといただけないでしょうかということも1問でございます。

それから、これからやる方向というのが、古賀、新宮、粕屋、それから志免の4市町はもうやる方向になっているわけございまして、約半分の町にクーラー、エアコンがつく状況でございます。

そんな中で、須恵町がどういう状況にあるのかということも、やっぱりしっかりと説明をお願いしたいと思っております。

それは、財政の問題が絡んでくるので、すぐにどうのこうのというのはできないのではないかと思いますので、今後の年次計画の中で計画的にどの程度の段階のときにはやれるというようなことを、はっきりと打ち出していただいたほうがいいかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

それから、久我美術館周辺整備についてでございますが、今10時から5時、たしか開館されていると思います。その中で、夜はやっていないということでございますが、前回クリスマスの会をやりましたら、非常に好評でもういっぱいでした。満員でした。その前のときには、お能の舞台を夜つくって上演されたそうでございます。これもいっぱい、すごく好評でした。

それと、そういうイベントをするときって、やはり働いている方も多いので、夜できれば小中学校の作品展等もよくやっているんですけど、この5時までの間にしかないんで、保護者の方たちはごらんになりたくても、なかなか行けないという現状の中で、少しでも時間を延ばすようなことができないのかなと。見に行ける方たちをいかに多く見に行っていくかという取り組みについて、ちょっとそういうときに時間を延長できないのかなということも、ひとつお聞きをしたいと思います。

それから、夜やってないから街灯はということでございますが、街灯設備がどのぐらい金額的

にかかるとはわかりませんが、簡易なものでもあれば、もっと夜のイベント等もできるのではなかろうかと思えますし、電気代であれば、そのイベントのときだけをつけられるような状況にできないものだろうかということが1点。

それから、いろんなイベントの中で、例えばお茶会などの、今は作品展示とかが多いんですけど、お茶会などに利用していただくようなイベントの拡大ができないのかなということが1点です。その点についてお聞きいたします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 環境の面からの交付金ということでございますが、そういう国の制度はあるわけですが、例えば木造の県産木を使うということで、第二小学校に木造の環境に優しいこととつくっておりますが、これも補助金から逃れております。

だから、つくるにしても100%国が出せる状況じゃないわけ。国も金がないわけでございますので、もう非常にそれに当たるのが難でございます。どこも、例えば園庭の芝生化だとか、そういうふうなこともあって、そしてすぐ終わってしまうような社会実験的な交付金が多いわけでございますが、それに当たるのは非常に難しい。

県産木も利用しましょうと国を挙げて言っておりますけれども、いざうちがやろうとしたときには、その交付金には当たらないと。だから、翌年に繰り越してもいいのかということ、それはだめだというようなこととございまして、年末補正のときにはっていう話でございますが、補正も補正枠がありますので、そこにみんな集中するわけです。

以前、コンビニの住民票だとか、そういうのをコンビニで発行する、それで予算がついておりましたので、うちはすぐ手を上げたわけ。これはもう六、七年ぐらい前の話ですね。そのときに、うちが申し込んだときは何千万円か補助金がつく。わーっと各町が申し出ましたので、それをワークシェアリングしますと、数百万円、100万円とか200万円のその補助金しかつかないで、それじゃ焼け石に水の的な問題がありますので、そのときはしないということでしております。

2年ぐらい前からコンビニ交付をしたわけでございますが、そういうふうにして国の補助金、交付金というのを100%満足がいくような状況で出てこないわけでございますので、それはなかなか難しい。

それが予定までしておいて外れるということになりますと、もう全部単費でやらなければならないわけでございますので、ある程度確実なところのそれを引き出して、その事業をやるというふうなことを考えていかなければならないというふうなこととございます。

それから、美術館の夜間の件ですが、先ほど言いましたように、これ規則で10時から5時ということにしております。特別に貸し出しておりますので、特別に貸し出した部分については、特別のその竹を切った後にろうそくを立てるとか、そういう自分たちの能なら能のそれに合わせ

たような形でやっていっていただきたい。

その美術クラブというのは、町でも認可をしておる団体でございますので、それには補助金も出しておりますので、そこは自分たちで外の環境からあわせていくというのも、一つのアイデアといいますか、それもたった2回のためにその街灯設備をつくるという、それはやっぱり不要不急を考えていかなければ、それよりも私は学校のクーラーのほうが先ではなからうかと。

そういうふうな、やはり全てができませんので、順位をつけていこうとすれば、やはり一番後になってくるのではなからうかと。だから、なかなかそれはできないと。

田原議員がいつも言われるトイレの洋式化の問題も、これも非常に難しい。あるところではわざと和式にしておる。げたをはいて幼稚園に行きよる子がおる。それはキャンプだとか、何かあったときに和式でできなければならないということで、もうみんな洋式化されておりますので、洋式だけでなく和式でさせると。それで、順位がどうしても下がってくるというふうなことで、何もしないということじゃなくて、急を要するものは先にやっていこうと思いますし、若干待っていただきたいと。それに代わるものが何かあれば、それは遅れていくというのが常ではなからうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（三角 良人） 町長、エアコンについてPTAとの協議を考えておるかどうか。

○町長（中嶋 裕史） それは、やりません。PTAは絶対つけてくれっていうのが当然、それは答えわかっておりますので、アンケートをとったり、そういうふうなことはしません。PTAは本来は、やっぱり学校環境の面もありましようが、もう少しPTAらしい行動をとっていただきたい。

一小だけがそういう調査を、学校給食のときもしてございましたけれども、給食をつくり切らない、弁当ということでありましたけれども、弁当のニーズは少ないわけでございます。だから、PTAはPTA本来の少し活動をやってほしいというふうに思っております。

以上です。

○議員（14番 今村 桂子） 濟いませぬ、小中学校の保護者のときの延長。小中学校の作品展のときの延長。それとお茶会などの。

○町長（中嶋 裕史） それは、月曜日が休館日で土日はやっておりますので、行こうと思えばどこかで行けるはずでございます。絶対行けないということじゃありませんので、それは見に行きたい人たちがある程度工夫をしていただきたいというふうに思っております。

○議員（14番 今村 桂子） あと濟いませぬ、お茶会などイベントの拡大。（笑声）

○町長（中嶋 裕史） イベントの拡大入ってました、今。

○議員（14番 今村 桂子） わかりました。

○議長（三角 良人） 今村議員、最後です。

○議員（14番 今村 桂子） 最後の質問でございます。

今、町の状況を私も財政的な面ではわかっておりますが、PTAのほうの説明も、この財政的な説明をしてあげないと、絶対に毎回毎回この要望というのは出てくると思っております。せめてPTAの役員のPTA会長との話し合いが、多分教育委員会の中でも話し合い等がある中で、町の財政の説明ぐらいは、やりたい方向にはあるけれども、財政的に厳しい状況の中で順位もありますし、そういう財政的な説明をしていただければ、毎回毎回これも出てこないんじゃないかなと思うので、そういう説明をお願いしたいなと思って、正式に集めてじゃなくて、そういう会議の中で須恵町の状況ということを説明していただきたいなと思っております。

それから、夜のイベントについては、特別なものを許可したということで、その辺は大変いいイベントだったんですね。それで、皆さんも本当に見に来られてすごくよかったので、美術部員の方々には大変だとは思いますが、ろうそくの明かりもまた素敵なものではございました。

そういう中で、できれば活用していただきたいという面からいえば、そういう夜のイベントもふやしていただければ、大変な中ではあるとは思いますが、久我美術館がここにあるんだぞということを、もっともっと皆さんに見せていただきたいなと思っております。

それから、お茶会なども昼間の利用であれば、街灯等もつけなくていいので、ロケーションを利用したようなお茶会とか、そういう多方面で、庭等も使ってお茶を飲みに来ていただいた方たちが、中の作品も見れるような、そういうイベントもやっていただきたいな、そういう拡大もお願いをしたいと思います。

それと、質問としては以上なんですけれども、美術館の方がやっぱ職員さん、議員さん、見に来る人が少ないと言われまして、私も大変反省をいたしました。まずは職員、議員が率先して見に行かなければならないなと思っておりますので、イベント時には特に職員さんと、広報には今回もすばらしい2つの須恵町出身の方の作品展とか、そういうのをやるっていうのが載ってて、ああ、さすが普通の方たちとは違う、須恵町を主体にしたイベントをやられてるなというのを思ったんですけど、なかなかそういうのを目にする機会もないと思うので、役場の中にそういうのを張られるとか、まずは職員さん、そして議員が今何をやってるのかな、どういうイベントをやっているのかなということがわかるようなものをしていただきたいな、どっかに書くとかですね、何かそういうことをお願いしたいと思います。その辺はどうでしょうか。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） お茶会とか、そういうのは人寄せパンダ的にイベントに付随する、あるいはそのために人を寄せてお茶会をすると、それは確かにいいこと。そういうふうにしていかないと、それだけでは人は集まってこないわけですから、そういった工夫が必要だろうと思います。

それと、するためにあそこ東屋がありますので、東屋ですればいいんですが、ちょっと木が生い茂っておりますが、ただ谷になって崖地との治山の関係もありますので、若干間伐をしなければ、一時はやったんですけど、ちょっと上の方が伸び過ぎておりますので、日が差さないという状況もありますので、今度は山のほう、作業員さんとも相談しながら、治山に影響がないような形で若干間伐をしたいということも考えております。

それと、あと美術館のいわゆる催し物については、広報できちんと載せておりますので、財政状況についても広報に載せておったりする。どういう形で、それは余り町民の方に財政、財政って、もう経済が持ちませんというふうなことを言うのも、ちょっとしゃくで、だからできるだけ町民の方には、明るいニュースを流したいというふうに思っておりますので、なかなかそういうマイナスイメージになるようなことというのが、出しづらいという面も考慮していただいて、よろしく願いいたします。

○議員（14番 今村 桂子） 以上で質問を終わります。

.....

○議長（三角 良人） 1番、児玉求議員。

○議員（1番 児玉 求） おはようございます。議席番号1番、日本共産党の児玉求です。一般質問を行います。

学童保育料の引き下げ、指導員の待遇改善をと、マイナンバー（個人番号）の記載がなくても確定申告書、生活保護申請書等書類を受理するのかの2問であります。

まず、学童保育料の引き下げ、指導員の待遇改善をです。

県は、生活が困窮している家庭を対象に、29年度より小学校の放課後児童クラブ（学童保育）の利用料を減免する方針を固めました。対象世帯は原則無料にしたい方針であります。これは、日本共産党山口県議、高瀬県議、女性県議の尽力によるところが大きいものであります。

現在、学童保育費の生活困窮者に対する減免制度を実施しているのは、糟屋郡7町では篠栗町、新宮町、粕屋町です。本町の学童保育数は第一校区66名、第二校区122名、第三校区40名、合計228名です。全小学生1,887名の12%になります。

保育料は——これは利用料とも言いますが、第一、第二校区とも5,000円、第二校区では別途入会金が1,000円必要です。第三校区は6,000円となっております。

児童数は、この1年で約100名増加していますので、今後ますます学童保育数は増加すると思われま。県の事業費当初予算は、7,988万1,000円、補助対象は生活保護世帯100%減免、市町村税非課税世帯50%減免、補助率は県が2分の1、市町村が2分の1、上限は5,000円であります。

生活保護世帯、市町村税非課税世帯だけではなく、学童保育を受けている児童みんなの学童保

育料、利用料の減額助成をし、また施設の拡充、指導員の待遇改善に本町も助成すべきであるというのが1問であります。

2問目は、マイナンバー、個人番号の記載がなくても確定申告の書類を受理するのか。

全国中小企業団体連合会（全中連）が今年1月26日、国会、国税庁交渉でマイナンバー（個人番号）の記載がなくても書類を受理し、未記載に不利益はない。総務省も通知書の番号不記載で地方自治体への罰則はないと回答いたしました。

マイナンバーの制度導入の本当の狙いは、国民の収入、財産の実態を政府がつかみ、税、保育、保険料の徴収強化と社会保障の給付削減を押しつけることです。個人情報漏洩、なりすまし等、住民に不安を与えてはいけません。

個人番号のカードの利活用として、国家公務員の身分証明書を一本化する。自治体、独立行政法人、民間企業の職員証の一体化も促す。17年以降健康保険証として利用できるようにする。印鑑登録カード等の行政が発行するカードの一本化。各種免許の資格確認機能、キャッシュカード、クレジットカード機能の一体化。さらなるマイナンバーの利用拡大や官民利用が進めば、不正利用や情報漏洩の危険が高まります。

また、特定の個人の情報を紹介できるシステムができれば、治安当局による国民監視の道具としての利用価値が高まります。避けられない4つのリスクがあります。100%情報漏洩を防ぐ完全なシステムの構築は不可能。

2番目に、意図的に情報を盗み得る人間がいる。3番目に、一度漏れた情報は流通売買され、取り返しがつかない。4番目、情報は集積されるほど利用価値が高まり、攻撃されやすくなる。

情報を役所間などでやりとりする途中にある中間サーバーには、他機関から紹介を受けた際に提供できるように、常時個人情報のコピーが保存されています。マイナンバーを含む個人情報は、今後は役所関係だけでなく、民間の事業所にも広がるため、個人情報が流出するリスクは格段に増すことになります。

さらに、個人情報流出の経路として最も危惧されるのが、個人のパソコンでマイナンバーに基づく情報を見ることができるマイナーポータルです。ICカードとパスワードさえあれば、特定の個人のありとあらゆる情報を一覧できるのですから、プライベートは一気に丸裸にされます。

本町での2016年5月31日時点で、対象者2万7,757人に対するマイナンバー申請者数は1,583人でしたが、現在の申請数は何人でしょうか。また、申請数をどう捉えますか。

国税庁は、個人番号の記載がなくても書類は受理すると言いますが、確定申告書、生活保護申請書等、受理しても本人に不利益は生まれませんか。情報漏洩があった場合、責任の所在はどうなりますか。

以上。

○議長（三角 良人） 児玉議員、いろいろ危険なことを言われましたけど、質問は何と何と何ですか。

○議員（1番 児玉 求） 質問の一つは、学童保育料の引き下げ、指導員の待遇改善が1つ。

2つ目に、マイナンバー（個人番号）の記載がなくても確定申告書、生活保護申請書等書類を受理するののかの2問であります。

○議長（三角 良人） 2つだけ。

○議員（1番 児玉 求） その中でですね……。

○議長（三角 良人） ちょっと、長々と演説するのはいいけど、質問はわかりやすくしてください。答弁のしようがありませんよ。

○議員（1番 児玉 求） じゃあ、ちょっとまとめます。

○議長（三角 良人） いい、わかりました。町長答えられます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） お答えをいたします。

学童保育所の授業料といいますか、保育料の引き下げと指導員の給料の値上げ、やってあげたいことは当然でございます。できればそうしたいと思う。これは保護者会のほうで運営をしておりますので、保護者会のほうで決めていただいて結構でございます。だから、ゼロ円になる人もおりますし、今まで5,000円の人が1万円とか2万円とか払う人が出てくるわけだから、それでよければ十分やっていただいて結構でございます。上がる人もおります。下がる人がおれば上がる人もおります。全体的に要るお金が決まっておるわけでございます。

今決まっておるような言い方をされました。これは今県議会のほうに上程をされております。県議会のほうで補助率が県が2分の1、町が2分の1、それを私どもも払うようにします、今後は。そして、足りない分は保護者からいただくということでございますので、町と県が100%賄うわけじゃございませんので、受益者負担というのがあるわけで、受益者負担にゼロ円がおれば、今まで50円の人が100円になると、倍になっていくということでございます。それは当然のことです。1つ目がそれでございます。

それから、2つ目はマイナンバーは税金のあれで押しつけると言われましたけど、税金を払うのは国民の義務でございます。当然のことでございます。マイナンバーの今何%がカードをもらっているかと言われました。100%国は振りつけをしている、張りつけをしている。ナンバーを児玉さんは児玉さんのナンバーがついておるわけでございます。だから、100%名前がついておるという。

カードが欲しい方、カードが必要な方は、今うちの町では8%の方が申請をして、カードを持ってあります。だから、もうナンバーは全部に振られておるわけでございますので、それはカードが必要でなければ、カードを申請しなくてもいいわけでございますので、それは問題じゃない

というふうに思っております。あと詳しいことは、住民課長のほうが話すわけですが、今ただ僕が言えるのは、国が国民全部に番号を振りつけて、張りつけておるわけですね。それに、今度の確定申告とか、今申請をいろいろ出している。マイナンバーを記載しなくても大丈夫ですよって、そんなばかな話ないですよ。

国はあれだけ反対がありいろいろしておる中で、マイナンバーを振りつけたわけですよ、国民一人一人に。マイナンバーを出すということは当たり前のことです。だから、これを漏洩するというのは、役場ではもう当然のことです。故意に何かをやろうとすれば、罰則があるわけです。大きいですね、禁固4年か200万円ぐらいの罰金、通常の我々の公務員法でいうその罰則規定よりも重い罰則がついておりますので。

そしてまた、うちではパソコンを利用する人、マイナンバーを引き出した人の名前ができるように、自分のカードをつけなければそれが出てきませんので、二重、三重のチェックがかかっておりますので、二重、三重のチェックを置いて、そしてその人のナンバーがわかってくる。

通常はもうナンバーは書いたら、ぱっとマスキングっていうんですか、見えないようにして、庁舎のほうでは決裁を回していくというようなことでございますので、ナンバーが要るのは国のほうが要るわけでございます。私どもはそういったまだナンバーを使った事務作業というのはしてないわけでございますので、問題はそこのところにあるのではなかろうかというふうに思っております。

あとは住民課長のほうで細部についてお答えすると思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（三角 良人） 続いて、梅野住民課長。

○住民課長（梅野 猛） それでは、お答えいたします。

まず、最初のマイナンバーカードについての申請件数は何件かと、2月末現在ということですが、この行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律、俗に言うマイナンバー法が平成27年10月に施行されました。個人番号の通知カードを日本公共団体情報システム機構、略称でJ-LISと言いますが、そこから郵便局を通じて簡易書留で配達をされました。須恵町は27年11月の初めごろから、住民の皆さんのところに全員に届いていると思っております。

また、希望者は郵便もしくはパソコン、スマートフォンにより顔写真付のプラスチック製のICチップ付カード、個人番号カード（マイナンバーカード）のことですが、申請することができます。

御質問の2月末現在の申請者数ですが、2,361人、同日の須恵町の人口が2万7,883人ですので、先ほど町長8%と言われましたけど、2月末現在では8.5%の申請率ということになります。

申請が始まった当初、かなり混雑しておりましたけれど、申請から受け付けまで約2カ月当時はかかっておりました。現在は1日平均五、六名程度で、二、三週間程度で受け取られるようになっております。

その次の質問の、その件数についてどう思うかということでございますけど、申請率が高いか、低いかということだと思いますけれど、時期が多少違いますけれど、福岡県内の市町村の平均の申請率が大体8%、近隣町では2月末現在ですけれど、宇美町で8.1%、篠栗町で8.6%、志免町で9.6%、粕屋町で7.5%ですので、須恵町の8.5%というのは、大体平均的な率ということになります。

御質問の回答としては、まだまだちょっと少なく、率を上げていかないといけないと思っております。

カード作成については、町職員を初め議員の皆様御協力をいただきました。特に、議員の皆様にはほとんどの方が作成をしていただきました。まことにありがとうございました。

次に、情報漏洩に責任はとれるかということですが、先ほど町長言われましたけど、マイナンバー法っていうのは、国が法律を制定し行っていくものですので、私どもはその地方公務員はその法律に従って事務を進めていくしかありません。

マイナンバーを含む特定個人情報を保有する国の行政機関や地方公共団体等は、特定個人情報保護評価書、訳してPIAといいますけど、情報漏洩その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言し、国の特定個人情報保護委員会へ提出しなければなりません。須恵町も既に国へ提出し、委員会のホームページに公開をされております。

先ほど言われましたマイナンバー法には、個人情報保護法よりもっと厳格な保護措置と罰則規定が法の62条から72条に定められております。最も重い罰則は、個人番号関係事務または個人番号利用事務に従事する者、また従事した者が正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供した場合は、4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金または併科、両方ともということです。

これらは職員にも適用されます。その職員のみならず、その管理者にも罰金刑が課せられます。個人番号関係事務利用者事務担当者には、指導監督していく責任があるからでございます。

現在、窓口では申請にマイナンバーを記載していただいている書類には、2つの方法をとっております。本人確認のみの記載の場合は、担当者が番号を確認すれば、即その場で番号を消すマスキングをする方法、マイナンバーが記載された書類をそのまま保管し、他部署、他団体との連携に使用する場合は必ず施錠できる書庫へ保管を行っております。職員間でも、担当以外は見ることができません。

今後も、マイナンバーの取り扱いには担当者個々の事務の責任を明確化し、番号法、通達法に

のっとり適切に、またより厳格に処理をし、情報漏洩等が発生しないような対策を講じていきたいと思えます。

次に、マイナンバーの記載が必要とされている書類、確定申告、生活保護申請者等にマイナンバーの記載がなくても書類は受理するののかということですが、これはもうできれば税務課長に質問していただければありがたかったですけど、税務課長のほうにお聞きしましたので、私のほうでお答えいたします。

申請者にマイナンバーを記載していただき、そのマイナンバーを利用する事務、法定利用事務といいますが、これが平成28年1月から始まりました。現在は庁舎内部での情報連携のみで、7月から始まる他の地方公共団体との情報連携、総合運用のテスト期間中です。

御質問のマイナンバーの記載が必要とされている書類のマイナンバー記載の有無ですが、関係する書類、申請書類等は法定利用事務だけでも住民課、健康福祉課、税務課、子ども教育課、多くの部署で取り扱っています。種類にすれば100種類を超えるのではないかと思います。ほとんどの申請については、次回からは記載及び本人確認の書類の提出をお願いし、マイナンバーの記載はなくても受理する柔軟な取り扱いをしております。

御質問の確定申告書ですが、これは本来国の事務ですが、住民の利便性や住民税に関するデータを国からいただく観点から、町で特設会場を設置し行っています。受け付け方法は管轄である香椎税務署からの指導のもと行っております。取り扱いとしては、他の法定事務と同様、マイナンバーの記載がなくても受理をしております。

また、生活保護の申請についても、確定申告と同様の取り扱いでございます。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 責任はとれるかという今のことに関しまして、その情報が漏れないような対策をしているというのは、よくわかりました。責任の所在は誰が責任をとるのかというところには、言及されておられないと思いますが……。

○議長（三角 良人） あったでしょう。罰金とか何かあったでしょう。

○議員（1番 児玉 求） ああ、それは。

○議長（三角 良人） 責任とらないかんから、そんなことがあるわけですよ。

○議員（1番 児玉 求） このシステムの内容からして、先ほど私がお話ししました4つのリスクの中の1つは、民間も今後入ってきますし、100%情報漏洩が完全にできるというシステムはできません、これは。

○議長（三角 良人） 質問に入ってください。

○議員（1番 児玉 求） はい。今、再度その住民課の課長でもよろしいんですけど、その責

任のとれる方は、そういうところでお尋ねしたいと思います。

まず、そこをちょっとよろしいでしょうか。（発言する者あり）いや、だからちょっと。その故意的にすればそうですけど。

○議長（三角 良人） 故意じゃなくてもって言われたでしょう、今。検索した人が漏らしたらいかんって言われたでしょうが。きちんと聞いています、答弁を。

○議員（1番 児玉 求） いや、その漏らすとか。これはこのシステムからして、誰がハッカーで進入してその情報をとる、それがわからないという、そういうシステムだから、例えばその現場で情報が漏れたということがわかればいいですけど、もともとそれがわからんようなシステムでありますんで、責任の所在がはっきりせんのですよ。

○議長（三角 良人） もう一度セキュリティーに関して、誰か答弁したら。罰則のところ誰かちょっと、どっちか。住民課長。

○住民課長（梅野 猛） 繰り返しますけれど、マイナンバー法ですね、この法の62条から72条に定められてる罰則規定なんですけれど、これいろいろ段階的に幾つもあります。その中で私今言ったのは、一番重い罰則規定を言ったんですけど、その罰則規定が4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金または併科ということです。

これを職員が悪意を持ってした場合は、その職員に対してこの法的な措置がとられ、それを管理している者についても、同じように規定があるんだよということです。（笑声）

○議長（三角 良人） 上司が責任とらないかんということ。わかりました。児玉議員、質問は。以上ですか。

○議員（1番 児玉 求） 先ほど町長がおっしゃいましたが、この学童保育の件でございますが、いいですか、1998年に児童福祉法が……。

○議長（三角 良人） 違うでしょう、それは。もう演説はいいから、今、町長の答弁に対してどういう質問をするかを考えてから言ってください、的確に。

○議員（1番 児玉 求） はい。これは国がその1998年に……。

○議長（三角 良人） 違うって言いよるでしょうが。

○議員（1番 児玉 求） だから……。

○議長（三角 良人） 議員、議長の言うこと聞けんなら、発言の禁止をしますよ。わかります。議事を遅らせているから、あなたは。

○議員（1番 児玉 求） いやいや、そんなつもりはありませんよ。

○議長（三角 良人） そのつもりです。町長が答弁したことについて、きちんと質問すればいいわけですから、国とか県やなくて、県も国も町長答弁しましたよ。それで、町はどうあるかっていう答弁しましたよ。

- 議員（1番 児玉 求） はい。県がその補助を決めてるわけですね。
- 議長（三角 良人） 決まってないって言われたでしょう、さっき。答弁をきちんと聞いてから再質問なさい。
- 議員（1番 児玉 求） いやいや。
- 議長（三角 良人） いやじゃないって、もう。
- 議員（1番 児玉 求） これは決定する予定なんですよ。（笑声）
- いや、だから決まる予定なんです、それを前提にお話します。これは、国としても学童保育に対して児童福祉法の21条の9で、市町村は子育て支援事業を、児童の健全な育成に資するため、放課後児童健全育成事業をすると、しなくちゃいかんということで、これ1998年に決めておりました、それで保護者の…。
- 議長（三角 良人） 児玉議員、ちょっと座って。あのね、町の学童保育は、保護者の申請から始まっておりますっていうことは知っていますか、あなた。
- 議員（1番 児玉 求） はい、わかっています。
- 議長（三角 良人） 保護者会が運営しているわけです。それに対して町はいろいろ施設をつくらしたり、補助金を出したりしている。それに対して何かあるんですか。
- 議員（1番 児玉 求） はい、ちょっといいですか。ですから、これは最初は……。
- 議長（三角 良人） それだったら、質問を終わります。
- 議員（1番 児玉 求） ちょっと待ってください。
- 議長（三角 良人） 終わりです。もう3回終わりました。（「議長に従ってください」の声あり）終わりです。
- 議員（1番 児玉 求） 途中ですけどね。
- 議長（三角 良人） 途中じゃない、終わりました。はい、席に戻ってください。
- 議員（6番 田ノ上 真） 議長、議事進行の動議。
- 議長（三角 良人） 田ノ上議員。
- 議員（6番 田ノ上 真） ただいまの児玉議員の発言というか、一般質問ですが、通告の要旨を逸脱した発言、また不穏当な発言が多々ございました。議会は何でもありではございませんので、会議録からの削除を、該当部分ですね、要望いたします。お諮りください。
- 議長（三角 良人） 動議に賛成の方は手を挙げてください。
- 〔賛成者挙手〕
- 議長（三角 良人） わかりました。それでは、今の件で質問以外のことで発言を議事録より削除したいと思います。削除していいと思われる方は起立願います。
- 〔賛成者起立〕

○議長（三角 良人） はい、わかりました。起立多数であります。今の動議を採択いたします。

○議員（11番 原野 敏彦） 議長、いいでしょうか、今ので。

○議長（三角 良人） 原野議員。

○議員（11番 原野 敏彦） 今削除ということをおっしゃいましたけれども、どこまでの部分を削除するのか、全体なのか。その辺を今おっしゃってないから、また調べて出してください。

○議員（6番 田ノ上 真） 言いました。通告と要旨にない部分、削除の範囲は議長の職権でと考えております。全体じゃありません。

○議長（三角 良人） ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を10時30分とします。休憩に入ります。

午前10時15分休憩

.....

午前10時30分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの動議の件でございますが、通告を逸脱した発言の趣旨を議長の権限において、会議録の修正をいたしたいと思っております。

2番、世利孝志議員。

○議員（2番 世利 孝志） 2番議員、世利孝志でございます。数日前より暑さ寒さのせいでしょうか、20年ぶりくらい風邪を引きまして、もう大分よくなりましたけれども、お聞き苦しいところがあると思っておりますけれども、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

去る2月19日に第32回綱引き大会が開催され、10分館26チーム、そのうち小学生の部8チームが出場をいたしました。その中で熱戦が繰り広げられました。昨年は12分館32チームの参加がありまして、昨年より2分館6チーム今年減少しました。

綱引きは、古代オリンピックの種目であり、国民的スポーツとして根付き、親しまれ先行的に須恵町は綱引きを取り入れ、綱引きの町として県下知られるようになりました。さらに、定着させるためにも、特に小学生からの取り組みが不可欠であります。

綱引きを通じて、体力面では足腰の鍛錬、持久力の向上、精神面では団体競技を通して協調性が生まれ、お互いの連帯感が深まり子どもの体力づくりの面から格好のスポーツであります。そこで、ぜひ、学校で取り組んだらというふうに思います。

それに伴いまして一つ、各小学校に綱引き備品、子ども用でございますけれども。これは一般

用と違って、子どもの体力、手の大きさの面から一般よりも、ちょっと細くそして短いわけがございますけれども、揃えたらどうか。

それと、2つ目でございますけれども、小学校の活動の中に今は小学校で持久走大会とか、縄跳びとかいろいろ学校の活動の中に取り組んでおられますけれども、その中に綱引きを取り入れたらどうかということで質問いたします。

○議長（三角 良人） 安河内教育長。

○教育長（安河内文彦） お答えいたします。

本年度の綱引き大会において、出場26チーム中8チームが小学生の部であったということです。町内の各区における育成会をはじめ、関係者の方々による働きかけにより児童の主体的な参加となったものと感謝申し上げます。

運動会や体育会において、学校ルールで実施されています多人数での綱引き競技は、第二小学校と須恵中学校で実施されています。また、他の学校においても、かつて同様の綱引き競技を実施したこともあり、約40メートルの綱引き競技用のロープを備品として備えているところです。

本町の小中学校において、議員が申されますスポーツ綱引きを教育的活動に位置づけている学校は現在のところありません。県内でこのスポーツ綱引きを教育活動に位置づけている学校については、教育事務所に問い合わせたところ、管内はもとより県内でも行っている情報はないようです。

スポーツ綱引きについては、児童の協調性や連帯感の育成は仲間意識を向上させ、社会性を育む意味でも意義あることだと捉えています。しかし、現在、町内の3小学校においては、学習指導要領による年間計画に基づいている各行事に対して、学級を中心とした自主的な取り組みを促し、まさに先ほどの協調性や連帯感を育成すべく教育活動を行っているところです。

また、体力向上の目的で毎年行われています県主催のスポコン広場に第一小学校と第三小学校が登録し、福岡地区のドッジボール大会や縄跳び大会において、上位の成績を納めているところです。

全国規模で毎年実施されております児童生徒の体力実施調査によりますと、本町の小学生はほぼ全国並という結果が出ております。

年度により若干の変動はありますが、ここ3年間の平均を見ますと、男子が全国平均プラス1.1ポイント、女子が全国平均マイナス0.4ポイントという結果になっております。

学校教育の動向を見ますと、今月末には小中学校の新学習指導要領が告示されることになっております。この学習指導要領は、10年に一度の周期で改定されるもので、学校教育の指導目標及び内容を示したものです。

平成30年度から試行が開始され、32年度には本格実施となります。その学習指導要領によ

りますと、小学校では外国語科が新設され3年生から6年生まで週学習時間が1時間ずつふえるということになっています。

また、主体的、対話的な深い学びの学習、今まではアクティブラーニングという文言で言われておったそういう学習づくりや、カリキュラムマネジメントの実施。それから学校の中でいろんな人が力を合わせてチーム学校の体制づくりと、今後さらに新学習指導要領実施に向けた学校の負担が増加する状態です。

以上、申し上げましたとおり、協調性や連帯性の育成、そして体力の向上については、現行の教育活動をさらに充実させていくこと。そして、新学習指導要領の実施に伴い、学習内容と学習時間の増加が見込まれることを考えますと、スポーツ綱引き競技を新しく教育活動に導入すること。子ども用の綱引き備品の購入については、現時点では難しいというふうに考えております。

学校教育のこれから教師の多忙化ということも言われておりますし、そういった状況の中でございまして、どうぞ御理解のほどよろしくお願いたします。

以上で終わります。

○議長（三角 良人） 世利議員。

○議員（2番 世利 孝志） 何か、今、教育長の答弁は、何かもう終わるような感じがするんですけども。やはり、子どもたちはチームが8チームという少ない。7分館ぐらい、20分館の半分以下なんですけども。やはり、子どもたちにおいて、当初分館で出る子どもたち、無理に出されたようなやる気のないような子どもたちがおったんですけども。綱引き大会で出ることによって、やる気がどんどん出まして、来年も再来年も出たいという子どもたちがほとんどでございまして、やはり、今、中学生の部もあるんですけども、ノミネートがないような状態。やはり、中学生をいきなり出すと、もう出ないと。だから、小学生からそれを植え付けておれば、その子どもたちが中学校に上がったら、中学生でも出るというようなことです。

体力面については、今、いろいろ教育長から申されたとおり、承知はいたしておりますけれども。何とか綱引き、県下でも福岡県の綱引連盟の役員さん数名もおられますし、何とかこの綱引きを須恵町に根づかせたい。さらに根づかせたいというふうな気持ちがあるもので、出させていただきましたけれども。その意味において、やはり学校に綱引きを設置しておけば、指導については、綱引き協会とか須恵町ありますので、そこら辺の指導を仰ぎながら、何とか一コマでも入れられたら、子どもたちも、綱引きに何とか出たいなど、したいなという子どもがあるんじゃないかということで質問させていただきましたけども。何か重複するようなことなんですけども、お答えいただけますでしょうか。もう終わりの気持ちはわかるけど、さらにちょっと、町長も綱引きはいろいろ理解者の一人でもありますし、町長でも結構です。何とかよろしくお願いたします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 綱引きは、我々がやっとなった時に、非常に綱引きというのは盛んでございまして、九州大会とかいろいろ唐津の大会とか、出場しよったわけですが、それは、とびうめ国体のエキシビジョン競技として盛んに行われたわけでございます。何らかの機会があるということが、盛り上がっていくチャンスではなかろうかと。久山の綱引きも、私どもが20年ぐらい前に指導に行きまして、綱引きが盛んに行われておりましたが、今年からもう廃止したというふうなことでございます。

だから、はやりすたりというのがあるわけです。お年寄りもゲートボールというのが盛んに行われておりまして、今、ゲートボールやっている方はおってないという状況でございます。

体育協会の中に綱引き協会というのがあるわけでございますし、また、体育協会の副会長してある方が、県の綱引き協会の理事長もしてありますので、そういう面からすれば、県のほうでも何か大きな冠をつけた大会を幾つかやる。昔は県大会とか、そういう大会もありました。

そういう大会がないというのは、やっぱり一つの目標とするものがないから行われぬということであろうかと思えます。私は乙植木でございますが、須恵から綱引きで負け齒がゆいということで綱引き大会の翌日から、週2回綱引きの練習、新たなメンバーでやっておるような状況でございます。何か目的がなければ、それはやらないわけですが、協会があるし、体育協会もありますので協会とか体育協会を中心として、子どもたちに普及をさせるという何らかの形を、今後、つくっていただきたい。育成会で、綱引き大会をするとか、また、そういうふうなことで機運を盛り上げていただいて、地道な活動でございますし、それは浮き沈みがあるわけでございますので、ただ町の大会のときには、中学校のほうには教育委員会を通して、昔柔道部が出ておったりしましたので、そういうところに出てほしいとか、先生たちのチームをつくって出てほしいというふうな呼びかけ。それは、教育委員会のほうでもやっていきたいというふうに思いますので、主力は綱引きクラブのほうで進めていっていただきたい。先頭に立って。そのように私は思いますけども。

以上です。

○議長（三角 良人） 世利議員。

○議員（2番 世利 孝志） 質問じゃございませんけども、ちょっと要望を含めて終わりにしたいと思えます。

今、言うように、綱引き大会をチームが減っていく中で、やはり盛り上げるためにも、社会教育課を通じて体育協会あたりの活動の中にPRをさらに広めて、参加が多くなるように。また、小学校でも、もし6年何組が綱引き大会に出たいとか。分館以外でも、そういう形で出れるような体制をとっていただいて、綱引きのチームが多くなって、さらに盛り上がっていくことをお願いいたしまして私の質問を終わらせていただきます。

.....
○議長（三角 良人） 6番、田ノ上真議員。

○議員（6番 田ノ上 真） おはようございます。6番、田ノ上です。

いつものようにやってまいりたいと思います。

本題に入る前に一言させていただきます。3月のこの時期になりますと、あの東日本大震災の記憶を呼び起こすような企画報道がふえてまいります。現在も12万3,000人の避難者がおられるとのことで、記憶の風化は許されない現状です。また、今月は福岡西方沖地震から12年、来月は熊本・大分地震から丸1年の節目です。私ども議員は執行部とともに、町民の命を守る施策を進めていかねばならないとの思いでございます。

ところで、先月2月21日、宇美断層が主要活断層に追加されました。長さ20キロメートル以上の断層を主要活断層に指定するということでの決定だったようようです。気になる今後30年間の地震発生率は、ほぼゼロ%と今までと変わらないままですが、やはりこれを受けての一層の注意と準備が必要になると思います。

この発生率、あまりあてにならない数字と言われていますが、そういうと何の対策も始まりません。昨年的一般質問でも申し上げましたところの地震対策ですが、一層の前進をよろしく願います。

それでは、通告に従い、質問いたします。

ここ数年、町内の行政区や各種団体でAED、自動体外式除細動器の講習が行われています。すみません。通告では研修としていましたが、講習というのが正しいようなので訂正いたします。戻ります。

私自身も前任期中の総務建設産業委員会所属のとき、粕屋南部消防署において講習を受けました。昨年はコミュニティでも講習の機会があり、繰り返し講習を受けることの大切さを実感しました。見聞きするところによりますと、同様の講習が盛んようです。南部消防署の協力には感謝申し上げるものでございます。なお、この質問の中のAEDの効果等については、その機器の力を発揮するのは人間であり、正しい使い方、胸骨圧迫などの処置との組み合わせによって蘇生がなされることを前提にしています。

機器の普及で満足するものではないということをはじめに申し上げておきます。言うまでもありませんが、AEDの効果は大きいものがあります。少し古いデータですが、平成22年消防庁集計の心肺性心停止者の1カ月後生存率は、応急手当ありで14%、プラスAED使用ありで45.1%と約31ポイントの優位があります。この集計された平成22年は、平成16年に厚労省が一般市民にAED使用を解禁してから、6年しかたっていない時期であり、この7年後の現在では、さらに大きな効果がデータとして現れるものと思われま。

我が須恵町の各所においても、講習が行われていますが、講習で使用する機器は模擬といえますか、講習用のダミーです。実物のAED機器は須恵町のホームページによりますと、公共施設や教育施設など町内の15施設に設置されています。

ほかにも、病院などにはあるものと思いますし、民間の事業所にも大きいところには設置されているかもしれません。それはともかく、実は私これを見て、意外と多いと思いました。必要なところにちゃんとある。ただこれが町民の安心につながるのかが大事なんだろうなと思うものでございます。その点で休日、夜間の対応は課題ではないでしょうか。ホームページには心停止状態は、いつでもどこでも起こる可能性があります。体育の授業中やスポーツの最中に、大切な友人やチームメイトが倒れるかもしれません。町内各所にAEDを設置していますので、非常時に御活用くださいと記してあります。

設置箇所やこの文言から伺えるのは、心停止が起こりやすい場所、時間帯が想定されていることだと思います。つまり、昼間人が集まる運動中というものでしょう。これは平成25年に厚労省を通じて出されたAEDの適正配置に関するガイドラインの、AEDの設置が推奨される施設の例にも沿ったものであり、適切だと思います。しかしながら、ホームページの記述には、心肺停止状態はいつでも、どこでも起こる可能性がありますとの文言があります。

このいつでも、どこでもを想定した施策が必要と思うものです。残念ながら現在の設置状況はホームページで述べている。いつでもどこでもの非常時に対応するには、難しいものがあると思われまます。そこで、申し上げたいのは、ただいまの適正配置のガイドラインの推奨施設の例の記述には続きがあるということです。

AEDの設置が考慮される施設例というものです。引用します。「地域のランドマークとなる施設、地域の多人数を網羅している、救急サービスの提供に時間を要するなどの地域の実情に応じ、郵便局、24時間営業しているコンビニエンスストアなど、救助者にとって目印となり、利用しやすい施設へのAEDの設置は考慮してよい。」とのことです。

さらに、考慮施設の2例目も引用します。前半を略します。「集合住宅、我が国では、突然心停止の発生は70%近くが自宅、住居であり、集合住宅が多いため、集合住宅が密集した環境では、AED設置の効果が期待される。」とのことです。集合住宅に関しましては、不覚にも通告に入れていませんでしたのでこれにとどめます。このようにガイドラインにおいても、考慮されている24時間営業しているコンビニエンスストアに設置の協力をいただければ効果が期待されるとあるように、休日、夜間の非常時に大いに貢献するでしょう。ガイドラインばかり引用して恐縮ですが、クラス1の措置として、心停止から5分以内に除細動が可能な配置との記述があります。

須恵町内には、10店舗以上のコンビニが営業していますが、ここに設置することで24時間

5分以内の除細動が可能となる町民が大いにふえることでしょうか。人口カバー率がどの程度になるか研究の余地があるのではないのでしょうか。もちろん現段階において、全てのコンビニに設置すべきとまでは言えませんが、計画的に取り組みことで須恵町の緊急救命対策が充実していくことは確実です。

さらに、コンビニ設置の利点は、既にコンビニは住民生活にとって必須インフラと言える状況となっていることです。食料品、生活雑貨の販売など、営業活動をはじめ住民票等の発行サービス、町税等の納付など、ただでやってもらっているわけではありませんが、行政サービスの一端をも担っています。

また、住民感情としても、何でもコンビニで済ませようとの意識は強いものがあります。さらにAEDの設置まで協力をいただくのは申しわけない思いですが、いざという非常時にコンビニに行けばAED機器があるととっさに思いつくことで、除細動までの5分間をむだなく行動できるものと思います。

町内に心臓病の方、心臓に不安をお持ちの方がどれほどいらっしゃるか。ある程度までは概算できるかと思いますが、そういう方々に周知することで安心を与えることができるのではないかと。そういう意味でも、コンビニエンスストアにAEDの設置協力をいただくことは、住民の理解を得やすいと思うものです。

私の父は、狭心症でした。母は急性心筋梗塞、二人とも心臓の病でございます。幸い元気になっておりますが、二人とも自宅での発症でした。ただ、当時の私はAEDがあっても、使い方がわからない状態でしたので、猫に小判だったとも言えます。やはり、最初に述べましたように、機器の設置と並行して、使用に対する講習や理解を推進していくことが必須になってまいります。

ここで伺います。

1点目、コンビニエンスストアにAED機器を設置することの是非について。

2点目、既にコンビニにAED機器を設置している自治体もありますので、法的には問題ないと思うのですが、設置についての障害というものはあるのでしょうか。

3点目、AEDを使用するときは、非常時に借りるということになります。その際、現時点、今の町の施設に設置のものを施設外に持ち出す必要があるとき。これは、日本心臓財団の試算によりますと、半径300メートル以内の範囲になりますが、持ち出す際の手続等はあるのでしょうか。想定していないかもしれませんが、コンビニ設置のときの手続の目安になると思います。町長の御見解はいかがでしょうか。御答弁を願います。

2問目でございます。

新技術である小型無人機ドローンの利活用についてお尋ねします。

ドローンは既に普及期に入っており、報道やさまざまな撮影現場で使用されることも多くなり

ました。ドローンを使用している自治体もふえています。久山町のホームページでは、ドローンにより撮影された動画が町の紹介に一役買っています。須恵町は福岡空港が近くにある関係で、町域の西側一部が水平表面にかかり、その他全域が円錐表面にかかっています。また中心部は人口集中地区とされていますので、航空法にかかる許可を得て、運用しなければならない部分はありますが、実用上の問題はさほどないのではないかと思います。

平成28年4月、内閣官房に設置された小型無人機にかかる環境整備に向けた官民協議会は、小型無人機による空の産業革命を掲げ、ロードマップを策定しています。

この中では、ドローンの利活用分野の例示として、①物流、②災害対応、③インフラ維持管理、④測量、⑤農林水産業を挙げています。この例示に関しては、実際に現場を持っている行政各課のほうが利活用に対するインスピレーションがわくのではないのでしょうか。

また、平成28年6月2日に閣議決定された日本再興戦略2016の中にも重点分野の中の一つのメニューとして、ドローンの活用が位置づけられています。

この中では、主に配送インフラとして重視されているようです。ドローン活用の利点は、コンピュータ制御による工法で習熟すれば、プログラムにより目視によらない飛行が可能となります。運搬配送などの輸送手段としてはもとより、上空からの近接した撮影、多様な角度からの撮影も可能になります。今後、治世やインフラ等の各種調査、災害などの現場調査や支援、防災対策に生かせるものと思います。

一つのエピソードとして、きのう平成29年度分、町内工事箇所の視察を行ったのですが、熊本橋の視察の際、橋梁の下部が角度的に目視できませんでした。担当の都市整備課は事前に撮影した写真を用意していたのですが、それはともかく、ある先輩議員が一言、「よう見えんね」と、「お前若いけ、降りてから見てこい。」とどなたかおわかりと思いますが、そうおっしゃる。私はすぐさま降りませんでした。そういうこともドローンを飛ばせば、リアルタイムの映像を今後、議員に配布される。タブレット端末で個々に確認できることになります。別に議員がほしくて言っているわけではありませんが、身近な一例として申し上げたいと思います。

また、利用するとなると、活用範囲が広いことから、業者に委託するよりも自前で備えたほうが費用対効果がいいと思われるのは、ただいま紹介したエピソードからも考えられることです。それと、先ほどの一般質問内で話題になったイノシシなどの鳥獣被害対策にも活用できるのではないかと、研究の余地があるのではないかと、思います。

ドローンは、基本的にはそう高い値段のものではありません。高いものもあるようですが、習熟度、用途に合わせ、計画的に機器の選定、操縦者の育成をしていくことができます。政府が空の産業革命をうたっています。我が須恵町も空を制することで、立体的な町の発展に期することができるのではと、思うものでございます。

ここで伺います。

須恵町として、ドローンの利活用に対して研究はしているのでしょうか。導入の予定はお考えでしょうか。町長の御見解をお願いいたします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） まず最初に、AEDの問題ですが、これからはいわゆる高齢化社会を迎えるわけございまして、コンビニの持つ機能というのが、ただ買い物だけではないし。やっぱり生活圏の中で、今、本町では10カ所あるわけですが、各行政区に大体1カ所ずつぐらいあるわけございまして、それを利用しないわけにはいかないということでございます。

今後、大牟田あたりが先進地でございますので、AEDをコンビニに置いていただくことで可能かどうか。幾つものコンビニの会社があるわけございまして、それらに対して打診をしてみたいというふうに思っております。

特に公共施設に15カ所置いておりますけれども、夜間とか土日は閉まっております、さっさと行けないという状況でありますので、コンビニが一番いいのかなと。だから、コンビニは今までのコンビニだけじゃなくて、新しいコンビニの機能というのが出てくるのではなからうかと思っております。これについては、コンビニのほうに働きかけをしていきたいと思っております。

それから、その次のドローンでございますが、頻度の問題とかいろいろありますし、粕屋南部消防組合の運営会議というのは町長だけで、6町長やっておるわけですが、6町に一つあれば、いいのではなからうかと。それで、災害等についても消防にあることが一番便利じゃなからうかと。そして、365日、24時間体制で、人間もおりますし、火災もさほど遭ってありませんので、その間にドローンの操縦基本を学ぶとか、そういうふうなことで、私はヘリコプターよりもドローンを消防署に置いたらどうかということを提案はいたしておりますので、それについては、まだ消防署のほうはあんまり乗り気じゃなかったわけございまして、その件についてもう少し、高いもんじゃありませんので、早急に整備することで打診をしたいというふうに思っております。

特に、私は今までは待機児童をゼロにすると。子育てをしやすい町というのを考えておりましたが、29年度から城山の防災センターと名乗る公民館を建設したい。それから、須恵区についても、川の東側に防災センターというのは、ほとんど、今、ないわけございまして、そこに中央防災センター的なものを合わせた公民館を建てたいというふうに、土地の購入もそれでいたしておりますので、これからは安心・安全なまちづくりというものにしていきたいというふうに、今、思っております。

以上です。

○議長（三角 良人） 田ノ上議員。

○議員（6番 田ノ上 真） 私にとっては、思いのほかの御答弁をいただけたなと思っております。議長は、二の矢三の矢と申しましたが、私にとっては満点ですので、再質問ございません。逆に町長が喋り足りなかったんじゃないかなと心配しておりますが、ドローンは、まず消防のほうからというのは、至極最もな話だなと思っております。まず、どこかで使い始める。そして広がっていくというのが大事だと思いますので、それはいい考えだというふうに思うものでございます。

以上で私の質問を終わります。

.....

○議長（三角 良人） 3番、白水勝元議員。

○議員（3番 白水 勝元） 3番議員、白水勝元です。それでは、通告に従いまして、高齢者の運転免許証返納に関する支援策はということで質問いたします。

須恵町の高齢化率、65歳以上の人口は昨年10月時点で約24.3%となり、今後も進む方向にあります。高齢者のブレーキとアクセルの踏み違い等による運転事故は、昨今のテレビや新聞で報道されています。

須恵町では、まだ大きな事故に至ってはいませんが、高齢者が少しでも安心して免許証を返納できる支援策を実施していただきたいというふうに考えます。

今月の12日から改正道路交通法が実施されます。75歳以上の運転者は3年ごとの免許更新時に認知機能検査を受けることとなります。その結果は、認知症のおそれあり、第1分類です。それから認知機能の低下のおそれあり、第2分類。認知機能低下のおそれなし、第3分類の3つに分類されます。

ここの認知症のおそれあり、第1分類と判定された場合、違反の有無にかかわらず臨時適性検査、つまり医師の診断を受けることとなります。その結果が認知症であることが判明したときは、免許取り消しの対象となります。高齢になって子や孫が心配して、免許証の返納を促しているが、本人は運転できなくなると、行動範囲が極端に狭くなり、認知症などの病気の発症可能性が増します。こういったことで免許証を返納しても、少しは不便になるがある程度の行動範囲は確保できるような支援策が求められると思います。

例えば、コミュニティバスの経路や時間帯、運行頻度などの見直し、病院や買い物、役場へ行くのに都合のいいものにする。一例を上げれば、須恵パーキングエリアから降りたところのレインボーロード、ここは、今、コミュニティバス全然走っていません。西鉄バスも走っていません。こういったところを追加するとか。

また、タクシーの割引券を配布する。これは一部の自治体がやっています。こういうことです。他の市町村での実施事例等も調査して、須恵町に合った施策を講じていただきたいと思います。

以上、よろしく御回答お願いいたします。

○議長（三角 良人） 満行総務課長。

○総務課長（満行 誠） ただいまの御質問に対しまして、総務課のほうからまずはお答えをいたしたいと思っております。

議員がおっしゃるとおり、現在、日本が長寿国家と言われる一方で、高齢者の運転事故のニュースは後をたっておりませんし、その事故被害の甚大さが一層増しておりますことは、まことに残念なことであります。

そして、これは日本の今の大きな社会問題でもあります。御質問のように、高齢者の運転免許証の返納を推し進めることは、昨今多発いたしております交通事故の抑制策としまして、非常に有効な手段だと思っております。そこで返納後の具体的な支援ということになるわけでございますが、そこでまず他市町村での実施例を調べましたところ、県のホームページではございますが、久留米市、宗像市、糟屋地区内では粕屋町など、6市4町がホームページで紹介されておりました。その主な内容、サービスを見ますとほとんどがコミュニティバスの無料ということでございました。これは議員も御存じのとおりだと思います。

本町のコミュニティバスの利用につきましては、65歳以上の方が運転免許証の返納の有無にかかわらず無料でございます。このほかのサービスの一例として、先ほどおっしゃいましたバスの運行経路等の見直しも有効な支援策になると思っております。

しかしながら、運行経路次第では、町内を走る西鉄バスとの協議が必要になってくるケースも出てまいりと思っております。改めまして運転免許証の返納促進の支援策ということで考えますと、須恵町1町の支援ということではなく、幅広い領域で練り上げる必要があるのではなかろうかと思っておりますので、御質問に対しましてお答えとしましては、まずは本家本元の警察署との協議を手始めに、今後の施策を練ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） この問題は、社会問題にもなっておりますし、非常に難しい問題です。免許証を取り上げるということに対して、お年寄りの方の生きがいというか、プライドというものを非常に傷つけるわけでございます。

私の親父も八十幾つかで亡くなりましたけども、兄がまず最初に車の車検をするときに、「もう車検せんばい」ということで廃車しました。その次、免許の更新で、七十幾つかのときに、スクーターでとってましたので、軽自動車の360までの限定でございまして、660に軽自動車になりましたので車を買えないということで、660をとるために普通車の自動車学校70代で行きまして、とってございまして、それが効いたんでしょう。免許取り上げて更新をしなかった

途端にちょっとアルツ系になりまして、すぐ亡くなりました。

前の前の町長、田原町長がいつも車で山のほうに行っておりまして、もう回りの人たちからは車は危ないと。あちこちぶつけてということであつたんですが、最初、車はやっぱり取り上げて、免許証だけは返さんがいいですよと僕は、その当時ちょっと言ったんですけども、取り上げられましたら亡くなられました。

そういうふうな時期でもあつたんでしょうけど、やっぱり免許を取り上げるというのは、もう年寄りだと、社会のために役に立たんと言われるような、終身刑を打たれるようなことですので、これを取り上げるというのは、個人のほうから申し入れというか、それに頼らなければならぬ。

福岡市のほうが、昨日、ちょうどテレビでありよりました。6時ごろやったですかね。福岡市は交通の便がいいからいいですねと、だからバスについても無料パス券を渡しますというようなことでした。それはいいなと。タクシーも初乗りかなんかを無償にするとか、一人の人が言ってありました。もうちょっと見返りがほしいなという話でした。

それで敬老祝い金を、節目、節目でうち出しておりますが、福岡市のほうもそうでございます。敬老祝い金を廃止して、その免許証返還した人たちに何か見返りを与えるというふうなことでございます。

先ほど総務課長が言いましたように、これはうちの町だけで65歳以上無料にしていますけども、無料でコミュニティバスに乗るって言ったって、それは行く方向もいろいろ違って来るし、自分の行き先とも違うわけでございますので、なかなかメリットがないわけです。

だから、その免許証を返すということで、障害者の方には初乗り、ワンメーター出しております。年間60枚やったですかね。60枚、1年間に。400人ぐらいの人がいるんですが、それでも相当お金がかかっておりますので、それで免許を返納された方にワンメーターだけですから470円ですか、その程度やるということでは、ちょっと進まないというふうなことでした。

本町では、高齢者の方の高齢者運転免許証更新は、免許試験場に送り迎えをしております。うちだけだと思います。この辺では、お年寄りの方はそれは非常に役に立つというふうなことであつて、その中でも、やはりPRをしていって、そして自主的な返納でなければ、ちょっと生きがいが失われるようなことになってしまいますので、取り上げるというのはなかなか私ももう60代最後の年になりましたが、非常にもう運転が難しくなりました。夜間の運転なんか女房横に必ずついて来ますが、乗せとかんとちょっと怖いような状況で運転しておりまして、やっぱり自分自身で自覚を促すということを進めていかなければ。それでまず言いましたように、警察と協議をして、警察がどの程度このことについて、事故の問題でございますので、危機を感じているかと

ということで、警察と7町長、その警察協議会的なこともあっておりますので、そのことについて提案をしてどのように考えておるか。どのような方法があるのかということを検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（三角 良人） 白水議員。

○議員（3番 白水 勝元） 御答弁ありがとうございました。

やはり、抜本的な対策とかそういうものは広域でやったほうが効率がいいと思います。それから免許を無条件に取り上げたり何かするというのは、それはそれこそ大変で自主的に返納してもいいなと思わせる。これが大切です。返納してもいいなと思わせるためには、やはりコミュニティバスが便利がいいとか、あるいはほかの支援策があるから自主的に返納できると。そういったものがないと、やはり、どうしようもない。自分の動ける範囲が狭くなるわけですから、返納が遅れていくと。そこで事故が起こったらもともともないというふうに思います。

したがって、やはり広域でやると時間かかりますので、今のところ対象人口もそんなにふえてはいないとは思いますが、須恵町だけでも何かできることを実施していただきたいなど。もちろんコミュニティバスは65歳以上無料になっていますけども、さらにそれにプラスアルファして、返納を促せるような何か支援策を少しずつでもいいですから、やってほしいなというふうに考えますがいかがでしょうか。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） そのようなことを考えておりますが、具体的には今マイクロバス2台でコミュニティバスを回しておりますが、細部に渡ってはなかなか動きがとれないわけです。だから、小型化を図ろうかと。特にいっぱい乗っているわけじゃありませんので、今の10人乗りぐらいの小型のもので対応できますので、それを、例えば時刻表なしに呼べば運行できるとか。何かそういうことを考えて行かなければ、見返りの分が大部分でございますので、例えば、1日に1回はそれを呼んでも無料化だとか、そういうふうなことを考えていきたい。コミュニティバスの小型化を今ちょっと検討に入っておるところでございます。

○議長（三角 良人） 白水議員、最後になります。

○議員（3番 白水 勝元） 町長が言われたこと非常にいいと思います。小型化で小回りがきけば、狭いところもちょこちょこ行けますので、ぜひ、それを実施していただきたい。呼べばいいということですから、電話番号ぐらい知っておけばいいと思いますので、ぜひ、お願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（三角 良人） 7番、松山力弥議員。

○議員（7番 松山 力弥） 議席番号7番、松山力弥です。

今回は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況と今後の展望はと題しまして、お尋ねいたします。

石破茂、前地方創生担当大臣は報道機関のインタビューに現在、日本の人口は1億2,700万人で西暦2100年には半分以下の5,200万になると予想されています。その大きな原因の一つは出生率の高い地方から出生率の全国最低の東京に人が集まっていることにあります。そのため、国は具体的な政策として日本全国の全ての自治体に期間5年として将来人口の推計を出し、先を展望する人口ビジョンを作成し、それをもとに人口減少を克服し雇用を創設するための総合戦略を策定することを義務づけました。

これは地方の雇用を生み、出生率の最も低い東京都への一極集中を是正し、最終的に日本の人口減少を食い止めることが大きな目的ですと言っておられました。

これを受け、須恵町においても、平成27年度から平成31年度を計画期間として、須恵町の人口ビジョン踏まえ、産学官金労言体制でつくった、まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されました。私もこの総合戦略を作成するにあたり、会議に参加させていただきましたが、この計画が進んでいるのかを心配しております。

須恵町はまだ人口減少傾向ではありません。人口ビジョンを将来、平成30年まで伸び続けるとのことですが、近隣町では既に減少傾向になっているところもあります。逆に我が須恵町は、増加している今こそが行動を起こす大きなチャンスだと考えます。

計画策定から1年が経過しましたが、次のことについて質問いたします。

1番目に総合戦略を前に進めるための交付金で、須恵町はオープンイノベーションセンターを設置することが決定しております。このセンターの役割は何か、また、総合戦略での基本目標のどの位置づけになるのかお尋ねします。

初期の投資費用、人件費を含めた維持経費はどれくらいかかりますか。その経費に見合う効果はありますか。金額が推計されていれば金額を、または雇用を生むなら人数を、その効果をお尋ねいたします。

2番目に基本目標①の雇用創出、基本目標③の若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるなどのこの目標は進んでいますか。この一年の成果をお尋ねいたします。

3番目に人口が予想以上に増加していますが、公共施設、幼稚園、保育所、学校についてどのような対応をお考えでしょうか、お尋ねいたします。

また、総合戦略を具体的に実践していくには、実施計画を立て、国の認定が必要だと聞いております。認定を受けた事業は、交付金、または企業からの応援も期待できると思いますが、どこ

まで進みましたか。また、当初本会議において、町長諸報告の中でオープンイノベーションの目的について、大まかな報告は受けましたが、私も質問と重複するかとは思いますが、総合的に今後の展望を含めお尋ねいたします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） そもそも総合戦略というのは、地方に経済力を生むと、地方の収入を上げるということが目的なわけでございます。だから産学官金労言というそういう業種の人たちが異業種と申しますけれども、寄り集まって、そして将来に向けて何らかのアイデアを出し合うということである。だから、Aという企業だけが儲かるんじゃなくて、Aの企業があるその町全体が利益を生むということが大事なことになってくるわけでございます。

本格的な事業展開は、29年度からになるわけでございまして、今までは、これをどのようにしていくかという話し合いの場であったわけでございまして、どれだけ進んだかと言われても、想像の段階でしかないわけでございます。あくまでも自分がこのように思うというようなこと。それをやってみようというのが、このオープンイノベーションセンターの役割でございますので、これからということになってくるかと思えます。

答弁書がここにありますので、ずっと読んで説明をしたいというふうに思います。

まず、オープンイノベーションセンターの役割と総合戦略における基本目標の位置づけについてでございますが、須恵町におきましては、平成28年度議会の町長報告におきまして、須恵町の30年後を見据えた総合戦略ということで、政府が進めております地方創生事業を活用しながら、人口2万8,000人を目指して戦略を進めてまいっております。

議会開会日におきまして、町長報告でもふれましたが、現在、須恵町の総合戦略をさらに加速化させるために、須恵町オープンイノベーション戦略推進事業に取り組んでおります。加速化交付金を利用して、オープンイノベーションセンター、これ建物ですが、須恵中央駅前の広場に建設する予定になっております。

このセンターは、町内外で事業を営まれる方々をつなぎ、新しい事業を生み出し、稼ぐ力を培っていただくハブ機能を持った、サテライト施設として運営することといたしております。

さらに、このセンターには喫茶等の機能を備えるとしており、この周辺地域のにぎわいの場、語り合いの場として成長していく、呼び水となることを大いに期待をいたしております。だから、この建物は、町の施設ということじゃなくて、みんなの施設だということでそこにみんなが集まって来て、そこでいろいろとまちづくりについて、思うことを告げていただくということで、改まって会議が何時から何時ということじゃなくて、コーヒーでも100円コーヒーぐらいでしようけど、飲みながらいろいろ将来を語るという、そういう場がありませんので、企業の人もありましょうし、銀行もありましょう。それから学生もおりましょう。それからマスコミ機関もあり

ましょう。そういった人たちの集まりの場を考えております。

収益性の高い自走できるセンターを目的としており、企業代表者の方、商工会、農業関係の方々数名、ワーキンググループを行った中から、事業効果のある実現可能な事業に早速取りかかっているところですので、この建物を建てるということです。

このセンターで行ってまいります事業につきましては、まだ検討段階ではありますが、子どもプログラミング塾、それから奨学金負担制度、サテライトオフィスの誘致等、さまざまな項目を策定しておりまして、全基本目標にかかわる幅広い効果を生む位置づけとして行ってまいりたいというふうなことでございます。

また、初期の投資費用とか、維持管理費とその経費に対する効果でございますが、これにつきましては、平成28年度におきまして、加速化交付金2,000万円をいただいておりますが、それを投じて躯体部分の構築を行ってまいります。本年度維持管理費につきましては、当初、人件費につきましては、人を配置する予定はなく、予算計上はしておりません。

燃料費、光熱水費、機械委託料として年間約88万円、センターリース料として、内装、設備、外構等といたしまして、平成29年度から平成34年度まで、5年間でございますが、5,000万円の債務負担行為を起しており、本年度1,000万円を計上しております。収益に関しましては、まだ未定ではございますが、センターの約半分の部分を使って賃貸いたします喫茶部分の家賃収入等、いわゆるディズニーのポリシーと申しますか、3つのポリシーがあるわけでございますが、常に不確実な状態に置いておくと。昨年ディズニーに行ったら、今年新しい施設ができとった。公共事業というのは別なんです。できたその当時は、その時が一番いいわけでございます。

ディズニーランドで、何で入場者が毎年でもふえていくのかということ、それは、ディズニーが不完全な状態で、常に新しくつくり上げていくという考え方があるわけでございます。非日常的な状況をつくっておると。それはたばこの吸殻とかいうのは、ぽんと捨てている。そこに来た人がぱっと掃く……。非日常的な状況をつくるというのが、ディズニーのポリシーであれだけの客を呼んでおるというようなことで、みんなで作りますよと。こうあるものをこのためにつくったということじゃなくて、これからみんなで作りますよという理想を描いたものであります。

それで、事業成立時は諸収入、貸し出した家賃等で考えておると、また須恵町のへそとも言うべきところがございますので、通勤、通学者の一次利用や待ち合わせ場所、イベント会場としても多くの方々に利用していただけるものと期待をいたしております。ただ、建物がそう大きくはないわけでございますので、そこまで欲張るといのがちょっと難しいかなというふうに思っております。

次に、雇用創出、結婚・出産・子育てに適した環境づくりについてこの一年の進捗状況でございます。前段でもお話いたしましたワーキンググループを行った中から、御質問に関する御意見や解決のための方策を話し合っていました。町内企業の方々からは、各大学に求人募集を行っても来ていただける人材がないといった雇用創出以前の現実的な問題もありました。

先日、九州産業大学の学生の方、数名と町担当者でミーティングの機会を持たせていただいた折に、須恵町を知らない。就職活動の際の求人募集覧に須恵町の企業の情報が見当たらなかったと。情報提供不足を痛感しております。本年度のPR事業の対策項目として取り上げてまいります。平成27年度補助事業で実施いたしました町内で事業を営んでおられる方々を対象に、プレミアム付き住宅リフォーム券につきましては、他の効果もございますが、平成26年度に比べ法人住民税で約2,300万円の増収となっております。

平成28年度同規模単独で行いました事業におきましては、同等の効果が期待できるものと思っております。また、仕事と子育てが両立できる職場環境づくりのための事業といたしまして、平成28年子どもの居場所づくり事業、須恵っ子サマーデイルームを夏休みと冬休みの期間、2回にわたって行っております。

冬休み開始時には、22名の参加をいただいております。最後に人口増に対する公共施設、園、学校の対策等についてでございますが、人口増加に伴う小中学校施設において、どのような対策を考えたでしょうかについてお答えいたします。

全国的には、少子化が進む中、また学校の統廃合が起こっている中、須恵町では徐々にではありますが、人口増加があっております。子育て世代の転入が大きく影響しているものと思っております。そのため、児童数がどの学校においても、増加傾向にあり、小学校の教室が不足する事態が起こっております。

平成27年度と28年度を比べますと、平成28年度は小学校全体で82人の増加となっております。教室が不足する学校におきましては、特別教室等を改修し普通教室にして、教室をふやしているのが現状であります。

また、特別支援学級の増加もあり、教室を二分割して使用しております。障害児を持った方たちの数がものすごい状態でふえておるわけでございます。それは数名でございますので、一教室が必要じゃないということで、半分に切って二つの指導をそこでやっていくという状況でございます。

しかし、こういった施設の改修にも限度があり、教室確保が厳しくなることが予測されます。特に第一小学校と第二小学校につきましては、今後、増築を視野に入れながら早期に対応できるよう学校と協議を重ね、対策を講じてまいります。幼稚園、保育所につきましては、南幼稚園が老朽化施設として残っておりますので、この施設も大規模改修するのか、新築にするのか協議を

してまいりたいというふうなことでございます。これは新年度で改修設計する予定でございます。

子育て世代が増加している中、公営施設をどこまで存続させることができるか等の検討段階にきていると思います。今後将来像を描きながら、施設の整備を進めてまいりたいと思います。

以上のような答弁書でございますので、よろしくお願いします。

○議長（三角 良人） 松山議員。

○議員（7番 松山 力弥） 今、町長の答弁を伺いましたけれども、最後のほうから忘れないうちに、学校関係のことでございますけれども、今、この創生事業等の計画を考えますと、須恵町に住んでいただくとなると、人口を減らさないためにも、これ学校とかそういうとちやんとしとかんと、人が住まない。途中で離れる、須恵町から。だから、今後のことを考えますと、せっかくこれだけふえた人口を減らさないためには、そういうところもちゃんと整備をしていただきたいと思います。これはやっぱり先が見えない民間に年間の計画、総合計画の中でもお願いしとったわけでございますけど、須恵町の場合はそれ以上にふえていると。

また、この人口ビジョン施策の中でも計画書の中でも、それ以上にふえていると。もう一年間で約200人の人口がふえているわけでございますが、2万8,000人は平成30年と見ていましたけど、今、約2万7,900人、あと100人で2万8,000になります。もう年内には恐らく2万8,000は超すと思いますので、そこらもよく見分けながら、公共関係のそういうのには、教育関係にはぜひお願いしたいと思っております。

それから、オープンイノベーションセンターの件でございますけど、これは平成27年度の補正予算で一年前でございますけども、5,220万円のお金を繰越明許費で28年度に繰越したわけでございますが、その予算で、今度オープンイノベーションセンターを設置するわけでございますが、当時は、オイコスあたりですとか何とか話があったんじゃないかなと思いますけども、どうして駅前の道路の混雑するあの場所に設置したのか。そこら辺の検討した経過を質問したいと思います。

あその場所は、パチンコ屋さんはあるところありますが、通勤途中とか、学校の生徒が寄るところには、車がない人は寄れますけれども、車できている方は、駐車場とかまた混雑する場所に、そこら辺をどうして選考したか経過を尋ねるところでございます。

それと、現在、オープンイノベーションセンターをワーキングしたわけでございましょうけど、企業からの問い合わせがまだできていませんけども、そういうオープンイノベーションセンターについて問い合わせがあったかということでございます。

それから、日本全国の自治体の創生総合戦略の内容は、ほとんど一緒だと思っております。志免も宇美も須恵町の近隣町も同じような内容だと、人口減少に悩むところでございますけども、同じ考えを持った戦略をしておりますが、蛍の歌じゃありませんけど、「こっちの水は甘いぞ」

というような形で、自分とこに自分とこに企業から人口を要望するんですけども、うちの場合には一村一品とか、これというものがはっきり言ってありませんので、そこら辺を今後、どういふふうには須恵町のPRの中にもあると思いますけども、何を基本につくって、町外から人を呼ぶ。須恵町から出ていかない対策について、もう一度そういう一村一品とか核になるふるさと納税の返品じゃありませんけども、そういう考えがありましたら、なかったら結構でございます。ありましたら、御答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） ふるさと納税につきましては、今、全国的に見直しの時期が来ておりまして、多分、今までの状態で長続きはしないだろうと。曲がった形でその本来の趣旨から外れた形でふるさと納税が行われているというようなことでございますので、ただ、うちとしては、やっぱり産物がない。農産物もない。海産物もない。いろんな面で非常に難しい。製造会社が少ないと。製造する企業。だから、あるとすれば醤油屋とか、塩とか、味噌とかも、その程度でございますので、それを寄与してほしいという問題はなかなか町としては言いにくい問題がありますが、その味噌も例えば、焼き物はうちは得意としておるところでございますので、味噌がめを有田焼にするのか、唐津焼にするのか、小鹿田焼、3人の陶芸家がおられますので、そういうことで一緒にあわせて価値のあるものにしていきたいと。そういうことは考えてはおります。

どこでその話し合いをしておるか、企業のほうはわかっているかということですが、これは、今、商工会の青年部とはまちづくり課が協議しながらやっていっております。それでオープンノベーションセンターがこのような形になるというのは、商工会のほうもわかっておるといふふうに思っています。ほか何やったですかね。

○議長（三角 良人） 選考基準、場所の。

○町長（中嶋 裕史） あそこは、広場として借地をしているところで、それが借地で建物が建てられるかということでございますが、それは建てられるということですが、もともとダイエーが進出してきたときに、緑地帯として緑地面積を確保しなければならないということがあって、あれを確保したわけです。それで、今、ガソリンスタンドと駅との間に窪地があります。あれを買わせていただくということをお願いして、了解は大体とれておるところでございますが、そこを緑地帯として残して、ゆくゆくは駐車場とかそういう形でそこを持っていくと。それがダイエーが来たときの緑地分を確保するというので、町が確保しなければならないわけですので、それは確保するというのでした。それを駐車場とか、そういう形で考えたいというふうに思っております。

○議長（三角 良人） 松山議員。

○議員（7番 松山 力弥） すみません。ちょっと、今ので答えになったのかなと思いますが、もう決まったことですので、もうそこまで言いませんけども。そもそも、ちょっとずれるかもわかりませんが、この地方創生総合戦略は、これは国の施策のそもそもの私個人の意見ですけども、これは施策の失敗であって、昔は夫婦働かなくても家内が家の番していれば、子育てすれば何ちゃ飯食えた時代でございますけども、時代が変わったら人間贅沢になって、女性の雇用とかそういうのを始めましたら、女性が働けば、絶対子どもの出産率は下がるんです。1.8人とか言いますが、1.43人ぐらいですかね。こういうのを自分が失敗したものを、今、政府は地方に何とかせると。東京から年間6万人を転出させて、地方に4万人の流入をとか言っていますけども、現に12万人が超過しているわけです。それでこの前の新聞の中で、民間の調査の中で、全国でどこに移住したいかというのが、福岡県が第5位に入っているわけです。その福岡県の中でも、福岡市と北九州市が1番、2番を争うわけでございますけれども、須恵町の人口の流入という人は、ほとんど福岡市から転入、須恵に来とるわけです。ということは、まだふえる可能性もありますし、そういうことを考えますと、何と言いますか安い土地に人がいっぱい来て、持ち家をいっぱい持つわけでございますけども。今、総合的に考えますと、今日区長さんたちが来ておられますので、我々区長会と議員で組合加入率の会議を行っているわけでございます。

それが、この地方創生に私はつながる、根本の一つが、どこに住んでも基盤をつくるためには、自治体がちゃんとした足腰を持たないと、須恵町の先がないと思うわけでございます。これも総合戦略の中の隅でもいいから入れていただきまして、雇用をこの須恵町で、今、イノベーションセンターの中になるとは思いますけども、その雇用をつくると。

今、須恵町で働いている人は、31%、正確に言うと30.8%、32%の方が福岡市のほうに働きに行くとるわけでございます。これを須恵町で働く雇用を逆転するか、しない限りは税収もないと思うわけです。それだけ企業を須恵町は、ものづくりの町ではございますけども、大型店は須恵町だけ1軒もありません。よそはあります。だから、買い物がほとんど町外に逃げるわけでございますけども、全体的にそういうことを考えますと、須恵町にも大型店舗が来るのは間近だと思います。人口はふえます。今、一番大きいのはコンビニぐらいのもんでございますけども、それも西のほうでございます。この二日市・古賀線から南のほうと言うか東になりますかね、こっちのほうには何もない。それから人口がどうしても下のほうに下りてくるわけでございますけども、そこら辺の企画、考えというか町としての企業誘致を全体的に持っていくと。そして、農業の集約化ではありませんけども、ここまでは商業地域、工業地域、農地というように、そういう計画も今からするべきではないかと思っております。

ちょっと話長くなりますけども、ある方の質問の中で駅の無人化の話がありましたけども、人口がふえて、この沿線の田んぼを住宅地とかいろんな雇用を生むようなものを粕屋町、宇美、須

恵、3町で考えて、この地域を発展させると、自動的に民間の企業でありますけども、そこに人間を配置せないかんと。呼ぶんじゃないかと、そういう人を呼ぶような人間を配置できるようなあれをつくるのも、今からの町政の仕事やないかと私は思っております。

質問はもういたしませんけども、そろそろ時間でございますが、今度のオープンイノベーションを絶対失敗しないように、買い取りしていただきまして、このオープンイノベーションが今後の須恵町の発展につながると思っております。

5年先、10年先の計画を立て進むわけですけども、成果は年々出てきます。進行方向が違ったら修正していただきまして、須恵町が目指すまちづくりを邁進していただきたいと思っております。

最後ですけども、財源のないわが町でも、心の豊かに暮らせることを願うものでございます。そして、このオープンイノベーションセンターの活用と須恵町の発展を祈念して、私はこの質問を終わりたいと思っておりますけど、半分質問みたいなこと言いますが、町長の答弁がありましたら、お聞きしてから、また退散したいと思いますけども。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 結構、土地があいているところには、企業誘致してきたつもりでございます。今、宇美町にあります大きな流通センターのような、あれだけ広い1カ所に集まる土地は須恵町にはないわけで、土地に見合ったものが来るわけで。ただ、3町にまたがったボタ山があります。これについては、私は流通センターか学校が一番いいんじゃないか、それか病院がいいんじゃないかなど。土地は無償であげてもいいと思う、1億円で買っておって1億円はもう収入として入ってきておりますので、土地はただでもいいよと。その代わり造成するのに金がかかりますけども。そして、そこに流通センターとか、福岡都市圏にこれだけ近いところで、あれだけ広い遊休地があるというのは珍しいわけでございます。

あれを金にするしかないわけでございます。これは将来的に固定資産税とか、個人住民税をとるということで、雇用の場をそこに持ってくるということしかないわけでございます。

福岡市までの通勤距離と言ったら10キロ足らずでございますので、うちとしては企業を持ってくると言うよりも、もともと以前は衛星都市として雇用を生む人たちが生産のために福岡市のほうにいくという状況であったんですが、それが少し須恵町のほうでも生産性の持った企業を誘致して、そこで企業収入を上げていくという状態が起こってきておる状況でございます。行政ができる範囲というのは、やはり個人がこういう事業をしてくださいと言って、してくれないわけです。

私が、今、思うのは、水を使う企業に来てもらうのが一番いいわけ。水をたくさん使う企業が来れば、すぐハンコでもつこうかという気持ちになるような状況でございます。水余りを起こし

ておるわけです。須恵町は人口はふえておりますけど、水が余っておるという状態。人口が減っているところは、たまったもんじゃありません。水を計画として買っておるわけです。高い水を、そして少ない人数で水道代を精算せないかん。今、須恵町は、人口がふえてきておりますので、高い水ではありますけれども、みんな多くの人でワークシェアリングして払っておりますから、何とか水道企業も間に合うということですが、これから行政としては、水道行政を一本化すると糟屋郡で水道企業团的なものをつくって、どうせ買い水ですから自前の水はもうみんな持ってないわけですので、少ししか。だから、それは企業団をつくって、水道行政を簡素化するというところでやっぱりどこかで簡素化して、どこかでそれを簡素化したところから出てくる余剰のお金を何とかしていくしか、行政としての道はないわけでございますので、それを、今、糟屋郡で水道を一本化しよう。

そして、ゆくゆくは民営化させようということを考えておりますし、保育所についても、公立、民営化をさせていこうと。そして、民でそういう希望があるところは、直接最初から民でいこうという考え方を持っております。

だから、私どもの意図する企業が私どもも探さないかんでしょうけど、そこまでの力がないわけですので、来てくれるところの選別をするというぐらいしかできないと。買い物難民をまずなくそうと。意外と日常的なちょこちょこ買い物は、今、町内、あるいは周辺ぐらいでできるまじになったと思っております。

以上です。

○議員（7番 松山 力弥） 町長ありがとうございました。ちょうど、時間も尽きましたので、これで私も終わります。

○議長（三角 良人） これにて、一般質問を終結します。

○議長（三角 良人） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、3月16日、午前10時から行います。

本日はこれにて散会します。

午後0時00分散会

議事日程(第4号)

平成29年3月16日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第12号 須恵町立図書館協議会条例の制定について
- 日程第 2 議案第13号 須恵町表彰条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第15号 須恵町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第16号 須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第17号 須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第 7 議案第18号 須恵町文化会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正す
る条例
- 日程第 8 議案第19号 須恵町カルチャーセンターの設置及び管理運営に関する条例の一
部を改正する条例
- 日程第 9 議案第20号 平成29年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第10 議案第21号 平成29年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第11 議案第22号 平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第12 議案第23号 平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第13 議案第24号 平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出につい
て
- 日程第14 議案第25号 平成29年度須恵町水道事業会計予算の提出について
- 日程第15 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第12号 須恵町立図書館協議会条例の制定について
- 日程第 2 議案第13号 須恵町表彰条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第15号 須恵町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第16号 須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例

- 日程第 6 議案第 17 号 須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第 7 議案第 18 号 須恵町文化会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正す
る条例
- 日程第 8 議案第 19 号 須恵町カルチャーセンターの設置及び管理運営に関する条例の一
部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 20 号 平成 29 年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第 10 議案第 21 号 平成 29 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第 11 議案第 22 号 平成 29 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第 12 議案第 23 号 平成 29 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第 13 議案第 24 号 平成 29 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出につい
て
- 日程第 14 議案第 25 号 平成 29 年度須恵町水道事業会計予算の提出について
- 日程第 15 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（14名）

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 児 玉 求 | 2 番 | 世 利 孝 志 |
| 3 番 | 白 水 勝 元 | 5 番 | 三 角 栄 重 |
| 6 番 | 田 ノ 上 真 | 7 番 | 松 山 力 弥 |
| 8 番 | 猪 谷 繁 幸 | 9 番 | 田 原 重 美 |
| 10 番 | 合 屋 伸 好 | 11 番 | 原 野 敏 彦 |
| 12 番 | 三 上 政 義 | 13 番 | 柴 田 真 人 |
| 14 番 | 今 村 桂 子 | 15 番 | 三 角 良 人 |

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|-----|---------|-----|-------|
| 局 長 | 吉 松 良 徳 | 係 長 | 白 水 誠 |
|-----|---------|-----|-------|

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|-----------|------------|-----------|
| 町 長 | 中 嶋 裕 史 | 副 町 長 | 平 松 秀 一 |
| 教 育 長 | 安 河 内 文 彦 | 理事 (会計管理者) | 今 泉 俊 裕 |
| 総 務 課 長 | 満 行 誠 | まちづくり課長 | 櫻 木 幹 夫 |
| 都市整備課長 | 安 河 内 久 人 | 地域振興課長 | 安 河 内 隆 |
| 上下水道課長 | 石 井 浩 二 | 健康福祉課長 | 小 林 は つ み |
| 住 民 課 長 | 梅 野 猛 | 税 務 課 長 | 甲 能 裕 和 |
| 子ども教育課長 | 御 手 洗 文 生 | 社会教育課長 | 川 津 政 文 |
| 総 務 課 参 事 | 平 山 幸 治 | 総務課課長補佐 | 諸 石 豊 |
| 監 査 委 員 | 欠 席 | | |

午前10時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

ここで、百田監査委員より欠席の届け出が出ておりますので、御報告します。

これより議事に入ります。

ここで一括議題についてお諮りします。議案第20号から議案第25号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第1. 議案第12号

○議長（三角 良人） 日程第1、議案第12号須恵町立図書館協議会条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） おはようございます。

それでは、議案第12号須恵町立図書館協議会条例の制定について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書27ページをお開きください。

提案理由として、図書館法第14条第1項に規定にする図書館協議会を設置し、必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要性が生じたことによるものです。

次のページをお開きください。

第1条は設置について、第2条は所掌事務、館長の諮問に应ずる、館長に意見を述べるということは、図書館運営、またサービスを充実させることで図書館の振興発展につなげるためのものです。

第3条は、委員の定数を6人以内と定め、教育委員会が任命するものです。

第4条は、委員の任期を2年とするものです。

第5条以下は、協議会の組織運営についての規定で、ごらんとおりでございます。

附則として、この条例は平成29年4月1日から施行する。

既に人選は進んでいるのかという質疑に対して、候補としての案があるのみで、具体的には進めていないという回答でした。年間何回ほどの会議を開催するのかとの質疑に、年間三、四回の会議を持ち、費用弁償も発生するとの回答、町民の利用を推進するためのものかとの質疑に、そのとおりとの回答があり、さまざまな事業を展開する図書館運営に、第三者の視点、町民の適正

な意見をいただいていくと。そして、なぜ今の時期になって協議会を設置するのかとの質疑に、糟屋郡各町で設置していないのは須恵町のみであり、足並みをそろえる意味もあるとの回答でした。

文教厚生委員会、全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第12号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第12号須恵町立図書館協議会条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第13号

○議長（三角 良人） 日程第2、議案第13号須恵町表彰条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） おはようございます。

議案第13号須恵町表彰条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書29ページでございます。

固定資産評価審査委員会委員を功労表彰の対象とするため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたものでございます。

31ページの新旧対照表をお願いします。

第5条関係の別表1におきまして、改正前の体育指導委員会会長を削除し、新たに固定資産評価審査委員会委員を掲げるものです。なお、体育指導委員会会長は、名称がスポーツ推進委員会会長に改められ、この別表に既に掲げております。

30ページに戻っていただきまして、附則でこの条例は平成29年4月1日から施行するものです。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありません

か。——討論なしと認めます。よって、議案第13号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第13号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第13号須恵町表彰条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第14号

○議長（三角 良人） 日程第3、議案第14号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第14号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書32ページでございます。

級別標準職務表の4級及び5級に定める職務の見直しに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

保育所、幼稚園の職務につきまして、所長、園長、それぞれの補佐を4級の職務に分類修正し、一般職員との給与面の均等を保つものでございます。

34ページの新旧対照表をお願いします。

改正前、5級の保育所長補佐及び幼稚園長補佐を改正後、4級に分類するものです。

質疑といたしまして、給与面の対応についての質疑に、回答は役職は補佐であるが、一般職の係長と同じ分類にすることから、所長、補佐及び園長補佐には管理職手当を付けるよう、規則で定める予定とのことです。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第14号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第14号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第14号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第15号

○議長（三角 良人） 日程第4、議案第15号須恵町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第15号須恵町税条例等の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書35ページでございます。

地方税法等の一部を改正する法律等が施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

議案書43ページの新旧対照表をお願いいたします。

須恵町税条例等の一部を改正する条例、第1条関係について、第36条の2町民税の申告については、仮認定、特定、非営利活動法人を特例認定、特定非営利活動法人に名称を変更するものです。

44ページ。附則の第7条の3の2、個人の住民税の住宅借入金等、特別税額控除については、個人住宅ローン控除制度の適用期限が2年間延長されることによる変更、第16条の軽自動車税の税率の特例については、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）税が平成29年度、1年間延長されることによるものです。

46ページをお願いします。

第2条関係については、消費税が8%から10%に引き上げられる時期が、平成29年4月1日から平成31年10月1日に、2年半延長されることによる法律改正に伴うものです。

18条の3では、納税証明事項について、現行の軽自動車税を種別割に名称を変更するものです。

第19条では、納期限後に納付し、または納入する税金または納入金に係る延滞金について、第81条の6第1項の環境性能割の申告納付の規定を追加するものです。

47ページ、第34条の4、法人税割の税率については、法人税割の標準課税率の引き下げに伴い、12.1%から8.4%に引き下げられるものです。

第80条、軽自動車税の納税義務者等については、環境性能割の納税義務者等について規定すること及び現行の軽自動車税を種別割に名称を変更する等の規定の整備によるものです。

それから、第80条の2が削除されております。

48ページ、第81条、軽自動車税のみならず課税は、法規定の新設に合わせて、軽自動車税のみならず課税について規定するもの。

下から2行目の第81条の2から50ページの第81条の8までは、新設でございます。

第81条の2では、日本赤十字社の所有する軽自動車に対する軽自動車税の非課税の範囲について規定するもの。

第81条の3から第81条の8までは、環境性能割の課税標準、税率、徴収の方法、不申告等に関する過料、減免について規定するものでございます。

50ページの中ほどの第82条から52ページの第89条までは、種別割の税率、付加規律及び納期、徴収の方法、種別割に関する申告書または報告、不申告に関する過料、減免などを規定するものでございます。

第90条、第91条については、現行の軽自動車税を種別割に名称変更するものです。

55ページの附則ですが、第15条の2から第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の法規定に伴い新設するものです。賦課徴収率の特例、減免の特例、申告書の特例、徴収取扱費の交付税率の特例について、規定するものです。

56ページ、第16条、軽自動車税の種別割税率の特例についても現行性能割の導入に伴う種別割への名称変更です。

58ページ、第3条関係については、附則第6条、軽自動車税に関する経過措置について、平成26年須恵町税条例第5号の改正規定において、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の整理をするものです。

42ページに戻っていただきまして、附則として第1条で施行期日を、第2条から第4条で経過措置をうたっております。

第1条、この条例は平成29年4月1日から施行するものとなっており、第1号の第1条中、須恵町税条例附則第7条の3の2第1項の改正規定については、公布の日から、第2号の第2条及び第3条の改正規定並びに次条及び附則第4条の規定については、平成31年10月1日から施行することになっております。

第2条で、町民税に関する経過措置第3条と第4条で、軽自動車税に関する経過措置を規定しております。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 41ページをちょっと見ていただきますと、第82条第2号ア（イ）と。これからずっとウまであるわけですが、これは値上げを有することでありましょうか。

○議長（三角 良人） 松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 41ページの細かいことについては、委員会のほうで話が

できてませんので、担当課長にお願いいたします。

○議長（三角 良人） 甲能課長。

○税務課長（甲能 裕和） 環境性能割ということで、年数がたった分、13年ですか、年数がたった分に関して、この部分の税額変わるということになってきます。

○議長（三角 良人） 児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） そうしますと、これは実質の値上げと条例改正ということではございませんか。値上げではないということですか。14年、長く乗った車に対して税金を掛けるというのはわかりませんが、今現在乗っている車に対しての値上げということではありませんか。

○議長（三角 良人） 甲能課長。

○税務課長（甲能 裕和） 一応、これ県税とからんでますので、県税のほうで取得税とかそういう税金がなくなったから、町のほうに入ってくるような額になってくるかと思えます。

○議長（三角 良人） 最後になります。

○議員（1番 児玉 求） 具体的にどういうことでございます。だから、値上げになるのかならんのかだけをお聞きしたいんです。

○議長（三角 良人） 甲能課長。

○税務課長（甲能 裕和） 実際のところは値上げには、県に入っていた分が町に入ってくるようになる、県のほうには買ったときに入っていた分が、これが種別割として町のほうに入ってくるかと思えます。実際のところ値上げかどうかというのは、環境性能割とかそういったことが関係してきますので、結果的には値上げにはなるかと思えます。

○議長（三角 良人） 後ほどきちんと調べてから返答して、いいですか。

ほかに。——これで質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 私は、この環境税、いわゆるエコカーということの減税に関してはいいと思っておりますが、これが値上げに、自分の値上げにおける自動車税の値上げ、また農家のトラクターです。これも値上げなるものであれば、特に軽自動車の場合は町民の足でもありますし、農家の方のトラクターの値上げ、これは生活の基盤となるもので、非常に景気が悪くなっている現在、賃金も上がってない現在については、するべきではないということで反対討論いたします。

○議長（三角 良人） ほかに。——これにて討論を終結します。よって、議案第15号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第15号須恵町税条例等の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第16号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第16号須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第16号須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書60ページをお開きください。

提案理由として、須恵町立スポーツ公園の位置表示を整理するため、当該条例の一部を改正する必要が生じたものです。

62ページ、新旧対照表をごらんください。

表題を改正前「社会教育施設」から、改正後「社会体育施設」に改正いたします。

改正前第1条のスポーツ公園、卓球場、弓道場の併記を改め、改正後第1条はスポーツ公園とします。これは、卓球場、弓道場が同一場所に設置されているため、この3つの施設をまとめてスポーツ公園と呼称します。

位置については、総合的な受付や管理を行っている卓球場の位置とします。

附則として、この条例は平成29年10月1日から施行するものです。

質疑として、4月1日には間に合わないのかというものがありませんでしたが、関連する第17号議案、第18号議案の料金改定の周知期間と合わせて、この時期になったという回答でした。

文教厚生委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第16号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第16号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第16号須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第17号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第17号須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第17号須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書63ページをお開きください。

須恵町立スポーツ公園及び須恵町立旅石広場の使用料及び使用者区分の改定を行うため、当該条例の一部を改正する必要が生じたことによります。

65、66ページ、新旧対照表をごらんください。

第9条関係です。社会体育施設使用料ですが、スポーツ公園における使用料が町内町外同額だったものを町内最優先に改めるための料金改正です。よって、町内使用者の金額は据え置かれ、町外使用者につき新料金を設定します。旅石広場においては、れいんぼ一幼稚園の催し物や町内クラブチーム地元の行事等を最優先させるために、町外使用者の設定を削除します。

附則として、この条例は平成29年10月1日から施行するものです。

質疑として、町内外の使用者の比率についての問いに対しての回答です。改正前の使用料が安いことから、特にテニスコートですが、町外の使用者が一括で押さえにきていて、町内の使用者が使いにくい状況に陥っているとの話でした。改正後の料金は、近隣町の施設の料金と比べてどうかとの質疑に対しては、同水準との回答、周知についての質疑に対しては、ホームページ、広報紙、利用者会議、窓口等で行っていくとの回答。町民の利用料は上がらないのかとの質疑がありましたが、上がらないとの回答でした。

文教厚生委員会、全員賛成で可決しました。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第17号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第17号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第17号須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第18号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第18号須恵町文化会館の設置及び管理運営に関する条例

の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第18号須恵町文化会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書67ページをお開きください。

提案理由として、須恵町文化会館の使用料の改定を行うため、当該条例の一部を改正する必要が生じたことによります。

69、70ページ、新旧対照表をごらんください。

別表1に記載のとおり、改正前の楽屋以下の各部屋の使用料金については、冷暖房設備の使用が限定されています。年間をとおして冷暖房を使用したいとの利用者の要望に応え、改正後は年間をとおしての冷暖房使用が可能な料金表に統一します。

附則として、この条例は平成29年4月1日から施行する。

これは値上げかとの質疑に対して、値上げには当たらない、年間をとおしてエアコンを使用するための改正との回答でした。エアコンの使用にかかわらず、使用料を据え置けないかとの質疑に、それでは料金の整合性が取れないとの回答でした。

反対討論として、改正しないほうが町民サービスにかなうというものがありました。

文教厚生委員会、賛成多数で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第18号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第18号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第18号須恵町文化会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第19号

○議長（三角 良人） 日程第8、議案第19号須恵町カルチャーセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第19号須恵町カルチャーセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書 71 ページをお開きください。

提案理由として、須恵町カルチャーセンターの使用料の改定を行うため当該条例の一部を改正する必要が生じたことによります。

73 ページ、新旧対照表をごらんください。

別表第 7 条関係です。これは、先ほどの議案第 18 号と考え方は同じです。ごらんのとおり、改正前の使用料金はエアコンを使用しない季節を想定した料金表でしたが、改正後は年間をとおりしてエアコンの使用を可能とする料金表に改めるものです。附則として、この条例は平成 29 年 10 月 1 日から施行するものです。改定により、年間どのくらいの収入増になるかとの質疑があり、回答は文書にて約 25 万円の使用料収入増との試算が出ています。討論として、エアコン使用にかかわらず、使用料は据え置くべきと反対意見がありました。

文教厚生委員会、賛成多数で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第 19 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 19 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第 19 号須恵町カルチャーセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 20 号

日程第 10. 議案第 21 号

日程第 11. 議案第 22 号

日程第 12. 議案第 23 号

日程第 13. 議案第 24 号

日程第 14. 議案第 25 号

○議長（三角 良人） 日程第 9、議案第 20 号平成 29 年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第 10、議案第 21 号平成 29 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第 11、議案第 22 号平成 29 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第 12、議案第 23 号平成 29 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、日程第 13、議案第 24 号平成 29 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、日程第 14、議案第 25 号平成 29 年度須恵町水道事業会計予算の提出について、以上 6 議案を一括議

題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

○**予算審査特別委員長（今村 桂子）** 議長を除く議員全員による予算審査特別委員会に付託を受けておりました議案第20号平成29年度須恵町一般会計予算から議案第25号須恵町水道事業会計予算までの6議案についての審査の経過と結果の報告をいたします。

審査は3月9日、13日、14日の計3日間行いました。それでは、各議案別に報告をいたします。

議案第20号平成29年度須恵町一般会計予算について、予算書1ページです。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ83億5,000万円と定める。2項、予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方債は「第2表地方債」による。

第3条、債務負担行為は「第3表債務負担行為」による。

第4条の、一時借入金の借り入れの最高額は6億円と定める。

第5条、歳出予算の流用について、各項に計上した給料、職員手当及び共済費にかかわる予算額に過不足が生じた場合における同一款内での流用ができる。

8ページ。第2表地方債です。

起債の目的、臨時財政対策債、限度額3億3,000万円、第3学童保育所施設整備事業債960万円、一般会計出資債110万円、旅石地区水路改良事業債1億1,250万円、道路改良事業債4,370万円です。緊急防災減災事業債350万円、城山防災会館（仮称）建設事業債4,730万円、以下、起債の方法、利率、償還の方法は従前のとおりです。

9ページ、第3表債務負担行為です。

事項、オープンイノベーションセンター（仮称）内装ほかりース、期間平成29年度から平成34年度まで5,000万円を設定します。

一般会計歳入歳出予算総額83億5,000万円は、アザレア幼稚園建設などの終了により、対前年度費7億1,000万円の減額、7.8%の減となりました。

歳入では、1款町税27億8,902万6,000円で、歳入全体の33.4%、前年比5,098万2,000円、1.9%の増です。町税において、軽自動車税の700万円増額について、たばこ税の今後の見込みについての質疑がありました。

6款地方消費税交付金4億3,900万円は、歳入の5.3%、6,600万円の減、前年比13.1%減。

9款地方交付税19億円で、歳入の22.8%、1億9,400万円、9.3%の減。

13款国庫支出金8億6,952万8,000円は、歳入の10.4%、今年度臨時福祉給付金

がないため、3億366万3,000円、25.9%の減。

14款県支出金5億3,947万4,000円は、歳入の6.5%。国民健康保険基盤安定県負担金、障害者自立支援県負担金の増により、2,143万7,000円、4.1%の増。

16款寄附金1億円は、3,569万円の増、城山防災会館（仮称）建設に係る寄附金3,000万円を計上。

17款繰入金は繰り入れの6.1%で、財源収支の不足額5億1,000万円の財政町政基金からの繰り入れを予定しています。

19款諸収入1億1,668万6,000円は、1億627万7,000円の減で、今年度はプレミアム商品券の販売を商工会に委託するので、販売収入1億1,500万円が減額。

20款町債5億4,770万円は、歳入の6.6%、昨年度計上のアザレア幼児園建設起債がないため、7,420万円、11.9%の減。歳入の自主財源は、全体の46.8%で、依存財源は53.2%です。国庫支出金などの減により、自主財源が2.9ポイントアップしています。

歳出では、2款総務費8億6,999万8,000円は、歳出全体の10.4%で、昨年はプレミアム商品券の販売事業、参議院選挙費などの減により1億9,821万8,000円、18.6%の減です。

総務費において、電算管理費でのマイナンバー関係の金額について、新成人者啓発記念品について、ふるさと応援寄附記念品について、まちづくり推進事業の内容について、オープンインベーションセンター（仮称）内装ほかりース料の具体的な内容について、町有地維持管理委託料について、今後のコミュニティバスの運行経路の変更について、軽自動車税における納税証明のネット化について、航空写真撮影業務のドローン撮影化についての質疑がありました。

3款民生費3億1,828万8,000円は、歳出の39.7%で、アザレア幼児園建設分の減、国民健康保険繰出金の減、臨時福祉給付金が今年度は出ないため、4億6,974万2,000円、12.4%の減です。

民生費において、福岡県介護保険広域連合本部、負担金の増額理由について、地域活性化センター、福祉センター、管理運営費の修繕料の内容についての質疑がありました。

4款衛生費9億9,577万2,000円は、歳出の11.9%、3町清掃施設管理運営費では、負担金4億6,588万8,000円、約6,000万円の減で8.7%減、衛生費において福岡漁滓処理対策協議会負担金の増額理由についての質疑がありました。

6款農林水産業費3億2,305万4,000円は、歳出の3.9%、1項農業費で旅石地区水路改良工事1億5,000万円を計上しているため、92.3%の増。

7款商工費5,371万3,000円は、プレミアム付商品券発行事業補助金のため188.5%の増、商工費において地域振興イベント補助金についての質疑がありました。

8款土木費7億3,872万2,000円は、歳出の8.8%、社会資本整備総合交付金を充当しての道路改良工事の事業費の減額により、昨年比5.7%の減。2項2目道路新設改良費の工事請負費1億3,250万円は、道路改良、舗装改良工事8件分、4項都市計画費、須恵中央駅前公園（仮称）用地取得費4,950万円、5項下水道費公共下水道事業特別会計への繰出金2億9,748万円を計上。

土木費において、下須恵1号踏切道構造改良工事の内容、JRとの交渉について。須恵中央駅前公園（仮称）用地取得の平米数、平米単価、今後の計画、活用について、公園整備工事請負費についての質疑がありました。

9款消防費4億1,918万1,000円で、歳出の5%、粕屋南部消防組合負担金は2億8,300万円、城山防災会館（仮称）建設工事費8,500万円を計上。

10款教育費9億3,118万9,000円は、歳出の11.2%、須恵中の外壁改修、文化会館空調更新工事の終了により、13.5%の減です。2項小学校費で約1,000万円の増、3項中学校費で前年度の須恵中学校校舎外壁改修工事の減により約1,000万円の減、5項社会教育費で、文化会館空調更新工事終了で約4,000万円の減。

教育費において、須恵中学校、須恵東中学校管理費の消耗品費の金額差について、第3小学校から学童保育所まで通所経路、安全対策について、学童保育所の収容人数、増員への対応、今後の見通しについての質疑がありました。

12款公債費5億6,640万5,000円は、歳出の5.8%、平成28年度で償還終了が6本、新たに10本が償還開始となりました。償還終了した元金より償還返しとなる10本の元金が少ないため、5.6%の減です。今後、幼稚園建設などの償還が始まり、さらに小中学校の大規模改造などの借り入れを行う予定で、現時点で5億5,000万円前後の元利償還が毎年続いていく見込みとなっています。

当初予算計上の財政調整基金からの取り崩しは5億1,000万円です。討論において、マイナンバー関連の予算が入っている。幼稚園教諭、保育士を正規採用することによる人員確保を望むとの理由により、議案20号に反対しますとの反対討論がありました。

続いて、議案第21号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、特別会計予算書の1ページです。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38億1,600万円とするものです。前年度費4,300万円の増額で1.1%の増となっています。国民の被保険者数は380人ほど減少しておりますが、1人当たりの医療及び医療費総額は増加しているようです。2項予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。

歳入では、1款国民健康保険税5億3,810万2,000円、前年度比較は3.6%の増で予

算の14.1%を占めます。

3款国庫支出金8億3,771万9,000円、4.8%の増で予算の22%。

4款療養給付費交付金9,910万1000円、0.6%の増、退職者医療制度が平成26年度をもって終了しているため、新規加入者はなく、この交付金は毎年減少していくこととなります。

5款前期高齢者交付金8億4,308万8,000円、2.1%の減で、予算の22.1%。

6款県支出金2億1,220万8,000円、22.7%の減、保険財政共同安定化事業の繰り出し超過の減少の影響で減額となったものです。

7款共同事業交付金9億2,344万9,000円、20.2%の増で、予算の24.2%。

8款繰入金3億6,080万7,000円、19.9%の減です。法定外の一般会計繰入金、いわゆる赤字補填分について、保険税の改定、共同事業交付金の増により前年度より9,000万円少ない、1億1,000万円の計上となっています。

一般会計繰入金の減について、質疑がありました。

歳出では、1款総務費5,268万7,000円、25.9%の増で、人件費とレセプト点検の委託料が主なものですが、今年は30年度の国保改正改革に係るシステム委託料が増額の要因となっています。

2款保険給付費23億2,509万6,000円、0.4%の増で、予算の60.9%、1項療養諸費、2項高額療養費が主なものですが、減少傾向の被保険者に対し、1人当たりの額及び医療費総額は増加すると見込んでいます。

3款後期高齢者支援金等3億6,288万円。

6款介護納付金1億2,394万1,000円。

7款共同事業拠出金9億1,883万8,000円、3.9%の増で予算の24.1%。この7款と2款保険給付費で、歳出予算の85%を占めています。

8款保険事業費2,431万3,000円、3.4%の増となっています。

特定健康診査受診率向上のための取り組みについて質疑があり、各課との連携をとりながら、受診率向上に取り組んでいただきたいとの意見がありました。討論において、一般会計からの繰り入れの増額を望むため反対しますとの反対討論がありました。

次に、議案第22号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、特別会計予算書の53ページです。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億1,200万円と定める。前年度と比較しますと11%、3,100万円の増額となっています。第2項歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料2億2,730万円、対前年度比較14.1%の増額。

3款繰入金8,464万2,000円、対前年度比較3.5%の増額は、人件費を含む事務費繰入金と保険料軽減分に相当する保険基盤安定繰入金が計上されています。

歳出では、1款総務費560万9,000円、職員1人分の人件費が主なもので対前年度比較23.7%の減額。

2款後期高齢者医療広域連合納付金3億492万2,000円、対前年度比較12%の増額。

3款諸支出金105万1,000円です。

討論において、一般会計からの繰入金の増額を望むため反対するとの反対討論、適正な予算構成であるので賛成するとの賛成討論がありました。

続いて、議案第23号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、特別会計予算書の81ページです。

歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億700万円と定める。

第2条地方債は第2表地方債による。

85ページ、第2表地方債です。

起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額3,070万円、多々良川流域関連公共下水道分2億1,490万円、資本費平準化債公共下水道分6,580万円、資本費平準化債流域下水道分2,330万円、特別措置分4,690万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

歳入では、1款分担金及び負担金1,796万9,000円は供用開始面積の増により370万2,000円、25.9%の増。

2款使用料及び手数料で、下水道使用料2億4,586万3,000円は、前年度実績による増を見込んで1,192万2,000円、5.1%の増。

3款国庫支出金で、下水道費国庫補助金1億2,800万円は、国庫補助に係る工事の増により500万円4.1%の増。

5款繰入金で、一般会計繰入金2億9,748万7,000円は121万4,000円、0.4%の減。下水道施設整備基金繰入金3,307万1,000円は、149万円、4.7%の増です。平成25年度から平成28年度までの基金積み立てを当該年度の29年度に繰り入れます。

7款諸収入300万6,000円。前年度と同額です。

8款町債で下水道事業債3億8,160万円は、第2表地方債で管渠築造工事等の減により9,190万、19.4%の減です。

歳出では、1款総務費2億339万8,000円は、汚水処理の増に伴う維持管理負担金の増により1,096万5.7%の増。

2款下水道事業費4億4,137万2,000円は、実施設計業務委託料及び管渠築造工事請負

費並びに水道管等移設補償費の減により、9,210万3,000円、17.3%の減。

3款公債費4億6,155万6,000円は、償還元金の増により1,065万4,000円、2.4%の増です。

次に、議案第24号平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、特別会計予算書の115ページです。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,900万円と定める。

第2条地方債は、第2表地方債による。

119ページ、第2表地方債です。起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債、限度額2,340万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

歳入では、2款使用料及び手数料で、下水道使用料717万8,000円は、前年度実績により23万4,000円、3.2%の減。

3款繰入金で、一般会計繰入金4,841万2,000円は、233万4,000円、5.1%の増。

6款町債で、下水道事業債2,340万円は10万円、0.4%の減です。

歳出では、2款農業集落排水事業費1,459万9,000円は、施設修繕料及び2カ所の処理施設の植木剪定委託料の増により、84万1,000円、6.1%の増。

3款公債費6,301万6,000円は、償還元金の増により164万4,000円、2.7%の増です。

続いて、議案第25号平成29年度須恵町水道事業会計予算の提出について、別冊の水道事業会計予算書の1ページです。

第1条水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条業務の予定量は、給水戸数1万367戸、前年比0.8%の増、年間総給水量267万1,353立方メートル、0.9%の増。年間有水量249万5,044立方メートル、0.9%の増。1日平均給水量7,318立方メートル0.9%の増。建設改良事業債3億1,558万9,000円、28.9%の増。排水施設改良事業の増によるものです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入は、第1款水道事業収益6億4,166万2,000円、前年比4.1%の増。主なものは第1項1目給水収益で水道使用料の増により2,441万4,000円の増。3目その他事業収益の手数料で給水申し込み加入金を月13戸と見込んでいます。

第2項営業外収益2,020万1,000円、2目長期前受金の収益化については、新会計基準に伴う減価償却の増加分に対応した帳簿上だけの利益になり、現金収入は伴いません。

支出は、第1款水道事業費5億5,514万4,000円、前年比4.5%の減、第1項営業費

用5億2,267万6,000円、1目原水及び浄水費2億7,337万1,000円、1,612万6,000円の増。主なものは委託料及び材料費で、第2浄水場の砂代の増です。5目減価償却費1億2,093万4,000円は、第6次拡張事業で整備を行った機械及び装置の減価償却が終了したことにより、3,846万5,000円の減です。第2項営業外費用3,136万8,000円、第3項特別損失10万円、第4項予備費100万円。

第4条資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第4条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額1億5,022万6,000円は、損益勘定留保資金で補填する。

収入は、第1款資本的収入2億4,155万円、前年比57.8%の増。主なものは第1項負担金3,500万円で、下水道工事に伴う負担金の減により500万円の減。第2項企業債1億5,220万円は、緊急時用連絡管及び配水管と改良工事に伴う企業債の増により7,740万円の増。第3項国庫補助金5,435万円も緊急時用連絡管及び配水管等改良事業に伴う国庫補助金の増により、1,694万6,000円の増です。

支出は、第1款資本的支出3億9,177万6,000円、21.5%の増です。主なものは第1項2目排水施設改良費3億1,010万円で、緊急時用連絡管及び配水管等改良工事の増により7,110万円の増です。第2項企業債償還分7,618万7,000円は、返済年の経過により145万1,000円の減。

第5条企業債、起債の目的、水道事業債、限度額1億5,220万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

第6条議会の議決を得なければ流用することができない経費、職員給与費9,431万円、人事異動により0.9%の減、公債費10万円です。

第7条棚卸資産の購入限度額は500万円と定める。

以上、6議案を一括して審査した結果、議案第20号から22号までの3議案については賛成多数により可決としています。議案第23号から25号までの3議案については全員賛成で可決としています。

○議長（三角 良人）　　ここでお諮りします。

委員長の報告が終わりましたので、ここで暫時休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人）　　御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

再開を11時15分といたします。休憩に入ります。

午前11時04分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第20号から議案第25号について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより議案第20号について討論に入ります。討論はありませんか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 議案第20号平成29年度須恵町一般会計予算の提出について、反対討論をいたします。

28年度、アザレア幼児園、れいんぼー幼児園で、幼稚園教諭、保育士が両園で13名採用予定が5名しか採用されておられません。両園の臨時職員の賃金は1,180万円の予算が計上され、幼稚園教諭、保育士不足のため使われておられません。今年度も臨時職員として予算が計上され、広報すえで臨時職員の募集が行われておりますが、職員が集まらないのは、やはり待遇といいですか、経済的な保証がないというふうに私は思っています。

正規職員で採用し、年収270万円以上、また非正規でも時給1,500円にして早急に採用し、待機児童を減らすべきだと。1年たって、やはりアザレア幼児園も箱ものとしてはふえましたが、そこを活用する保育士の先生、また幼稚園教諭が足らんということは本末転倒でありますので、早急にやっぱり解決すると。それは正規をとということじゃなくても、非正規に対しましても、やはり待遇改善をするべきだと思います。それが1点。

それと旅石地区水路改良工事、この1億5,000万円についてなんですけど、国、県の補助が認めないというふうなことでありました。多額の予算1億5,000万円に対しての費用対効果はどうあるかと、そこにちょっと疑問があります。今後、国、県に対して議員、地方議員、県議会議員おられるでしょう、自民党の。そういう人をもとに執行部を初め、補助が得られてからでもというふうに私は思っております。

以上、2点の点から反対討論といたします。

○議長（三角 良人） ほかに討論ありませんか。田ノ上議員。賛成討論よ。

○議員（6番 田ノ上 真） もちろん賛成討論でございます。

私は、この20号の議案には賛成討論でさせていただきます。

適切な予算構成がされているということでございます。大規模な事業がなくなったということで、予算も減っていると。要は右肩上がりではないと、そういうわけありますので、職員ばかりふやして電算化やイノベーションを否定するような発想は時代に逆行していると思います。このような適切な予算を構成していくことが、須恵町の利益にかなうことと思いますので、私は今回の一般会計予算に賛成でございます。

○議長（三角 良人） ほかに。——これにて討論を終結します。よって、議案第20号について

採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第20号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第20号平成29年度須恵町一般会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号について討論に入ります。討論はありませんか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 議案第21号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、反対討論をいたします。

特別委員会でも私はお話いたしました、一般会計からの繰り入れが必要だというふうに思っています。26年度7,700万円、27年度1,200万円、28年まだ決算されていませんので、今年の29年度の予算が1億1,000万円というふうにあります。もともと、今年の1月から値上げをなされているわけですが、繰り入れをしないことには、今後、30年から県に移行するわけですが、県が税率も決めるわけですが、やはり今後、繰り入れをしていかんことには成り立たんと、国保は。これは私が思っております。町長も執行部もおっしゃる4分の1理論です。たった2万7,000人だと。4分の1だから、25%のために金を使うのは不平等だという理論があります。しかし、これは考えてみれば、自分のところに小学校の生徒がおらなければ、小学校の医療費の助成のために町の予算を使うのはおかしいんじゃないかという理論になるんです。

だから、自分がその対象じゃなければ論外だという考え方はやっぱりおかしいわけです。もともとこれは農家、漁業、非正規の方とか、そういう方が加入しておられる保険ですよ。滞納で592人、そういうふうなところもあるわけなんです。ですから、基本的にはこれを検討して、国のほうに助成を求めていくというふうに、持っていくべきだと思っております。ですので、私は一般会計からの繰り入れは必須条件だと思っておりますので、この予算に関しては反対討論いたします。

以上です。

○議長（三角 良人） ほかに討論ありませんか。今村議員。

○議員（14番 今村 桂子） 賛成討論をいたします。

30年度から制度が県に移行いたします。県のほうでは、繰り入れをなくすようにということで今、制度も検討されております。

それと、現時点ではサラリーマンと社会保険に入られている方は二重に負担を強いられるという不公平感ということになりますので、繰り入れをなくす方向にお願いをしたいと思いますので、私はこの議案には賛成をいたします。

以上です。

○議長（三角 良人） ほかに。田ノ上議員。

○議員（6番 田ノ上 真） ほとんど同じなんですけど、私も賛成の立場での討論としたいと思います。

繰入金はなくす方向で進めているものでございますし、先ほど4分の1云々ということでありましたが、別にこれは町が切り捨てようとしているわけではない。現に繰入金、繰出金やっております、それで国保の財政を安定化させておるわけですから、必要な措置をきっちりやっておるわけでございます。

そういう意味で賛成でございます。

○議長（三角 良人） ほかに。——これにて討論を終結します。よって、議案第21号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第21号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第21号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号について討論に入ります。討論はありませんか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 議案第22号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、反対討論をいたします。

これも同じように、国保と同じように繰り入れが必要というふうに私は思っております。国のほうが非常にこの高齢者に対して無慈悲といえますか、そういう政策をとってきております。これから、老人がどんどんふえるということに対して、医療予算を削ると、介護1、2をなくすというふうな形になってきているわけです。やはり、私としましては、その国、県の言われたとおりじゃなくて、各自治体、町でこういう今まで頑張ってきた高齢者の方に対して、やはり繰り入れをして少しでも負担をなくすと。そういうことをするのが、地方自治体の役目であるし、また県、国に対してもそういうことを、議員もです、地方議員もそういう風に意見書を出したりして、地方議会でもやっているんです。だからそういうことで、皆さん、年寄りにいろいろしようとかいうけど、実際問題として負担をなくすと、そういう方向にやっぱり考えていかんと、それは国が言われた政策、予算がないから上げていくと。

今の状態でも頻拍している高齢者に対して、本当に佐谷でも集会ありましたけど、長く生きてきたらいかんのかと、早く死ねというふうなお年寄りの意見もあるわけです。だから、本当にお年寄りを、町長なんかはお年寄りはやっぱり大変だと、年金も減らされるとか、いろいろいらっしゃるけど、実際、問題としてもうちょっと何とかできんかと、そういうふうに、自治体として

やっぱりやっていくと。そして、少しでも長生きしていただくというか。それでやっぱりお金の心配をさせんようなことをやっていかんと。国、県の言われたままではいかんです。

そういう意味から、私は反対討論といたします。

○議長（三角 良人） ほかに討論ありますか。世利議員。

○議員（2番 世利 孝志） 今、1番議員の言われたことについて、基本的にはわからんでもないんですけども、やはりこの少子高齢化の時代に、4人1人が65歳にこれから伴って、これをどんどん一般会計で繰り入れますと、町の財政がパンクする。

以上のことで、賛成討論としたいと思います。

○議長（三角 良人） ほかに。——これにて討論を終結します。よって、議案第22号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第22号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第22号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第23号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第23号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第23号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第24号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第24号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第24号平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第25号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第25号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第25号平成29年度須恵町水道事業会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（三角 良人） 日程第15、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長より会議規則第70条の規定により、次のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。議会運営委員会より議会運営及びタブレット端末導入について、文教厚生委員会より町内社会教育施設の現地視察について。

お諮りします。各委員長申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定しました。

次にお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（三角 良人） 以上で、3月議会の全日程を終了しました。本会議終了後、広報特別委員会を開催しますので、委員の方は、第3委員会室に、ご集合願います。

また、3月31日をもって退職される職員の御挨拶をお願いしたいと思いますので、閉会后そのまま自席にてお待ちいただきたいと思います。

会議を閉じます。平成29年第1回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時32分閉会

会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 三 角 良 人

署名議員 1 2 番 三 上 政 義

署名議員 1 3 番 柴 田 真 人